

目 次

○第1号（11月30日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	7
◇高田清一君	7
◇清水健一君	21
◇松井保夫君	30
◇南 千晴君	43
日程第 5 請願・陳情について	56
散 会	56

○第2号（12月1日）

議事日程 第2号	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	58
欠席議員	58
説明のため出席した者	58
事務局職員出席者	58
開 議	59
日程第 1 会議録署名議員の指名について	59
日程第 2 一般質問について	59
◇松岡好雄君	59

◇小野関武利君	7 1
◇早坂 通君	8 4
◇松岡 稔君	9 9
散 会	1 1 4

○第3号（12月9日）

議事日程 第3号	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 6
欠席議員	1 1 6
説明のため出席した者	1 1 6
事務局職員出席者	1 1 6
開 議	1 1 7
日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 1 7
日程第 2 議案第65号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について	1 1 7
日程第 3 議案第66号 榛東村税条例の一部を改正する条例について	1 2 0
日程第 4 議案第67号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について	1 2 2
日程第 5 議案第68号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について	1 2 3
日程第 6 議案第69号 指定管理者の指定について（ふれあい館）	1 2 5
日程第 7 議案第70号 指定管理者の指定について（福祉センター）	1 2 7
日程第 8 議案第71号 指定管理者の指定について（学童保育所）	1 2 8
日程第 9 議案第72号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について	1 3 0
日程第10 議案第73号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	1 5 3
日程第11 議案第74号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	1 5 5
日程第12 議案第75号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について	1 5 7
日程第13 議案第76号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正	

	予算（第3号）について……………	160
日程第14	議案第77号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第3号）について……………	162
日程第15	議案第78号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会 計補正予算（第2号）について……………	163
日程第16	議案第79号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2 号）について……………	165
日程第17	請願・陳情について……………	166
日程第18	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	167
日程第19	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	167
日程第20	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	167
	議長挨拶……………	168
	閉 会……………	168

平成 2 7 年第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (月)

平成27年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

平成27年11月30日（月曜日）

議事日程 第1号

平成27年11月30日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
 - 日程第 5 請願・請願について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水喜代志君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日ここに平成27年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心よりお礼を申し上げます。

さて、私ごとで大変恐縮でございますけれども、この11月20日、群馬県町村議会議長会臨時総会におきまして、群馬県町村議会議長会の第29代目の会長に選任されました。この重責に、身に余る光栄と感激いたしております。同時に責任の重さを痛感しているところでございます。会長として、各町村議会の緊密な情報交換を行うとともに、地方議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に取り組んでいきたいと思っております。

さて、さきのパリ・テロ事件では、人間の憎悪や怒りといった感情をコントロールするのは非常に難しいと感じられております。まして、何の罪もない最愛の人を殺されたら、憎しみに体が震え、怒りを爆発させても不思議はないと思っております。

34歳のフランス人ジャーナリスト、レリスさんは、憎悪を知性と理性で克服する道を選びました。劇場にいた妻が犠牲になりましたが、イスラム過激派の容疑者らに対し、君たちを憎まないとネット上でつづった文章が世界中で共感を呼んでいます。怒りで応じてしまったらと彼は書きます。君たちと同じ無知に屈することになる。1歳5カ月の息子と2人だけになったが、この子がずっと幸せで自由に生きていけば、君たちは恥を知ることになる。だから、君たちを憎むことはしない。

レリスさんが犯人を憎しみ続けたとしたら、きっと息子も同じように、母親を死に追いやった犯人への憎しみの中で生きなければならなくなります。我が子が人として平凡な人生を歩めないことを案じているように思います。テロへの対処も、憎悪に駆られた武力攻撃だけでは撲滅できないと思います。人々の愛と平和を求める強い信念が困難を乗り越える道だとレリスさんに教わりました。

さて、本日から始まる本定例会には、8名の議員による一般質問、条例制定、一部改正、補正予算など、多くの重要議案等が提出されております。議員各位におかれましては、十分にご審議をお願い申し上げます。

これから真冬に向け、寒さも一段と厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては、十分ご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。今回の挨拶とさせていただきます。

なお、本日は大勢の皆さんには、傍聴大変ご苦労さまでございます。傍聴されます皆様方に申し上げますが、9月定例会では退場者も出ております。榛東村議会傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いを申し上げます。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、

念のため申し上げるところであります。

それでは、ただいまから平成27年第4回議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、会議は成立いたします。

地方自治法第121条の規定により、村長以下、説明のための管理職の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

12番岸昭勝君、13番早坂通君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第3回定例会の会期は、本日30日から12月9日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日30日より12月9日までの10日間と決定いたしました。



◎日程第3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案15件、陳情1件であります。

次に、代表監査委員例月現金出納検査の結果に関する報告書が提出されております。その写しをお手元に配付してありますので、ご高覧をお願いいたします。

ここで、村長より本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

平成27年第4回定例会に開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、師走の極めて多忙の中、全員のご出席を賜り、ここに榛東村議会第4

回定例会が開会できますことに厚く御礼申し上げます。

そして、先ほど金井議長のほうから申し上げましたけれども、金井議長におかれましては、群馬県の町村議会議長会の会長として、第29代の会長になられました。それについても、お喜び申し上げたいというふうに思います。さらに、今まで以上に公務が多忙になるという中で、お体には気をつけて、ご自愛の上、ご活躍くださることをお願い申し上げたいというふうに思っております。

さて、紅葉の季節も過ぎました。もはや初冬の候となっております。月日が過ぎるのが非常に早く、1年を振り返る季節ということになりました。幸い村内では、災害や大きな事件・事故もなく師走を迎えられましたことに対し、改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、さきに開催されました2015しんとう・村づくり祭におかれましては、秋晴れの中、村内外の人たち、4,000人を超える人たちがご来場いただき、盛大に挙行できました。この場をおかりいたしまして、御礼申し上げたいというふうに思います。特にスポレク祭に関しましては、子供たちからお年寄りまで世代間を越えた明るく活気ある様子を拝見させていただきまして、大変感銘いたしたところでございます。

今後も、このしんとう・村づくり祭については、創意工夫を凝らして継続したいと考えておりますので、よろしく御礼申し上げます。

さて、1年が過ぎるのも早いもので、平成27年も残りわずかとなってしまいました。私も村政執行の責任者として、早くも7カ月が過ぎようとしております。この1年を振り返りますと、前半は大きな事件・事故もなく、比較的落ちついておりましたけれども、9月に入りまして、ご存じのとおり、台風18号の影響による大雨で、関東や東北では10日間も記録的な豪雨が続きました。これは、よくマスコミでも言われているとおり、局地的にゲリラ的な豪雨があったわけでございます。そういう中におきまして、茨城県の常総市では鬼怒川が決壊しました。家屋の倒壊を初めといたしまして、多くの方々犠牲になったところでございます。お悔やみ、お見舞いを申し上げたいというふうに思います。

さらに、10月5日、環太平洋連携協定、いわゆるTPP交渉の参加12カ国は、アメリカ・ジョージア州で開かれまして閣僚会議で大筋合意をしたところでございます。これによりまして、我が国は米の無関税で輸入する枠の新設、あるいは牛肉・豚肉等の関税の引き下げなど、国内市場を一部開放することによりまして、今後農業への影響が大きな懸念を抱くところでございます。

また、同じ日に、いい話として、スウェーデンの研究所におきまして、2015年のノーベル医学賞・生理学賞が発表されました。これにつきましては、ご存じのとおり、アフリカなどで寄生虫が引き起こす熱帯感染症の特効薬を開発した大村智北里大学特別栄誉教授ら3人に授与することと発表いたしました。大村教授らが開発した薬は現在、途上国、アフリカ等を中心に、年間3億人に投与されております。これにより多くの人命が救われているところでございます。

さらに、10月7日におきましては、ご存じのとおり、第3次安倍内閣が発足したところでございます。中でも、国内総生産、いわゆるGDPの大幅増などを目指して、一億総活躍社会実現に向けて今

後の工程表の策定を急いでいるところでございます。これにつきましても、年内に具体的な第1弾を打ち出すということとなっております。

さらに、10月19日、県は県内市町村の2014年度普通会計決算概要について、人件費など義務的経費の割合で財政の弾力性を示す経済収支比率の平均値が91.9%となったと。これは、前年度と比較して0.4ポイント悪化したということを公表いたしました。その主な要因といたしましては、経費回復や消費税増税の税収は伸びましたけれども、それ以上に、今話題のマイナンバー制度導入に備えたシステム開発、あるいは社会保障の経費がかさんだということなどを挙げております。

このほか、動きといたしましては、ふるさと納税について、ことし4月から5月の全国の地方自治体への寄附金額は合計で453億円となっております。前年同期の3.9倍に拡大しております。地域経済への波及効果も大きく、一方で、納税者が返戻品で寄附をする先を選ぶ、そういうような傾向が強まっているというふうに感じております。自治体を応援するという趣旨が薄れつつある。そのため、自治体は特産品ばかりでなく、施策の発信力を強める必要があるなどの問題点が新聞紙上でも騒がれております。

このような状況下の中、村政においても順調に推移はしております。本年度実施予定の事業を含めて、主なものについて申し上げますと、総務課関係におきましては、子供からお年寄りまでの安全と見守り強化を目的といたしました防犯カメラ設置事業、これについては、村内28基を設置する予定でございます。その着工にかかせてもらっております。また、神奈川県の大井町との災害時の応援協定の締結も行いました。そして、生活協同組合コープぐんまとの災害時における応急生活物資供給等に関する協定の締結もさせていただきました。

一方、基地・財政関係では、村の人口ビジョン総合戦略策定を目的とした地方創生総合戦略有識者会議の設置もさせていただきました。

建設課関係におきましては、八幡の9号線改良舗装工事の完了を見たとところでございます。

さらに、産業振興関係では、ふるさと納税の推移でございますけれども、約4,500件、寄附金額で1億4,500万円を11月11日現在で達成しております。

特に、教育委員会の関係におきましては、南部コミュニティセンターの改修事業を実施いたします。そして、放課後わくわく教室の実施も行ってしております。これにつきましては、本年の10月1日より実施しているところでございます。

このほか、就任当初にお約束いたしました行政改革、国保税の引き下げ、給食費の順次引き下げ、防犯灯の増設などにつきましても、早期実施に向け、全庁を挙げて準備を進めているところでございます。

さて、本定例会におきましては、条例改正7件、平成27年度各会計補正予算8件、陳情1件などを提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（金井佐則君） 真塩村長より提案理由の説明が終わりました。

◇

◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者にお願ひいたします。時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁をお願ひいたします。

それでは、質問順位第1番高田清一君の質問を許可いたします。

1番高田清一君。

〔1番 高田清一君登壇〕

○1番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。1番高田清一でございます。

本日は、傍聴の皆様、大変ご苦勞さまでございます。

前回、第3回定例会におきまして、地域住民の代弁者として、私も第1回、一般質問をさせていただきました。初めてのことで、ふなれなところでもございましたけれども、非常に私にとっては充実した有意義な質問であったというふうに認識をしております。

きょうは、地域住民の代弁者として、第2弾として一般質問に立たさせていただきます。

それから、この席をおかりして、一言お礼を申し上げたいと思っているんですが、過日、字の問題点ということで執行側に提案をさせていただきましたところ、建設課の皆さんの迅速な対応、また、土木事務所との現地調整の中では村長も同行していただきました。また、愛情のある対応をとっていただきまして、大変ありがたく感謝を申し上げるところでございます。

それでは、以降、自席に戻って質問を続けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それでは、質問を続けさせていただきます。

まず、確認をとりたいんですが、前回第3回の定例会におきまして、私が防災の関係を質問させていただきました。その中で、防災計画についてなんですけれども、これは定例会終了後、速やかな対応をとりますというご回答をいただいたんですが、今現在まだ修正がかかっていない、アップされていないという状況について、経過の説明をお願ひいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 高田議員さんのご質問にお答えします。

地域防災計画ということで、前回の9月定例会のときに、アップするというので申し上げたんですけれども、急遽、防災計画の中で、県から若干調整が残るとことの指示がございまして、現在、県との調整中でございます。したがって、これが調いませんと、ホームページのほうに掲載できないということで、現在、ホームページの掲載を見合わせているという状況でございます。

私、9月のときにそういう形で申し上げたんですけれども、そういった諸事情がございまして、大変申しわけないと思っております。今後については、できるだけ早く、そういったことを、この防災計画に限らず、課長会議等で、掲載する事項については早目に進めるようにということで周知をしていきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） このような対応につきましては、即やる、すぐやるべき内容につきましては、早急な迅速な対応、早急な対策、これをお願いしたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。

文化活動ということで、幾つかご質問させていただきたいと思っております。

村内には、文化協会主催の山草会とか、それから水墨画、水彩画、カラオケ、いろいろ各団体が、趣味のこととはいえ、非常に地道な活動をしているわけですが、私が見る限り、それなりの行政としての支援体制は確立しているんでしょうけれども、そこら辺のところについて、具体的なそこら辺の支援体制、そこら辺がどうなっているかをお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、高田議員さんの質問にお答えいたします。

榛東村の文化活動振興につきましては、生涯学習課主催の文化講演会、音楽会などのほかに、中央公民館、南部コミュニティセンターが主催する事業、そして文化協会では、自主的な運営化の促進をテーマに、文化祭の作品展示会、芸能発表会、それから構成団体が行う、先ほどの水墨画展、山草展など、さまざまな事業に取り組んでいただいております。文化協会が文化・芸能振興に長年にわたり取り組んでいただいた結果、魅力的な行事が盛んに行われているということに感謝申し上げるところでございます。

ことし11月11日には、榛東村文化協会が榛東村の文化・芸術の高揚に寄与され、また、会員の自主的な運営により生涯学習の楽しさを伝えるとともに、地域住民の活発な交流の場となるなど、地域づくりに貢献した功績が認められまして、群馬県文化奨励賞の表彰を受けられました。

今後のことにつきましても、施設面、また財政、人的に限られた中で、効率的かつ効果的な文化・芸能振興を、文化協会のご理解とご協力により盛り上げてまいりたいと考えているところでございます。そして、文化協会で行う各種活動につきましては、文化協会の自主的運営と職員の側面的なサポ

ートを行いながら、支援により文化・芸能活動を推進してまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 過日の文化協会主催の芸能発表大会に、私も恐れながら、少し盛り上げ役ということで参加させていただきました。その中でも感じたことでもあるんですが、先ほど課長の答弁の中にありましたように、財政的な支援のみならず、これは私も含めてなんでしょうけれども、行政側に、ここに参加の課長さんを初めとして、役場の行政に携わっている職員も全てでしょうけれども、各団体、また各職員がみんな、村で行う行事に対しては、文化行事に対しては、みんなで盛り上げようという姿勢が、まず大事ではないのかなというふうに思います。

そういう意味では、私のときも大分寂しい思いでいたわけですが、大分参加者がいなくなったり、最後のほうの神楽のときは、本当に寂しい限りだったということもあります。今後のことになるんでしょうけれども、みんな一人一人が、そういう伝統芸能を含めて、そういうものを維持・継承・発展させるべく協力していくという姿勢が必要ではないのかというふうに思っているわけですが、そこら辺はどうでしょうか。お願いします。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 職員のそういう文化・芸能活動についての部分について、参加を促すということで、課長会議等、その中でいろんな、水墨画展とか山草展とか、そういうものを課長会に流して、職員の皆さんのところに流して。参加を促しているところでございます。

ちょっと参加が少ないということでございますので、その辺、また再度、課長会を通じて職員に周知させていただきたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 文化活動というのは、単純に文化活動とはいっても、これは非常に大事、重要かつ非常に大事なことだと思います。この文化活動に参加することによって、お年寄りを含めて、一人一芸を目指すとか、それから、その参加している団体の行事に参加することによって、やりがい、生きがい、これを見出すことによって健康管理につながるとか、非常に大事なことでもあると思います。

よって、くどくなるようで、ここで終わりにしますけれども、非常に今後、そのところを一人一人が参画意識を持って取り組んでいただければと、また、取り組んでいくべきだろうというふうに思いますので、そこら辺ご理解いただきたいというふうにして、この問題については終わりにしたいと思います。

引き続きまして、伝統芸能について、少しお伺いしたいと思っているんですが、村内には長岡に一

つですかね、獅子舞、それから、山子田には太々神楽、新井には太々神楽と獅子舞、広馬場には神楽の保存会と宿稻荷神社獅子舞ということで、各6団体があるわけなんですけれども、私も字の伝統芸能の団体の会計等々も見させていただいているわけなんですけれども、私が認識する限り、今の伝統芸能を維持・継承・発展させるためには、今の支援体制、今の支援金では若干少ないのではないかという気がしているんですが、これについてはいかがなものか、お答えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） ただいまご指摘ありました文化協会の伝統芸能への補助金という部分につきましては、各1団体4万5,000円の、7団体になりますけれども、31万5,000円ということで支援、お金の面で支援しているわけでございますけれども、伝統芸能につきましても、文化協会が行う文化芸能活動の支援と同様に、伝統芸能振興に取り組む方針でございます。

伝統芸能の維持・伝承・発展につきましては、旧来からの課題となっていることから、伝統文化団体と話し合いながら、側面的な支援により取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは行政の側でも、非常に重要視して、意識を持って取り組んでいるということは重々承知しているわけなんですけれども、先ほどとまた共通するわけですが、今後より一層、そこらについては、お互い協力体制、支援体制を意識してやっていきたいと、またやっていただきたいというふうに思います。

それから、次に移らせていただきたいんですが、文化施設、これは村の財政を考えたら、到底無理だろうと、言うだけ無駄かという気もするわけなんですけれども、私も時たま、箕郷とか吉岡の会館で参加させてもらったり、入ったりして見ているわけですが、非常にうらやましい限りなんです。あそこまでの施設を榛東村で、この財政が厳しい中で、施設をつくるというのは大変かというふうに思うわけなんですけれども、できるものなら、将来の夢として、中央公民館と南部コミセンを一括した村独自の文化活動が醸成できる、また、村民がそういうのに参加できる施設というものも、建設に向けて意識を持っていただければというふうに思いますので、無理をわかっていて申しわけございませんが、ひとつ提案させていただきたいと思うんですが、村長、この辺どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ご存じのとおり、中央公民館等が老朽化して、この問題についても、委員会等を設けて今やっているところでございますけれども、これが、中央公民館が全てじゃないということもございます。さらに、図書館建設の問題とか、いろいろご意見もございますので、そういうものを取り入れながら、今検討しているところでございます。

はっきり言うと、場所選定についても、2カ所が候補に挙がっているということも聞いておりました、私自身もその現場を見させてもらっております。

また、それと同時に、いろいろな施設が各所でつくられております。先ほど高田議員がおっしゃったとおり、吉岡町についても、あのような広いものもあります。いろいろなものについて、箕郷についてもありますので、その辺との連携協定、そういうことを含めてやっていかなきゃならない。榛東村においては、スポーツにおいても、スポーツ施設等が相当充実しておりますので、そういう人たちにも使ってもらうのと同時に、文化についても、伝統芸能についても、そういうところを勘案しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ありがとうございます。

それでは、もう一つ、要請、お願いだけをして、この項目を終わりにしたいと思うんですが、南部コミセンの、私の感覚だけかもしれない。また何人かのご意見を伺っているんですが、非常に音響効果が悪いと。もともとの建設目的が、そのような音響効果を意識した建物でないといえ、話は終わってしまうんですが、音響効果も悪いというところも意識をして、何か改修・改善するチャンスがございましたら、そこら辺も意識して対応をとっていただければというふうに思いまして、要請をしておきます。

この項目の最後をお願いしておきます。総合グラウンドの、これもよく私はあそこを通りかかるんですが、サッカー等々の練習なり試合があったときに、非常にバックネットのところに、お猿さんが群がるみたいに網のところに群がっている観客の状態です。そういう意味では、サッカーの観客席、それからテニスの観客席、また野球も含めてでしょうけれども、そこら辺の観客席等々の課題があると思うんですが、これもお金が絡むことなんですけれども、ここについてはどう考えているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、しんとう総合グラウンドの関係、現状等について説明いたします。

前年度におきまして、しんとう総合グラウンド改修基本計画検討委員会で検討を重ね、基本設計業務の成果が得られているところでございます。今年度は、この基本設計をもとに詳細設計業務を実施しており、経済性、機能性、利便性など、さらに精査をしているところでございます。

しんとう総合グラウンドの観客席の整備につきましては、主にサッカー場と、その他必要な箇所に設置するというようになっております。

今後の建設予定ですけれども、防衛補助事業により、平成28年度及び29年度の2カ年で整備すると

いうことになっております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

ふるさと公園の関連で幾つかお伺いしたいと思います。

私も地元の議員として非常に心苦しい、また、地元の皆さんには非常にご迷惑をかけていると。何とかしたい、何とかあってほしいという気持ちで日々過ごしているわけですが、11月1日からNPO法人の方があそこに入ったわけですが、非常に私も、あれから3回、4回、うどんを食べに行ったり何だりしながら、様子をそれなりに見ているわけですが、非常に客数も少ない。また、そもそも公園に対する入場者数が非常に少ないという状況がまだまだ続いているわけでございます。

そうした意味で、これは、事業に対する責任は事業主にあるわけですが、事業の環境整備等々には、あれ、村の施設でもありますし、村がかなりのバックアップなり支援をとらないと、あのまままた無駄になってしまう、だめになってしまうのではないかとということが懸念されるわけですが、ここについてお答えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、ふるさと公園に関する村の支援ということでお答えさせていただきます。

ふるさと館につきましては、本年10月1日よりNPO法人プロスポーツサポートが活用しております。当該法人の事業内容につきましては、公園の開園時間であります午前9時から午後5時まで、軽食の販売や村の特産品、県内プロスポーツ関連の展示等を行っております、先ほど申し上げました時間外におきましては、完全予約制で宴会等も実施しております、榛東村の特産物を使用した鍋料理等を提供しております。また、当該法人からは、榛東ママフェスとのコラボ事業の実施など、館内での村民が集い、交流が図れる事業を予定していると聞いております。

村の支援でございますが、今後の事業の展開を行っていくための最善策、また、行政としては条例、その他各種法例に照らし合わせるなど、事業を円滑に継続できるよう、各種法例に基づいたアドバイス等を随時行っているところでございます。

村は、あくまでも施設の管理者であり、当該法人につきましては施設の利用者であるという明確な線引きをした上で、両者合意の上で施設の使用を許可しております。そのようなことから、施設に故障箇所があるとなれば、村が必要最低限の修繕を行い、当該法人が事業を行う際に発生する経費につきましては、当該法人に自己負担していただくということになっております。

最後に、ふるさと公園の活性化の観点でございますけれども、行政から資金面での当該法人の事業

をフォローするということも、一つの案として考えられるところでございますけれども、当該法人はNPO法人といえども、利益が発生するということでございます、そのために、既に申し上げました両者の線引きと合意の上の施設使用という考えを十分に意識しまして、各種法例に反することのないよう、村による支援を十分精査・検討していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 課長の答弁が非常にスムーズというか、非常に教科書どおりというか、または非常に当たり前というか、答弁をいただいたんですが、とにかく答弁的に、内容的にはそうなんでしょうけれども、やはり意識を持ってやらないと、あのまままた、さびれたままになってしまうというのを私は懸念しているわけでありまして、そこら辺はまたお互いが努力して、何とか活性化が図れる方向に持っていければというふうに思います。

ちなみに要望しておきますが、11月のセールのとときに、これ、私も10時にちょうど行ってみんですが、非常にSLの機関車を走らせてくれるボランティアの方と、それから窓口の人、ここしかいなかったんですね。これも、先ほど芸能でもお話をしたんですが、やはりこれも一人一人がそういうものを意識して、盛り上げようという意識があるのであれば、もうちょっと各団体とか、村内に対するコマーシャルを行うとか、または参加意識をみんなで盛り上げるために参加するとか、そこら辺の意識があってもよろしいかなという気がしていますので、これはお互いさまの話なんですが、一人一人が盛り上げる努力をしていくべきかなというふうに思います。これは要請ですけれども、要請をして終わりにしたいと思います。

このふるさと公園ですけれども、最後をお願いしておきたいのは、私も現地を見ましたら、遊具は故障したままとか、そのまま放置しているんですね。先ほどの答弁からすれば、やむを得ないのかなという気はするんですが、遊具、それから、親水公園のところの土手のところの丸太が腐ったままで、草はぼうぼう生えているとか、という課題、問題もあろうかなというふうに思います。ここら辺も今後できれば整備して、悪くなれば悪くなったで、ますます客は来なくなっちゃうという面もあるかと思しますので、そこら辺も意識してやっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、このふるさと公園、非常にうちの地元で関係あるんですが、あそこ、道路を封鎖して、公園の敷地内ということになっているわけですが、封鎖しただけであって、道路がそのまま残っているわけですね、舗装なんかも。あその土地が、あその場所が有効に活用されていないというふうに見受けられます。

よって、もしも活用するのであれば、活用するらしく、あのところをもっと整備すべきですし、活用しないのであれば、一旦できれば、心情として言わせていただければ、道路封鎖を解いていただきたいというのが地元の声でもありますので、解いてくれとは言わないまでも、あそこを有効に早急に活用していただきたいというお願いをしておきます。

それから、もう一つ、これは質問させていただきたいんですが、ふるさと公園を見たところ、やはり、私自体も行って見て、駐車場からふるさと公園に入るのが遠いとか、入り口がわからないよとか、いろんな問題があるわけですが、駐車場整備、それから、あそこの貯水タンクの移動等々含めて、そこら辺の環境整備的なところで、どう考えているかをお教えいただければと思います。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、環境整備についてお答えいたします。

ふるさと公園周辺の環境の整備につきましては、先ほど高田議員よりお話ありました公園入り口の問題から始まり、北部浄水場との関係、また、親水公園との間の廃道の有効利用等、多岐にわたるところでございます。また、園内の遊具につきましても、法定検査を毎年受けており、その使用に関しましては問題がないとされておりましたが、老朽化が目立つところがございます。公園の活性化を考える上で、今申し上げました課題を解決する意義は非常に大きいと考えております。

今後につきましては、公園の活性化につながる最善策につきまして、ふるさと公園活性化委員会や村民、来村者の方からなど、幅広いニーズの意見を集約しながら、十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 私も言うばかりじゃなくて、私なりに作戦、何か改革案が抜本的なものがあるわけではないんですけれども、幾つか私なりに考えてきましたので、これも参考にさせていただければということでは言わせていただきたいと思います。近隣民間店舗との連携、これもまた必要かなというふうに思います。ワイナリーとか吉祥さん、ライフさん、竹家さん、ロザーナさん、樋口りんご屋さん、夢やさん、もろもろいろいろ民間の業者がいるわけですが、こういう方々と連携をとって、全体として地域を盛り上げるということでの取り組みができればというふうに思います。

それから、商工会との連携、それから伊香保温泉との連携等々も、少しでも考慮できればというふうに思いました。

それから、園内の何かイベントをやるときに、少し寂しい限りですので、園内の花いっぱい運動だとか、それから、バラ愛好会の皆様との連携による、少し華やかさを持った取り組み等々もできればというふうに思います。

それから、今感じているのは、子供の遊び場の設置、子供の遊び場が少ないというのも、これもつくづく感じるわけですね。子供がいれば親も来るわけですので、子供の誘客を図れる施策も講じられればと思います。その一環では、ミニSLコースの拡大とか、そこら辺も考えていければというふうに思います。

ともかく、いろんな作戦なり、いろんな方策なりあろうかと思うんですけれども、少しでも役に立

つ、少しでも誘客を図れるということを施策・方策を講じて、活性化に向けた取り組みをしていただきたい、また、取り組みをしていくべきだというふうに思っております。

以上、要請をして、ふるさと公園については終わりにさせていただきます。

一つ、公園ということで、おまけということ、何なんですが、この役場の上にある公園に時計が欲しいという声がありまして、これは散歩の方とかもろもろ含めて、時計があればという声を受けておりますので、これもご検討いただければということで要請をしておきます。

非常に時間が過ぎるのが早くて、少しはしょって言わせていただきまして申しわけございません。

次に、住民サービス窓口設置ということで少し、2点ばかりさせていただきます。

非常に今、行政の住民生活課の窓口の対応も、私が知る限り、私が見る限り、非常によくなっているということで、その対応がいいからいいだろうという見方もあるんですが、一つには、役場に来た方に、少しわからない人とか、うろうろしている人とか、それから外部から来た人たちに対する、少し愛情を持った住民サービスということでの対応策として、あそこに窓口を設置したらどうか。これも人件費が絡む等々あって、非常に難しいかと思うんですけども、例えば、各課の担当者が半日単位で持ち回りでやるとか、または午前中だけやるとか、またはイベントのときのみとか、または外部から来るときとか、こういういろんな条件を設定してでも、あそこに窓口を設定したら、非常に来客、来庁した方に親切な対応がとれるのではないかというふうに思いますので、ここら辺も検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 高田議員さんのご質問でございますけれども、住民に直結した非常に重要な問題であるということで認識しているわけですが、現状ですけれども、役場正面の受付の窓口の設置ということでございますけれども、役場をつくるときの基本的なコンセプトがございました。というのは、この構造に合わせた中で、窓口をどのような形で設置するかということで、相当議論をされたようでございますけれども、結果的に、その中で行き着いたところにつきましては、人口規模だとか職員数、経費などを勘案して、南北の玄関近くにまず総合案内板を設置して、来庁者の対応に当たるということになった経緯があるようでございます。

そういったことで、先ほど高田議員さんからもおっしゃられましたけれども、やはり経費だとか人口規模だとか、やはり庁舎の機能等を勘案した中で、これが設置されているということを理解いただきたいと思っております。

いずれにしても、当面のところは、役場庁舎の基本のコンセプトであります南側正面玄関から来庁される方につきましては、住民生活課の窓口職員、それから、北側の来庁される方につきましては、会計課の窓口職員に声かけによる対応を、これまで以上に徹底してまいりたいと思っております。

なお、それ以外に職員もおりますので、率先して対応するよう周知してまいりたいと考えておりま

す。

いずれにいたしましても、非常に住民の方々にご迷惑をかける案件でございますので、今後は議員さんの貴重なご意見、提案も含めて、村民の方々のニーズを十分注意しながら、対応策を模索していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） もう一つ、住民サービスということで、お願いかたがた質問させていただきます。

今回、国勢調査がありまして、インターネットによる対応ということで、各地区の担当者の皆さんには非常にご苦労いただいたと。かなり、なかなか全部を回ってやるのは大変だったというふうに思うわけですが、これは一つは、確定申告のときの税務課の対応がよるしいから、私がそういう欲張った要求をするのかもしれませんが、非常に確定申告のとき、税務課の皆さんには対応よくしていただいております。それと同じで、インターネット等が使えない、またはパソコンがない、そういう人たちに対して、何か国税調査と同じに、あそこに窓口を設けて、役場のほうでインターネットによる国勢調査の対応というのができないかどうか。これは、できない理由があるんならしようがないんですけども、そのようなことでの対応がとれれば、非常に住民にとってはありがたい話だと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回、国勢調査の実施年ということで、また、今回の調査から初めて、インターネットを利用したオンライン調査が導入されたというところでございます、ことし初めてということで、実際に実施してみないとわからない部分等々もございまして、今後、国勢調査に関しましては5年後ごとに実施されるわけでございますけれども、国勢調査以外の調査につきましても、オンラインの回答ということがだんだん主流になってくるというようなことも言われております。実際、現在、パーソントリップ調査ということで、群馬県と栃木県ですか、そちらが実施しております調査についても、オンラインで回答ができるというようなことになっております。

今回初めてということで、いろいろ課題が出ておりますので、そういったことを次回といいましょるか、の調査等に生かしていければというふうに考えておりますが、一方で、取り扱う情報がどうしても個人情報という部分がございます、役場まで来庁していただいて、それ専用のパソコンを用意してというふうなことも考えられるわけでございますけれども、今後どういったやり方がいいのかということを検討させていただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 今後の課題として検討いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、少しこの下のふれあい館について、幾つか質問させていただきます。

私もよく利用させていただいているわけですが、非常に残念なのは、ますますお客が減っているふうに感じられるのと、たまによそへ行きますと、榛東に来ていた人がよそに行っているというのを見るのが寂しい限り。なおかつ、その上に輪をかけて、冬場の終わりの時間が8時になったと。非常にこの8時に終わるということに対しては、私も行くたびに、これじゃ早過ぎるという声を大分お風呂場で、裸のつき合いで聞かせていただいているわけですが、8時になったいきさつ、経過も聞きました。これは人件費等々、もろもろあるかと思うんですが、本来の風呂のふれあい館の目的は、村民福祉ということの主の目的としているのであれば、人件費がということを理由にして、終わりの時間を8時にするという短絡的な考え方というのは、違うのではないかというふうに思っております。

ちなみに、よそのところもちょっと調べてみたんですが、大体9時までが吉岡とかばんどうの湯、それから、11時がやすらぎ、10時がスカイテルメ、天神の湯も10時ですね。遅くても、ほかのこの近隣のお風呂は大体9時なんですね。できれば、8時を9時にしていただきたいという話と、やはり仕事が終わって、6時、7時に仕事が終わって、それから来る住民の人が、来たらもうそこそこにお風呂が閉まっちゃうよということでは寂しいという問題もありますので、ここでご検討いただけないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 福祉施策の一環として取り組んでおりますふれあい館につきましては、福祉施策との結びつきが第三者から理解しにくい点があります。行政サイドのPR不足という課題もありますが、その一方で、障害福祉や高齢者福祉、児童福祉などは、第三者から理解しやすい福祉施策と言えます。

福祉施策として理解しにくいふれあい館と理解しやすい他の福祉施策のバランスは、結果的に予算・決算額で評価されてしまいます。榛東村の一般的な福祉施策は、他に例を見ないほど先進的で、多くの予算を投じ、それに付随して、ふれあい館に投じる予算額も大きければ、第三者も納得するものと考えられます。福祉施策に対し先進的であり充実していると、誰もが感じているとはいいたいと思います。

ふれあい館の運営につきましては、他の福祉施策とのバランスを重視する必要があります。営業時間の見直しや、指定管理者の社会福祉協議会のほうでも、その導入に際して、一、二カ月の来館者数をその時間帯ごとに調べまして、極力影響が少ない範囲で実施した経緯があります。営業時間の見直しは人件費や光熱費が減り、減収補填の削減につながることから、他の福祉施策との均衡に寄与するものと判断した次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） ありがとうございます。

前回の予算の会計報告の中でも、これもまたやむを得ないというふうに思うんですが、二千何ぼの補填をしていると。この補填をどう考えるかだと思っんですね。仕方ないだろうと、仕方ないから、補填をするのはしょうがないだろうという考え方も、これまたありかなというふうには理解するわけですけども、じゃ、補填すればいいのかい、村として補填すればいいのかい。社協として補填されて当たり前なのかい。ここら辺は、当たり前が当たり前じゃないと思っんですね。やっぱり、いかに村民福祉が重視だとは言っものの、やっぱりある程度まで、利益を意識した対応なり対策なりは立てるべきでしょうし、補填ありきが当たり前でもないですし、補填されて当たり前が当たり前じゃないということ意識して対応をとらないと、ますます赤字がふえるのではないかとこののが懸念されまっす。そこら辺を含めて、そこら辺の対応策を早急にとるべきかというふうに思っっているわけですが、課長、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ふれあい館の運営につきましては、収支の改善を図る方法として、1つは入館者数を上げる対策、それと、2つ目がコストを下げる対策、それと、3番目に入館料を上げるという対策も考えられると思っます。

これにつきましては、現在ふれあい館の指定管理を受けております社会福祉協議会が、平成25年度に受ける際に、最初に入館者をふやす対策として、ポイントカードの導入や、あと、カラオケデーの設定なんかをした経緯があります。その経緯をうちの1年ほど見まして、どうもこれは、入館者数が顕著にふえるというふうにはならなかった。そこで、2つ目の対策として、コストを下げるという対策で、営業時間を短縮するなどの対策を図った経緯があります。3点目の改善策として、入館料のほうにつきましては、今後消費税が10%化になるのに伴いまして、また再度検討していきたくて思っしております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） お風呂で行き会う人に、これは本当に伊勢崎とか前橋からのほうからも来る人がいっぱいいるんですね。これは何がいいかというと、本当にこのお風呂は、非常にお湯がいいということであるお客もいっぱいいるわけですので、ふれあい館独自のよさというものをアピールすると同時に、そういうお客がいるということ大事にして、ますますお客がふえるべく対策を立てれば

というふうに思うわけですが、これもまた幾つか提案をさせていただきたいと思うんですけれども、年間のパスポートを出しているお風呂もあるんですね、年間パスポートを発行する。それから、福祉と言いながら、福祉器具とか何かが割と見受けられない、マッサージ機はありますけれどもね。例えば、一ついえば血圧計とか、そういうものがあるとか。少しは健康を意識した対策を立てた施設に変換するとか、それから、できれば、この前の芸能発表会等々でも、あれだけの団体があるわけですが、あの施設が、あれだけの音響効果を含めてあるわけですから、非常にもったいないという気もするんですね。何らかの形で発表会に貸し出すとか、それから大会に貸し出すとか、そういう形で有効活用が図れればというふうに思います。

それから、先ほど課長のほうから、時間別の入場者数とあったんですが、できれば、その時間帯別の入場者数のデータをもとにした対策というのかな、そういうのも必要なと思います。それによつては、先ほどの8時を9時にしたら、朝の10時というやつを11時にずらして、人件費はふやさずして、全体の客数に応じた要求に応えるというのも必要なというふうに思います。

それと、若干お風呂については、村内外、ありとあらゆるコマーシャル、媒体を使つてのコマーシャル不足かなという気もしていますので、そこら辺も大々的に拡大できればというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ふれあい館が始まりまして、平成7年に整備されて開館した次第です。利用者の意見等を当初とつたという話も伺っておりますが、それ以外の、その後そういう利用者の意見を集めたことはなさそうです。そういう今、高田議員さんがおっしゃった対応策、いろいろ、また利用者の声などを聞きながら、入館者数をふやすというコンセプトで改善を考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） お風呂の関係としては、もう一つ確認をさせていただきます。

足湯が今閉ざされたまま、閉じたままなんです、足湯と、それから食事メニュー、今うどんとおそばがあるわけですが、食事メニュー。それから、洗い場をもっと拡張できないかとか、ここら辺がちょっと今、お風呂に対する課題かなと思ひますが、これに対する対策をする予定がございましたら、お教えいただきたいと思ひます。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 最初に足湯の件なんです、こちらは完成したというか、

ふれあい館が一時、最初に温泉井が故障してしまいました。3年間ほど、沸かし湯で対応した時代があります。また新たな温泉井を掘削しまして、それで運営を始める暁に足湯を整備し、減少していった入館者数をふやそうという取り組みをしたわけなんです。当時、石油の高騰もちょうど重なりまして、入館者の戻る曲線と原油高騰によるコストの面、足湯が完全に開放ですので、非常に燃料を食うという、燃料、またコストが上がるという要因から、現在休止活動に至った経緯がございます。ただ、つくったからには、ある程度何か有効活用ができないかと、指定管理者の社会福祉協議会とともに、いろいろ検討している次第です。

食事メニューにつきましては、限られた空間を有効活用して、先ほど議員さんがおっしゃったメニューにとどまっておるんですが、これは、先ほど申しました厨房の問題もありますので、施設改修のときには、そこら辺を検討しなければならないと考えております。

また、洗い場の拡張につきましても、ちょっと狭いというような声もありますので、そこら辺も将来に向けた改修のときに、いろいろ検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ありがとうございます。

最後に、一言お話をして終わりにさせていただきたいと思うんですが、近年、非常に行政の役場の皆さんの、先ほど建設課をお褒めしたんですが、非常に対応がよくなっているというのが私の評価でございます。非常に対応がよくなっている、また、来客した人に対する対応も非常によろしいかなというふうに思っております。

村民に対する接遇というものは、ここの役場にいる限り、非常に重要かつ大切なことであろうかなと、また必要不可欠かなというふうに思います。今後は、対応がよいというのみならず、返事がよいというのみならず、そこら辺の処理と確実な実行、それから、より一層の住民サービス向上を目指して、意識して、お互い努力して、村民に喜ばれる、また、村民が求めているものに応えられる行政であり、議員であり、議会でありということを目指してやっていきたいというふうに思います。

今後ともみんなで協力してやっていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、1番高田清一君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をとります。休憩時間15分、10時20分より開会いたします。

午前10時5分休憩

午前10時20分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて一般質問を行います。

質問順位 2 番清水健一君の質問を許可いたします。

2 番清水健一君。

〔2 番 清水健一君登壇〕

○2 番（清水健一君） 皆様、おはようございます。2 番清水でございます。

政府は本年、認知症の人への支援を強化する認知症施策推進総合戦略新オレンジプランを正式に決めました。団塊の世代が75歳以上になる2025年までを対象期間とし、その年には65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になるとの推計が出されております。基本理念として、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を掲げ、7つの戦略の柱を示しております。

1、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、2、認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、3、若年認知症施策の強化、4、認知症の人の介護者への支援、5、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、6、認知症の予防法・診断法・治療法、リハビリテーションモデル・介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、7、認知症の人やその家族の視点の重視の7点です。

そこで、新オレンジプランに伴う当村の取り組みについて伺います。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 2 番。

〔2 番 清水健一君発言〕

○2 番（清水健一君） 村の認知症のサポーターの現在の人数、また、サポーターが患者と介護家族を手助けする仕組み、本村ではどのように展開されているかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 認知症のサポーターの関係でございます。

認知症のサポーター養成講座につきましては、健康・保険課で過去実施をしておりますので、お答えをさせていただきます。

榛東村で、平成21年度に初めて開催をしまして、23、24年と実施いたしております。平成21年度は初めてということで参加者が107名、それから、平成23年度が49名、平成24年度に41名の参加者で実施しております。平成25年度以降開催をしておりますが、過去の養成講座の開催の中の課題等もございまして、今後も研究の上、また実施を検討しているところでございます。

○議長（金井佐則君） 2 番。

〔2 番 清水健一君発言〕

○2 番（清水健一君） 新オレンジプランでは、認知症についての基礎知識と正しい理解を身につけ、

認知症患者と家族を手助けする市民ボランティアとしての認知症サポーターは、国としても当初よりこの養成に大変力を入れております。目標であった600万人の達成が目前に迫っているために、目標を800万人に上積みしたところだと聞いております。

当村といたしましても、認知症対策は喫緊の課題であると思われまます。今後、このサポーターの人数、また目標値があれば、どのくらいに設定しているか教えてください。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 先ほどお話をしましたように、現在、21、23、24年と実施をしまして、その後実施ができておりません。現在のところ、介護の業務関係との関係でございまして、実際の村での認知症サポーターの目標人数は定めておりません。ただ、今の清水議員のお話にもありましたように、認知症サポーター、国でも600万人から800万人ということで開催を計画しておりますが、高齢者福祉との関連を考えてございまして、現在検討中ということでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 認知症は、とにかく早期発見、早期治療ということが特に言われております。実際の認知症になる前に、実は軽度認知障害というステージがあります。認知症は、軽度認知障害を経て進行していくと言われております。軽度認知障害が発見できて、的確な予防対策に取り組むことができれば、進行をおくらせることや、ご家族の準備がその時点で整うことができたり、また、認知症に至らずに済むこともあると言われております。

軽度認知障害というのに気づかないで、おかしいなと思ったときに、既に認知症が発症しているケースが多いと言われております。認知症に限らずですけれども、認知症予防や介護予防は、健康なときから継続することが大切です。つまり、軽く出ているとき、まだ少なからず自分自身の自覚症状があるときに、自分の状態がわかることが望ましいと思います。早期発見が早期治療に結びつける流れをつくるためにも、発見の機会を多くつくること、またそのツールを用意することが、村として大切ではないかと思われまます。

認知症の早期診断対策として、早期に発見できるスクリーニングテスト、簡易チェックシステム「これって認知症？」等がございまして、村として導入する考えはありますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） いろいろな対策が考えられると思いますが、ことし3月12日に県が開催しました介護保険・高齢保健福祉担当課長会議で提供された資料がございまして、それ以前、昨年6月に一般質問のありました認知症カフェなんかも、それらが新たに目標値なんかが設定されております。

今、オレンジプランの中でいろいろな、国のほうで指標というか、目標値等を、おおむね概要等を示している段階だと思いますので、まだ榛東村につきましては、そういう細かい予防対策とか、そういうものについては検討していない状態となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 新オレンジプランの中で、認知症の早期診断・対応のために、医師や看護師などが自宅に訪問する初期集中支援チームを2018年までに全市町村に配置するとの目標があると聞きました。当村では、このことについて、どのように考えておりますか。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 認知症の初期集中支援チームとは、平成25年度、26年度に国のモデル事業で、各、日本中がございますけれども10カ所、それから、26年には20カ所の実施の検証をしたということございまして、これを平成27年度から制度化し、平成30年度までに全ての市町村で設置することが制度化されたというふうに認識しております。

群馬県内では、以前にもお話をしましたが、前橋市がモデル事業に取り組みまして、そのままモデル事業のチームを設置しているというふうに聞いております。

この認知症の初期集中支援チームとは、家庭訪問を行い、アセスメントや家庭支援等を行うことで、医療系・介護系の専門職と専門医によるチームを構成し、対応する事業でございます。専門の医療機関ということでございますが、認知症疾患医療センターという位置づけによりまして、この医療機関は、群馬県内では10カ所の指定がされております。管内では、吉岡町の田中病院が指定を受けているそうでございます。

基本的には、専門医、それから看護師等によるチームでございますので、専門医療機関に委託して設置することになると考えていますが、県内でも10カ所の指定医療機関ということで、各市町村からの重複での委託設置ということも考えられます。個々の受診となりますと、すぐに受診できなかったり、1カ月待ちというような状況もあるそうでございます。専門の医療機関の整備がこれから必要とされるというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 認知症の人の介護者の支援として、先ほども課長の答弁の中で話がありましたけれども、認知症カフェの設置を推進していくとあります。認知症になると、認知症の人からは、出かける自信がない、家族からは、どこに連れていっていいかわからないといった意見も聞かれることがあるようです。このような悩みに対する一助として、認知症カフェというものが登場しました。

多くの方の外出のきっかけになっています。認知症の人と家族も認知症カフェに出向き、お互いの介護生活をオープンに話すことで、地域での助け合いが生まれています。

認知症カフェの設置について、本村でも早く進めてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） このカフェにつきまして、現在近隣では、旧群馬町の中で実施している例が認められます。ただ、その群馬町のケースでは、行政の関与はなく、介護保険事業の対象外サービスと聞いております。また、全国の市町村の中には、市町村独自に補助制度を設けて、認知症カフェを支援するところも見受けられます。

しかし、先ほど申しました県の3月12日に開催された会議の中で、認知症カフェ等の設置目標が新たに示されております。平成30年度から全ての市町村に設置される認知症地域支援推進員等の企画により、地域の実情に応じ実施されると示されております。それで、またこの中で、新たな言葉として地域支援推進員という言葉が出てきておりますが、これについては、どうも包括支援センターなんかがそういうポストの方を設けるような仕組みかなとも、今考えている次第です。

しかし、介護保険制度の枠組みの中で、この認知症カフェがどのように扱われているかといった不透明な部分が多く、それらを見きわめながら取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 65歳未満の若年認知症についてお聞きします。

2009年公表の時点で、もう既に推計3万8,000人、これは働き盛りの世代で、高齢期と違った生活課題があります。40代、50代で発症する人も少なくありません。職場の中核であったり、家事や育児を切り盛りしている人たちであります。本人や配偶者の親などの介護と実は重なって、複数の人の世話をする多重介護に直面するご家族も多いと言われております。また、発症後に家族にかかる精神的・経済的負担は大変に重いと言われております。この若年認知症、大変大きな問題として、今後大きくクローズアップされてくると考えられます。

若年認知症の対応について、本村ではどのように考えていますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 若年認知症につきましては、本村に、そのケースはちょっと把握しておりませんが、多分その存在もあると思いますが、この対策につきましては、こちらの私たち子育て・長寿支援課のほうの高齢対策の枠組みの中では、ちょっと年齢等もありますので、これ

からの課題かなというふうに解釈している次第です。

ただ、確かに家族に与える影響等、周囲に与える影響等、非常に高齢者の人よりも影響が大きいと思いますので、そこら辺はやっぱり、ある程度配慮していかなければならないかなと考えております。以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 認知症やその疑いがあり、徘徊などで行方不明になって警察に届けられた人が、平成25年の1年間で1万322人、そのうち151人は不明となっています。認知症のため身元がわからず、群馬県内の施設で暮らしていた女性が東京都在住の女性であることが7年ぶりにわかり、ご主人と再会したというニュースもありました。高齢化が進む社会において、自然な形で見守りや声かけによって安心して暮らせる仕組みづくりが重要だと思います。

そこで、徘徊高齢者の早期発見、保護するための本村の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 平成16年度にGPSの端末、携帯電話よりやや小さいサイズなんですけど、そちらを所有、購入した人に対する助成事業がございます。ただし、昨年、平成26年度に初めて、その使うという希望がありまして、実際に助成した経緯がございますが、その所持した家族から聞きますと、やっぱり当事者が持ち歩かないで、家族は考えまして、衣服にこういうふうに縫いつけて対応したんですが、その装着した部分を当事者がはさみで切り取ったり何だりして、これも結局効果的では、ケース・バイ・ケースであるとは思いますが、とりあえず榛東村で平成26年度初めて、そういうケースに貸与した品物については、ちょっと効果がなかったという経緯がございます。

それで、高崎市のほうで、今度、靴のほうに入れるという新しいスタイルのGPSの発信機を装着させるという話が新聞等で紹介されましたが、それにつきましても、私の当課のほうのGPS、端末の経緯からしますと、そこら辺も早期に導入よりも、高崎市の実績を見てから、いろいろ導入する検討したほうがいいんじゃないのかなと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 先進的な取り組みをしているところでは、外出時に不安、心配のある高齢者を守るため、高齢者の履物に張りつける反射ステッカーを配布していると聞いております。黄色のステッカーと赤のステッカーがあるわけなんですけれども、黄色のステッカーの場合は、困っていることはないのかと声をかけ、赤のステッカーは、その方を見たらすぐ保護し、市役所に連絡するという

制度を行っているそうです。こうした取り組みを市民に周知し、地域住民が見守る中で安心して暮らせる市を目指しているそうです。

最後に、村長にお聞きします。

新オレンジプランでは、各地域の認知症の人の数より少し多い認知症サポーターの養成が必要ということです。認知症サポーターの養成も含め、地域の互助を築くための普及・啓発の推進について、どのように今後取り組んでいくか、お考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 清水議員おっしゃるとおり、若年の認知症の方が多くなってきている、それがまた老老介護にもつながっているというのが現状だということが、いろいろ新聞の中でも出ております。これについても、国のほうの施策で、平成30年度までにそういうサポートを広げていくという見解もございますので、それらについても、我々のほうも村として、これをやっていかなきゃならないというように思っております。

それについては、今、民生委員の方々とか、そういう人たちと相談して、そのノウハウを聞きながらも、これを拡大して、全ての村民の人たちがそういう意識を持ったほうが私はいいいんじゃないかなということで、村民に対する啓発もしていかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 次に、高齢化社会に向かって、少子高齢化社会、人口減少の観点から、今まででしたら、最後は家族がやってくれる、自分は何もしなくても大丈夫というような家族構成でした。これからの超高齢化社会では、子供も当てにならない、身寄りもない、高齢化で死とも向き合えないという方がいらっしゃると思います。そういう方が最終的に行き着くところはどこだと考えますか。課長、お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） これからの高齢化に向かって、住まいや土地、また、さまざまな相談ニーズが予想されます。現行の成年後見人制度で対応することも可能でしょうが、人生の終末に向かって、いろんなことを個人が考えたり何なり、あらかじめ用意しておくことも必要かと思えます。

終活等に関するご質問だと思うんですが、先ほどのいろんな行政につきましても、今後新たに出てくる、いろんな終活に備えたものに対して、行政サイドでもいろいろそこら辺を調べて、事前に、そういうニーズが多くなったときに備えて、ある程度の現状把握をしながら対策を考え、それに備えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 身寄りのない人、そういった方は、最後は行政でお世話をするというような形になると思うんですけども、超高齢化社会の中で、行政への負担が確実にやってくるということは間違いないと考えます。高齢になってからでは、冷静に自分の最期を見詰められないものです。人生後半の生活設計を気力、体力、財力のあるうちに準備することの大切さについて、住民の方に向け、意識の啓発、意識の変革を進めていかなければと考えます。

そこで、子育ても終わり、自分を見詰め直す世代にエンディング講座、先ほど終活という言葉が出ましたけれども、エンディング講座の企画はできないでしょうか。お聞きします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） いろんな終活、または、先ほどおっしゃったエンディング講座につきましても、まだ一般の方には浸透していない言葉じゃないかと思います。

いずれにしましても、活力のあるうちに相続準備を進めたいとか、税制面を知っておきたいなどの高齢者からのニーズにつきましても、ある程度あるかと思います。そのため、マイライフノートなんというスタイルもありますが、夢のこと、家のこと、体のこと、介護のこと、相続のこと、葬儀のこと、自分のこと、大切な家族のことなどを少しずつ書きとめていくノートというふうに解釈されますが、そういうものを実際に使っているところの先進地事例などを調べまして、いろいろ情報収集に行政としても努めていかなければならないと考えております。

いずれにしましても、そういうものが実際に効果的に機能するかどういふものかというのも見きわめる必要があるかと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今、清水議員の質問にありましたエンディングの関係ですかね、今回、渋川地区の医師会長が、渋川地区の介護の関係で今組織を動かしております。その中でたまたま、こういったことも必要ではないかということで、来年年明けになるんですが、講師を招いて、渋川の市民会館、あるいはアネーリになると思うんですが、講演会を予定しております。役場の職員と民生委員さんには参加をお願いする予定でおりますけれども、まだまだ耳なれない初めての事業ですので、それら等に参加をして、参考にして、次の一手が打てればいいなと思っております。

また、回覧等で村内にお知らせをしますので、もし目にとまりましたら、参加をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 先ほども課長の答弁の中で、マイライフノートというのが出ましたけれども、新潟県見附市では、これはエンディングノートなんですけれども、作成しています。突然人生を終えたり、また、判断能力が欠けて自分のことを伝えられなくなったときのために、老後に過ごしたいところは自宅なのか、老人ホームなのか、そして、後見人制度についてはどうしたいか、医療については病名を告知するかしないか、延命治療について、葬儀についての希望、大切な人たちへのメッセージなどをエンディングノートに書くことを通して、自分の望む最期について考えることは、今後、在宅でのみとりを可能にするためにも重要なポイントだと思われまます。また、残された家族にとっても、本人の希望を知るためのツールになります。自分らしい生き方や最期について考える場を設けていただきたいと思ひます。

村長は、このことについて、どのようにお考えになりますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは本当に難しい問題じゃないかなと。これは、こういうふうにしたからそういうふうにしていくということも、地域とか全体で考えていかないと、逆に間違った方向に行く、そういうおそれはないと思ひますけれども、そういうことまで踏まえて考えていかなきゃならない。マスコミ等で終活とか、エンディングの問題ですけれども、いろいろなものを自分の希望する、こういうことを生前考えているんだということその人が書き残していく。後でまた遺族とかの人たちが、あるいは認知症になったり何かしたときに、逆にそれを、お父さん、お母さんが書きとめたことを読み直してみる。そういうことの、それが相手に対する自分の親とか、そういう人たちに対する思いやりになっていくということで、そういうノートが、これからも普及していくというんですかね。そういうことを、これはうちのほうで、行政のほうでこういうふうにしなさいということじゃなくて、それを導くような、そういう施策が私は必要じゃないかなというふうにお思ひしております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 近年では、老人世帯になると、住まいの整理整頓の管理が行き届かない状況の話をよく耳にします。このようなときは、本村ではどのような対策がとられているか教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） いろんな日常生活の行動に対しましては、いろんな服装等、

健康なときにできていた生活活動ができなくなった等につきましては、高齢福祉サービス等でいろいろ考えられますが、福祉タクシー券の助成、また、社会福祉協議会のほうでやっているような高齢者のサービス、また、住民生活課のほうでやっておりますひとり暮らしのごみ収集サービス、そういうものも声かけかと思えます。

ほかにも、県下でもいろんな、毎日、新聞配達、飲料水系統の販売会社による宅配サービス、そういうところでも、郵便屋さんが一番強いのですけれども、そういうところから、異常を見つけたらすぐ行政のほうに連絡するというシステムが今構築されております。また、当課から社協に委託しております配食サービスなんか、その一つかと思えます。そのほかにもいろいろございますが、いずれにせよ、困ったときに支援される施策は数々ありますので、それらをうまくこういうふうに、民生委員さんを通じて当事者に周知するなど、そういうことをうまく活用してもらうように周知のほうも必要かと思えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） これは一つの例なんですけれども、年をとると、自分では整理整頓ができなくなってしまう。実際、自宅がごみ屋敷になってしまった人は、精神障害や認知症などを発症していることが少なくないと言われております。

明確な病気や障害はないものの、親しい人との死別、家族や近隣との人間関係の悪化などによる社会的な孤立が引き金になることもあり、生活能力、意欲を失い、みずからの健康や安全を維持できない状態で、高齢者に多く見られるセルフネグレクトとして捉え、対策を強化すべきという専門家がいて、これはごみの問題だけではなく、心の問題として捉え、不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例、こういったものをつくり、保健・福祉と位置づけた取り組みをしている自治体もあります。

これについて、課長はどうお考えになりますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） いずれにしましても、全国で高齢化率の高くなっているところは、そういうニーズが高くなっていると思いますので、これからそういうところもリサーチしながら、効率的で効果のあるサービスの導入に向けて検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 超高齢化、人口減少という中で、こういう問題は、どこの自治体でも起こっ

てくる問題だと考えます。このごみ問題も家庭訪問、声かけだったり見守りだったり、生活相談、地域とのかかわりをつくっていく中で、問題の解決を心の部分で支えていく取り組み、そういう条例だと思いますので、提案として話をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、2番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

時間の制約もございますので、引き続き一般質問を行います。

質問順位3番松井保夫君の質問を許可いたします。

3番松井保夫君。

〔3番 松井保夫君登壇〕

○3番（松井保夫君） 自衛隊出身議員の松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、この11月20日をもって、金井議長が群馬県の町村議会議長会長としてご就任をされました。心からお祝いを申し上げたいと思います。また、その反面、公務多忙で不在の期間が多くなる、こういう中で、岩田副議長を盛り立てて、村民、村のために一生懸命頑張る所存でございます。

さて、11月21日の上毛新聞、村から3つほど情報発信がございました。

その1つは、今申し上げました金井議長の県の町村議会の会長に就任されたこと。

2つ目は、2017年に横田基地に配備になるC V22オスプレイ、この関係、要は群馬県25市町村、一部でも空域として扱われる地域、全域が扱われる地域は14個あります。これについては、我が榛東村も含めまして、この14の中に入っています。そういう中で、代表されて水上町長、うちの榛東村長、コメントを出されております。水上町長につきましては、県の情報発信を待つと。真塩村長につきましては、いろいろな情報と、それと県と歩調を合わせていきたいと、こういうコメント、これが情報発信をされています。

3つ目が、地域創生絡みなんですけれども、同じ日に3つ目、要は、むら・ひと・しごと・ふるさとまるごとブランド化の中で、精米機とあるんですけれども、この精米機については、真塩村長、買わないと、ただブランド化は進めていくと、こういうようなコメントを3つ、11月21日に発信をされています。

私は、やっぱり情報というのは、発信をされて、受ける側がよく分析をして、それで結果を出していくと。こういう中で、やはり情報発信というのは、行政も議会もやはりしなきゃいけないと。そういう中で、逐次、情報発信、村民のために発信していかなくちゃいけないなど、このように思っています。

本日につきましては、地方創生の変更事項、2点目が、村長の政策、5月18日に登庁されて、その中の公約、幾つかありますけれども、その公約も含まれます。3つ目は、第5次総合計画が今回、この27年度で終わります。来年28年からは第6次総合計画、これをもって榛東村は、先10年間、未来に向かっていく予定であります。

この総合計画について、以後、自席に戻って質問したいと思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） それでは、まず最初に地域創生、この絡みの変更事項について。

行政側からの情報発信は、9月定例会の松岡好雄議員の地域創生、この質問に対して、実はこういう発信をしています。まず、地域消費喚起・生活支援型4事業あるんですけども、この4事業を軽く皆さんに紹介します。

プレミアムつき商品券、電動自転車購入券、ふるさと名物商品券、旅行券発行、この4つがあるんですけども、最初のプレミアムつき商品券と電動自転車購入券、これについてはスムーズに。プレミアム商品券については、第1回目については完売しております。自転車については、9月10日以降販売をされていると。そういう中で、後段の2点、ふるさと名物商品券と旅行券、これについては、プレミアム商品券第2弾、これに振りかえると、こういう変更事項を出しておられます。

それと、2点目の地方創生先行型の4事業、これについては事業が4つあります。地方創生総合戦略策定事業、けさ安倍総理大臣が、全国の策定事業について調べたところ、46%しかまだ出ていませんと、こういう話でニュースで出ておりましたけれども。この総合戦略の策定事業、それと観光定住促進事業、この2つについては継続されると、こういう話で伺っています。

それと、あと2点、台湾へのトップセールス事業、これと、むら・ひと・しごと・ふるさとまるごとブランド化事業、これについては変更すると。変更内容については、人口減少対策を重視した事業と、こういうことで村長は言われています。いわゆる子育て支援、これを重視した事業に変更すると。

具体的には、B型肝炎等の予防接種、一般不妊治療等の一部助成金、通学路のパトロール、防犯カメラ、異世代交流教室、これちょっと難しいんですけども、異世代交流教室というのは、昔遊び教室、これを学校の課外を利用して教えていくと。そして、こういうものを通じて、子育て、これを推進していくんだと。皆さん関心ある土壌オリンピックについては、大学、これは尚美学園大学、これの協賛をしていくと、やらないわけではないと、こういうことを言われておりましたけれども、村長、この認識でよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今、栢井議員がおっしゃられたとおり、消費喚起型、それから先行型の、それについては4事業ございましたけれども、一部について変更を行ったということでございます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、課長が述べましたけれども、栢井議員がおっしゃられたとおり、今の人

口減、あるいは子供対策とか、あるいは福祉政策のほうに振り向けさせてもらったということが、そのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 11月21日の上毛新聞発信の中で、村長は、ブランド化云々については継続してやるんだという情報発信をしておると。それと、今回、要は精米機以上に、真塩村長は子育て支援、これを重視したいと。こういう、この2点についてちょっとお答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 子育て支援とか、そういうものについては重視したい。今現在、精米機と、これは9月議会でも申し上げましたけれども、9月議会で言ったとおり、今緊急に必要とするものは、人口減対策である子育て支援に回していきたいということは前に申し上げたとおりでございます。

さらに、質問権があれば逆に言いたいことは、今度の11月21日の新聞について、私は、先ほど20日ですかね、19日か20日だと思うんですけども、各社から電話をもらいました。こういうことがあるんですけども、同時に電話をもらいました。1社だけじゃなく、はっきり言うと上毛新聞だけじゃなく、違うところから電話が来て、あれっ、9月にそういう話をしているわけだけれども、私の言っていることはそのとおりですよ、言っているとおりでございますということで、再度同じことを言ったところで。私のほうから、今回のことについてはもう9月でやっているの、新たな情報の提供をした覚えがないんですよ。実際のところはそういうところですよ。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 新たな情報じゃないと村長は言われますけれども、やはり議会とか村民というのは、例えばこの一般質問に対して答えられて、私は言っている、言っていると、こういう話じゃ、私はないと思うんです。やはり委員会なりに出してきて、議場内に出してきて、それで、こういうものをやるという話じゃないと、やっぱり情報発信としたら、いささか足りないんじゃないかと、このように思っています。

次の質問にいきます。

清村課長、この先行型のほうの各事業、変更事業について、進捗状況はどのようになっていますか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

まず、B型肝炎、それからロタウィルス等の予防接種の費用の助成を行う任意予防接種助成事業につきましては、現在まで85件、金額にしまして45万円の補助が行われてございます。また、本村で実

施いたします予防接種の日程等をメールで配信するシステムを導入してございます。

それから、見守り隊の関係でございますけれども、今月16日に、大分日も短くなってきて、暗くなるのが早いという時期になりましたので、今月16日から通学路のパトロールにつきまして、シルバー人材センターへ委託いたしております。

また、防犯カメラの設置につきましては、入札を実施し、業者さんが現在決定しているという状況でございます。

また、異世代交流を目的とします放課後子ども教室につきましては、既に南・北両小学校で開催をしておりますけれども、定員いっぱいの子供たちに参加をいただいております。また、今後も実施をしていくものでございますけれども、こちらについても参加希望を多数いただいているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 今まで事業を始めてきて、何か問題点ありますか。担当課長であれば、どなたでも結構です。問題点ある課長、いらっしゃいますか……ないですね。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 私は、結構問題点あると思うんですよ。なぜなら、急遽この先行型のお金を使うことによって、例えばですよ。この金、来年またつきますか。物を買うんなら別ですよ。事業を進めているときに、ことしはこの金が入る、来年以降入らない場合については、一般財源からの持ち出しでいいですか、清村課長。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回、この交付金関係の事業につきましては、交付金は今のところ、28年度以降、5年間は予定されているというふうに承知しているところでございますが、その交付金がなくなった後についても、一般財源で対応できるものということで事業を決定してございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） それでは、基本的には、国から交付金なりが来なくても榛東村の一般財源で対応できる事業、こういう認識でよろしいですね。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も選挙のときに、このような公約的なもので掲げさせてもらいました。これは、そのとき私自身は、この交付金があるということは、はっきり言うと知らないで、あのような

公約を掲げさせてもらったところです。これについては、今後も続けていく覚悟の上で、あのような公約をさせてもらったわけですから、これはやっていけるというように思っています。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） わかりました。

この変更事項にお金がつく、変更してもつく、流用よし、これがオーケー出たのは、内閣府からいつですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 地方創生先行型につきましては、8月20日に国のほうから承認をいただきました。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 8月20日にオーケーが出たものを、9月定例会でその要旨ぐらひは、要旨、大まかなこと。こういう方向で計画を出したら組み替えよし、内閣府が言ってくれましたと。これ、なぜ9月の定例会に出さなかったんですか。何か理由ありますか、課長。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 9月の、先ほど松井議員が、一般質問の答弁では足りないんだというお話がございましたけれども、一般質問で答弁させていただきました、議会議員の皆様には、変更した事業の内容については、ご理解といたしましょうか、説明させていただいたという理解でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 議会軽視とか何とか、私は全然言いません。ただ、これだけの変更事項がある話が8月中に出ているなら、やはり全員協議会なり、総務産業建設常任委員会なり、何かの格好で情報発信をしてほしかったと私は思います。それがやっぱり、いろいろ後に引くことがあると思うんですね。私は、それが一番ベターだったんじゃないかと。悪かったら直せばいいんです。村民のためですから。

そういう中で、26年度繰越明許でこの事業が始まっています。それが、今度の議案書を見ると、27年度の補正がかかっています。防犯カメラしかり、予防接種しかり。これは、要は26年度、例えば精米機は不用額で落として、同じ金が27年度に来るんですから、27年度に国がつけていいよと。それでこの補正が出てきているのか、清村課長、ちょっとその辺を説明してください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 予算の関係につきましては、議員ご指摘のとおり、26年度からの繰り越しの予算でございます。事業変更するに当たりまして、予算流用するか補正予算をするかというようなことについても協議をして、流用でいいということで承認はいただいていたわけですが、今月実施されました村の定期監査におきまして、流用が監査の対象になり、今回の地方創生交付金等の事業の関係につきましても監査をいただいたところでございます。その監査の席上、監査委員のご意見といたしまして、予算がわかりづらいといひましょうか、そういったご意見をいただきましたので、今回改めまして、現年度で補正予算として計上させていただいて、提案させていただいてるところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 課長、一つだけ確認をします。

これは、例えばこの定例会で補正が通ればですよ。本当に法的に何ら問題なく、違反をすることなく、この予算は通っていくと、こういう認識でいいですね。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回提出させていただいております補正予算をお認めいただければというか、問題は特にございません。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 法的には一つも問題ないと、こういう認識をさせていただきます。

次に、村長の大きな政策、公約の中に、防犯カメラ、先ほどの村長の最初の挨拶の中に28基、防犯カメラをつけるという話を聞いて、早いなという感じはします。

そういう中で、この28基つける場所、根拠は、総務課長、どこですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 松井議員さんの防犯カメラの設置ということでお答えしたいと思います。

まず経過でございますけれども、先ほど財政課長もおっしゃっていますが、この事業につきましては、本年10月1日に工事着工ということで、設置場所を予算関係上から28カ所ということで、全体の枠を決めさせていただきました。

その中で、設置予定場所ということで、設定の経過を申し上げますと、まず関係部署でいいますと子育て・長寿支援課、それから学校教育関係で、小・中学校等の通学路、それから主要な公園だとか

交差点等、それから総務課、そういったことの中で、その要素ごとの部署の抽出をしていただきました。実際のところ、28基と絞りましたけれども、このほか挙げますと、40以上を超えてしまうというようなことがございますけれども、村長公約の中で、スピード感を持ってということでございましたので、28を選定させていただきました。

具体的に申し上げますと、中学校、小学校、それから幼稚園関係、それから児童館、南部保育園、それから学童保育所、それと井戸尻の交差点付近と、それから金井農園の近くと、それから茅野公園等々を含めまして28カ所選定して、有効に情報が得られるということで場所を選定した次第でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 実は防犯灯なりをつけるときに、こういうものがあるんですよ。平成15年に制定された榛東村安全安心むらづくりに関する条例というのがあるんですね。この中で、村民とか行政とか関係機関と調整をして、こういうものはつけたりすると、こういうふううたっているんですよ。それを例えば、私は設置のやり方には2通りあると思うんですね。全体をまず決めておいて、その中で村長が、優先はここここだというやり方。今回はそれじゃないと思うんですね、私は。もう一方の、ここが大事だから、とりあえずここつけようよ、こういう話だと思うんですよ。私は、これは全般を見て、やっぱり区長会長にもいろいろな人に聞いて、機関の長に。それで、ここが一番必要だよ。子供たちとお年寄りだけじゃだめなんだと思うんですよ。そういうつけ方をしないと、例えば、自衛隊の周りは全然つける必要ないんですね。要は、みんなあれ、カメラが24時間回っているんですから。

それと今、課長から前回聞いたのは、メモリースティックの防犯カメラという話を聞いています。これについては、本当にそれでいいんですかという話ですね。1週間なら1週間、メモリースティックじゃないと確認できないでしょう。やはり、要は警備会社じゃないですけども、集中的に監視できる体制、これは高くつくかもしれないです。ただ、重点的に学校とここだけはそういうシステムをつけるとか、要はこうやって大きく考えておかないと、私は非常に困ると思います。フレッセイができたときに、実は今、右折レーンが欲しいと人、あそこいるんです、いっぱい渋滞しちゃって。これはやっぱり、つける前の検討事項なんです。フレッセイは県に要望を上げたけれども却下されました、榛東村は一つも上げていません。こういう話じゃ困る。その辺をやはり考えていただきたい。全体を見て。

これは、来年の3月31日までです。速度も必要ですけども、やっぱり全体像で、区長会なり皆さんと全部話し合っ、その中で村長が決めていく、担当者が決めていく。この方式がいいと思いますけれども、課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 栢井議員さんのご質問でございます。これは設定の仕方ということでございますけれども、区長会については、区長会のところで設定をするということのお話は申し上げております。

それから、これについては、防犯灯と申し上げますけれども、一番問題なのは、個人のプライバシーの問題があるわけですね。そして、この設置を一番望んでいるのが、実は警察でございます。ご存じのように、防犯カメラによって救われたり、あるいはいろんなところで、全国各地でいろんな被害が起きていますけれども、そういったことを勘案していきますと、やはり理想的に、栢井議員さんおっしゃるように、各部署の方々のご意見を拝聴しながらやるということがよろしいのかと思うんですけども、防犯カメラですから、徘徊だとか、子供の通学路だとか、一日も早くつけてやるということが、いずれにしても目的だと思っております。

そういったことで、第一にご理解いただき個人のプライバシーがかかわるもの、それから学校、幼稚園等で、そういった犯罪に巻き込まれないということを第一義的に考えなくてはならないわけです。ですから、区長さん方のご意見の拝聴はもちろんですけれども、これについては、来年の予算になりますけれども、村長も2カ年ということで区切っておりますので、来年の中で、そういった、もうちょっと薄目なところは整備する。しかし一方、お年寄りだとか、そういった防犯対策については一日も早くやるということで、はっきり言いますと、吉岡町さんのほうにノウハウをいただいたんですけども、吉岡町より早くこれが進んでいるというような状況が現状でございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） これだけをお願いします。真塩村長の選挙公約で防犯カメラがあったからつける、そんな全然違いますから。要は村民、子供たちを、お年寄りを、皆さん、いかに守るかです。そこをやっぱり重点に考えないといけないんです。それを考えると、一つ、例えば高崎の箕郷方面、前橋方面、渋川方面から榛東村のエリアに入ってきたとき、防犯カメラ設置村、こういう表示をしたら、ああ、榛東村、これが防犯になる、未然防止になるんです。こういうのも少し、課長、考えていただきたいと思います。

次には、給食費の減額について。

要は、先ほど村長が言われました、ふるさと納税1億4,600万円でしたっけ、1億5,000万円近い納税がされているわけですよ。そういう中で、もう給食費減額なり、2子ただにするなり、村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては、課長等に、来年度実施できるように、これを指示しております。これについては、学校給食の審議会もごさいます。その審議会に早く出して、来年度できるようにお願いしたいという指示を出しているところです。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） その中で、先日、第3子無料化で、前橋市に行っていました。そういう中で、学校教育課長とは前にディスカッションしているんですけども、要は、前橋市は申請書を上げさせているんです。第3子をお持ちなり、子供さんに。ところが、この申請書の中に、例えば、住民基本台帳と審査に必要な項を見させていただきますと、こういう文言が入っているんです。ということ、これ確認しました。

要は、住民台帳にしても、職員がやたらに見たらいけないんだ、個人情報の関係でね。これが一つと、それと、榛東村は25年から始めているんですけども、第3子無料化。これは学校教育課長とのディスカッションでわかったことなんですけれども、申請書を上げさせていないんです。こういう中で、来年度以降、村長、無料化なりいろいろお考えだと思うんですけども、やはり家庭にはいろいろな事情があるんです。住基に載っている、住民票に載っているとは違う3子であり、2子になるかもしれない。それは、各家庭でいろんな状況があると思うんですね。だから、やっぱり確実に申請書を上げさせて、それで分母を確実に掌握して、それで無料化なら無料化していかないと、やはり私はだめだと思うんですよ。どうですか、課長。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 平成25年度から第3子以降の村負担制度を実施しておりますけれども、まず、個人情報の保護の観点からどうだということでごさいますけれども、保護法の対象機関には、地方教育行政は当たらないということでごさいます。

個人情報の取り扱い等に関して、本村では、榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例を定めております。この条例の第3条に、実施機関の責務としまして、個人情報の収集を行うときは、個人の権利・利益を尊重するとともに個人情報の保護に必要な措置を講じ、職員はその職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないとごさいます。この確認につきましては、手続上、事務担当者が住民情報を検索しまして、ほかに情報を使用しておりませんので、問題はないと考えているところでごさいます。

しかしながら、3年目となりますが、住民異動で他市町村から転入された方など、世帯状況を把握することが難しい状況もごさいます。次年度に向けましては、適用に間違いがないように、申請書あるいは確認書などを提出していただくよう考えているところでごさいます。必要があれば、あわせて条例規則の所要の改正等も考えて実施していきたいと考えているところでごさいます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） そういう中で、要は申請書が上がっていなかったにもかかわらず、基本的には今まで間違いはなかった、いろいろな面で間違いはなかった。このように私は認識していますけれども、課長、よろしいですね。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） まず、村で確認してきた経過でございますけれども、保護者の申請手続等でご負担をかけたくない、かけないように、村で調査を実施してきたところでございます。

現在、そういった関係につきまして、間違いがなかったかどうかについて、精査・調査を実施している中で、実際にはある程度間違いが発見されておりますので、今後そういった間違いが起きないように対処し、間違いは早急に対応したいと考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 間違いがもしあれば、すぐ訂正すりゃいい話なんだ。余り深く考えていただかなくて結構なんですけれども、やっぱり手続上で、初めてやる、榛東が初めて第3子無料化を始めた。そういう中で始めた話なので、25年から、今27年になっている話ですけども、間違っていたら直しゃあいいんです。要は村民に負担をかけなけりゃいいわけですから、間違いがあつて。そういうふうな形で、私はよろしいかと思えますよ。

という中で、最後に、この27年度、来年の28年3月31日をもって、第5次総合計画、真塩村長が10年前につくった計画も終わろうとしています。そういう中で、来年から第6次総合計画ということで、この計画にのっかって動き出すんです。

要は、私のところに予定表があるんですね。第6次榛東村総合計画策定予定、こういう話ですね。27年11月ですか、印刷原稿取りまとめと、こうあるわけですよ。そういう中で、村長がかわったからおくれているという話じゃないと思うんです、行政は。要は計画ができているんだから、それに沿ってどんどん進めていくんです。ということで、なぜ今、第6次総合計画、おくれているんですか、課長。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） そのスケジュールが、ちょっと自分はわからないんですけども、当初予定されていたスケジュールより、やや遅延しているという部分がございます。この6次総合計画につきましては、平成25年度から着手をしているところでございまして、25年度に委託業者を決定いたしまして、その後、審査委員会を設置いたしまして、2回開催してございます。その後、2

月中に、庁内組織でございますけれども策定委員会、それから、その下部組織でございますワーキンググループを設置して、構想を練ってきておりました。また、26年度になりまして、住民アンケート、あるいは17歳の住民の方のアンケート、それから大字別座談会を開催、それから中学生、第2学年ですけれども、そちらの方にアンケート調査を実施してございます。本年6月になりまして、トップインタビューということで、村長の基本的な方針といいたいまいしょうか、そういったものを基本構想の素案に盛り込むというところでございます。

今現在、28年度当初予算の編成時期でもございますが、基本的な基本構想の素案については、現在まとまっている状況でございます。今月中に、住民代表等から構成されます総合計画審議会を開催いたしまして、素案についてご審議いただきながら、早急に固めていくというようなスケジュールでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） それでは、来年になったら印刷かけられるという状況になるんですね。28年4月からはこういうのが見られるわけですね、課長。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 実際、その印刷といいたいまいしょうか、契約の中にはございませんで、データももらって、村のほうで印刷をかけるというような手はずになろうかと思いたいまいけれども、そういったものについては、今年度中に行えるというところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） これは、第6次総合計画の中に1行でも何でも入れていただきたい項目を今から、私自身でいろいろ考えているものがあります。それについては、要は、先ほど中央公民館の話が村長がされましたけれども、検討中ということですね。これは第6次総合計画に入れるんですか、入れないんですか。伺いたいと思いたいまい。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 中央公民館ですか、今現在、中央コミュニティセンターということで、基本設計業務の委託をしているところでございます。この基本設計に基づきまして、今後、実施設計、工事というような手はずになろうかと思いたいまいけれども、施設規模等々については、今後精査が必要になってくるかと思いたいまいけれども、その基本設計を現在行っているというところでございますので、6次総合計画には掲載されるべき事業というふうにご考えてございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 中央公民館、わかりました。

次に、毎回議員の皆さんの質問に出てくるので、給食センターについてはどうされる。第6次総合計画に入れます、入れますと、いつも言われるんですね、質問すると。これ、第6次総合計画に入れて、給食センターはどうするつもりでいるんですか。建てかえ、改修。課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 第6次の総合計画でございますけれども、学校教育課としますと、6目上げさせていただいております、その中に学校給食の充実がございます。現在、給食センターにつきましては、老朽化をしているという状況でございます、第6次の10年間、この間に、給食センターの改築の関係につきまして、一応上げさせていただいているところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 村民プールについてはどうされますか、課長。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） ただいま、村民プールにつきましては、村民プールのあり方検討委員会という形で、学校関係者、また保育園、幼稚園、あと子供関係ですかね、そういう方を集めまして、今検討を重ねているところでございます。

結論は、まだ出ている段階ではございませんけれども、今後、村民プールについて、建設費用等を含めた中で、今後どのようにしたらいいかというところを検討し、今後進めてまいりたいと考えています。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 村民プールについては、検討していくぐらいの1行で終わるんですか。第6次総合計画、課長。

○議長（金井佐則君） 課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） ただいま検討委員会の中で、建設費用を含めて多額な費用がかかる。現村民プールにつきましては、見てのとおり、プール関係が今の基準に合っていないとか、建物が老朽化している、配管等がもう限界に来ているというような状況の中で、このまま村民プールを改造するというのは難しいのではないかと考えています。

その村民プールについては、今後も何らかの形で継続していきたいというような委員会の内容にな

っております。そこについては、どんな方法で入れるか。現有施設の活用、小学校プール等の活用も含めて、今後検討してまいりたいと考えています。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） よろしくお願ひします。

いつも私がこれは言っているんですけども、水道管の耐震化なんですけれども、これについては、平成20年に、水道管云々を耐震化する場合については、耐震基準というのが示された。前上下水道課長とはよく話しさせていただいたんですけども。大規模な改造のときに耐震化すればいい、猶予を与えますよと。これは、そういう基準になっておるんですけども、ぜひ第6次総合計画に1行でもいいですから、この耐震化、これについては入れていただきたいと思うんですけども、課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） 一応、上下水道課としましては、老朽管の更新事業という中で耐震化を考えまして、一応そういう項目を設けさせていただきたいとは思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） よろしくお願ひします。

あと、一番私が心配しているのが2つあります。農業用水維持費云々の、あの電気料ですね。水をくみ上げるのに7,000万円、8,000万円かかる。これと、ふれあい館約3,000万円、毎年毎年、これ消えていくわけです。そういう中で、やはり第6次総合計画、10年先のことを考えて、あのくみ上げをどうする、この社会福祉協議会のふれあい館については将来どうしたいんだという、こういう方向性をやっぱり、私は示したほうがいいと思います。

それと、福祉タクシー、私、一般質問させていただいたんですけども。これについても、非常に福祉タクシーというのはいいものだと思っています。村内で約100名ぐらいがお使いになられているそういう中で、こういうものを、やっぱり高齢化が進んでいきますから、無料化にしていく、10年先に考えていく。こういうものであったり、あと空き家対策、これについても、やっぱりきちんとしたものを、将来像をつくっていかなければいけないなど。

あと最後に、これは今渋川市から、ちょっといろいろ意見聴取みたいのが来ているんですけども、要は制度障害、この関係の話とか、いろいろ出てこようと思うんですね。そういう中で、やはりこの第6次総合計画については、村長は言われていますけれども、これは法的根拠はなくなったんです、実は。ですけども、やはり榛東村として、村長が10年前につくられて、またここでつくるとするのは、何らかの意味合いがあろうかと思うんですね。

よく第5次総合計画を、この10年間で精査していただいて、改善するべきところもあると思うんですね。そういう中で第6次総合計画の担い手になっていただきたい、こういうふうと思うんですね。それがやっぱり榛東村にとって、5年先、10年先の明かりが見える、道が見える、こういう方向づけだと思っんですね。だから、これは、期間がないから、あれやれこれやれじゃなくて、確実に入れるべきものは入れて、そして、総合計画にのっって村を動かしていくと、こういう形にさせていただきたいと思います。

最後に余談なんですけれども、この間、村長が情報発信した中で、CV22オスプレイとMV22オスプレイがあるんですけれども、この違いは何だと、皆さんに聞かれるんですね。これは、機能上は違いありません、基本的には。なぜかといいますと、要はCV、横田に2017年に10機来ますけれども、この米軍のCV22というのは特殊作戦に使います。要は、敵の奥深くまで行く、単なる輸送機じゃない。こういう人員を連れていくから、要は低空で飛んだりするので、壊れる率が多いんです。ですから、CV22というのは事故が多いと言われてはいますが、10万時間飛行して13.47%、事故が。今普天間にあるMV22というヘリコプターは1.93ですね。そのぐらい事故の起きる確率が違うんですね。ですので、同じMV22、CV22といえども、横田に配備になる10機については、要は低空でも何でも、特殊作戦に使うヘリだということをご認識をいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、3番 杉井保夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。午後は1時より再開いたします。

午前11時40分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位4番 南千晴さんの質問を許可いたします。

8番 南千晴さん。

〔8番 南千晴君登壇〕

○8番（南千晴君） 皆さん、こんにちは。8番 南千晴でございます。

本年6月11日、道路交通法の改正案が成立いたしました。これまでの道路交通法では、75歳以上が運転免許を更新する際、交通違反があった人のみに医師の診断を義務づけていました。診断の結果、認知症と判断された場合に、免許の停止や取り消しが行われていました。ただ、交通違反がない場合は、医師の診断を受けずに免許が更新されており、認知症が見逃されている可能性が課題となりました。

改正案では、75歳以上の場合、3年に一度の免許更新時に認知機能の検査を実施し、認知症の疑い

ありと判断された人全員に医師の診断義務が発生します。発症していたら免許を停止、または取り消しとなります。この改正案は、2017年までに施行されるということでもあります。

交通事故の者数は年々減少傾向にあるようですが、65歳以上の高齢者が占める割合は高くなっているようであります。高齢社会が今後ますます進展していく中、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、どのようなことに取り組む必要があるのか。本村としての考えをお聞かせいただきたく登壇いたしました。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） まず最初に、運転免許証の自主返納制度に対する支援についてお伺いします。

近年、高齢者が引き起こします交通事故が多く報道されております。ことしの10月末には、宮崎市で70歳代の運転する軽自動車歩行者や自転車と次々とはね、大きな事故と報道されました。運転者は数年前から認知症の治療を受けていたと報じられました。そのほかにも、高速道路の逆走、また、ブレーキ、アクセルの踏み間違いなどの事故も問題となっております。

そこで、本村や近隣の交通事故の状況が現状どうなっているのか。まず、わかる範囲で担当課長より説明を求めます。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、南議員さんのご質問にお答えします。

高齢者の関係した交通事故の発生件数というご質問でございますけれども、初めに群馬県内の交通事故の発生状況について申し上げますと、交通事故の発生件数は昨年と比べて、やや減少傾向にありますが、死亡事故等の重大事故につきましては、現状で前年より2人多いという結果になっております。また、既に終了しましたが、秋の全国交通安全運動期間中における県内の交通事故発生状況につきましては、高齢者の関係した事故件数は122件、全体の33.5%と、かなり高い数字となっております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 高齢者の関係している交通事故の件数が33.5%と、そういった状況がわかりました。

平成10年の道路交通法の改正によりまして、高齢者ドライバーの増加や事故の状況から、運転免許証の自主返納制度が開始されました。加齢に伴う身体機能や判断力の低下により運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許証の取り消し——全部取り消し、または一部取り消しも含めませんが申請することができる制度であります。この制度について、もう少し詳しくわかれば説明してくだ

さい。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 高齢者の運転免許証の返納制度ということでお答えしたいと思います。

高齢者の運転免許の自主返納制度と申し上げますと、加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより運転に不安を感じている、もう運転しないで運転免許証を返納したいという方が自主的に返納できる制度でございます。運転免許証を自主返納するには、総合交通センターの窓口、県内各警察署や県内の各交通安全協会などで申請手続きができます。

平成10年から施行された制度で、運転免許証を返納すると、かわりに運転経歴証明書の交付を受けることができます。この運転経歴証明書とは、免許証と同じように、自分の身分証ということで使えるもので、免許証返納後に申請することによって、これが交付を受けられるというような状況でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長の説明のとおり、運転経歴証明書というものを申請すれば交付されるということなんですが、こちらは手数料のほうが1,000円かかるということになっております。また、返納するということは、非常に本人にとっても大きな決断となるわけですが、そういった中、返納後の交通手段も、また大きな課題であるなど思っております。

そのような中、自治体では、この申請の1,000円の手数料、そしてその後の、例えばバスの乗車運賃の割引券だったり、タクシーの割引券だったり、その後の交通手段と関係してある支援が受けられたり、また、違うポイントといいますか、自治体によって支援の内容は違っているんですけども、そのようにさまざまな支援を講じているところがあります。

本村では現状、そういった支援があるのか。また、近隣の市町村の支援の状況等、わかれば説明ください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 現状、県内の状況というご質問でございますけれども、自治体においては、高齢者の交通事故の減少を目的として、運転免許証の自主返納支援事業を近隣の全体で18市町村で実施しております。これは単独事業ということでございます。

その実施している内容でございますけれども、先ほど南議員お話のとおり、運転経歴証明書の交付手数料1,000円を全額助成、これが1つです。2つ目としまして、住民基本台帳カードの交付手数料を免除、それから、共通バスカード、これは6,050円の贈呈でございますけれども、こういった、大きく分けて3点の支援を行っている町村がほとんどでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 18の市町村が、この制度に対しての支援を行っているということがわかったわけですが、やはり村としても、この制度に対して支援を行うべきと考えますが、特に榛東村は駅もないですし、公共交通もバスがあるという中で、非常に交通弱者に対しては不便な立地条件といえますか、住むには大変不便な、そういった中で運転免許を自主返納していただく方が、その後につながるように支援していかなくちゃいけないと思うんですけども、今後村として、この部分をしっかり行っていく考えがあるのか。村長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、南議員おっしゃるとおり、冒頭に申し上げましたけれども、逆走したり、本当に自分ではそういう思いはなくてやってしまうということが、現実的に大きな事故につながっているということがございます。こういう制度については、福祉問題を含めて、これは大いに自主返納に対しての助成というものは、これから考えていかなきゃならないというように考えております。

しかし、これは一市町村で考えるというより、県なり国がどういうふうに、これをどんどん奨励していくというんですかね。そういうことが、私は必要じゃないかなというように思っております。これからも、今度、金井議長も議長会の県の会長になりました。そういう中において、議長会あるいは町村会とか、そういう中において、県・国に対して強い要望を、これはやっていく必要があるかなと、やっていきます。村としても考えていきます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村長、県や国等にも強く働きかけてくださるということで、これは榛東村だけの問題ではなくて、日本全体が高齢者がふえていく中での、考えていかなければいけない部分だと思いますし、また、個人の判断という部分で、非常に家族とか、いろいろな、同じパターンがないといえますか、その人によって状況も違っていたりするので。ただ、返納を決めた後、しっかりとその後の移動手段といえますか、交通手段をやはり考えていかなければいけないと思いますので、自治体でできることは、しっかりと村でしていただきたいと思っております。

その後の移動手段ということで、その次の質問も関連していることではありますが、自分の住んでいる地域で安心して暮らし続けていくというところに関して、その後の交通手段の一つとして提案させていただければと思っております。

次の移送サービスについて伺います。

現在村では、ひとり暮らし高齢者などを対象に、福祉タクシー利用助成制度やバスの回数券の割引

ですかね、そういったものを実施していることは認識しているんですけども、それ以外で、車を持たない高齢者への支援として、何かやっていることはありますか。

○議長（金井佐則君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 村独自でやっているというか、社会福祉協議会のほうで、これは当事者じゃなく、当事者が車椅子になったときに、福祉車両の貸し出し事業をやっております。スロープ付きの車やリフト付きの車を貸し出しているわけですが、こちらにつきましては運転手が必要、それとあと、燃料代と駐車場料金、これについては自己負担となりますが、とりあえず、1人で歩けなくなったような状態の人に対する福祉車両貸し付け事業がございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 福祉車両のほうに関しましては、またちょっと、それはそれで事業として、社会福祉協議会がしているのは認識しているんですけども、やっぱり対象者が限られている事業だと思っております。

以前本村で、NPO法人ささえさんという団体がありまして、そこで高齢者の送迎に関してボランティアをしてくださっていた団体がありまして、それは皆さんご承知だと思っております。しかし、数年前に解散されて、今、そういった事業が行われなくなってしまいました。利用していた方も、会員ということでやっていたということなんですけれども、非常に多く、当時なくなってしまった後は、かなりの方から、同じようなそういったサービスが受けられるようにならないのかというようなお話も大変多く聞いたんですけども、会員相互といいますか、村民の方への運営ということで、地域の見守りとしても非常に意味のある活動だったのではないかと思っております。

私もいろいろ調べたところ、同じようにNPO法人が移送サービスを行っているところ、全国幾つかあるんですけども、隣の吉岡町で同じようなサービスが実は行われております。吉岡町のように、内容はきちんと要綱で定められている中にあるんですけども、また、ちょっとした外出に利用できる、気軽に利用できるサービスであるなというように思っております。

榛東は福祉タクシーの利用助成制度というのがありますけれども、それだけで全てが、やはり十分網羅できているとは、ちょっと私は思っていないところなんですけども、地域のボランティアの方に協力いただいて、吉岡町のほうは実施しているそうなんですけれども、このようなサービスを、例えば村で実施するということは考えられるのか、それとも今のタクシー利用助成制度で十分だと考えているのか。そのあたりの村の考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 南議員さんの言っておりました吉岡町の移送サービスにつ

きましては、吉岡町の社会福祉協議会のほうで車両を用意しておりまして、それをボランティアの人が運転して、会員となっている利用者に提供するというので、1回300円という話を伺っております。

先ほどもちょっとお話しました社会福祉協議会のリフト付きの車、スロープ付きの車、やっぱり社会福祉協議会のほうで持っております、運転手については、その家族がやるというようなスタイルになっております。

福祉タクシー券と福祉車両貸し付け事業、こちらの既存しております事業、この2つの手段につきまして、今後の実情やほかの事例を参考にしながら、社会福祉協議会とともに、より充実した制度になるよう検討を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 検討していただけるということなんですけれども、先ほど福祉タクシー助成制度のほう、これは対象者のほうをよく見ますと、例えば自主返納された方は、やっぱり対象になっていないわけですね。70歳以上の高齢者のみの世帯は対象になったとしても、それよりも以前に、そういう自分の身体のいろんな理由から自主返納された場合は、今の村だと何もなし、交通手段がないという状況で、もちろん社会福祉協議会と協議していただきたいと思うんですけれども、村としても、そのあたりをしっかりと考えて、協議というか、協力といいますか、一緒になって考えていってほしいと思うんですけれども、村長はいかがでしょう。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど、高齢者の自主返納の問題についても、私はもっと、本当に自分でも免許証を持った者が、それを自主返納するわけですから、それはそれなりの寂しさもあるし、村の中の交通事情、そういうものを考えると、もっともっとこれを充実していかなければ、これは自主返納も含めて、福祉関係についても、まだ進展性がないというように思います。

そういうものについても、本当にこれらについては、前向きに検討していきたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 今後、高齢者がふえていくということは、第6次の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画等にも推計として出ていて、そこに備えて、ピークが今ではないので、これから先が徐々にふえていくということですので、それに合わせて、体制を今からちょっとずつ整えていっていただきたいと思っておりますし、ボランティア等で運営ができるような、そういった事業等がありま

したら、積極的に村としても、社協と協力しながら行っていただきたいと思います。

続きまして、防犯灯のLED化について伺います。

防犯灯の増設は、村長の公約ということで、少しずつ進めてくださっているということは私も認識しているところですが、数年前より、新設に関しての防犯灯はLED化になったということも、議員もみんな説明いただいているので、わかっていることだと思います。ただ現状、今LEDの防犯灯がどのくらいあるのか、従来の蛍光灯の防犯灯の基数がどのくらいあるのか。もしわかりましたら、大体の、わかる範囲で構いませんのでお答えください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 現在、村の中では、約1,400基の防犯灯が設置されております。その中で、LEDに移行されたのが100基ということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 100基LEDということがわかりました。

LEDは、従来のものに比べて長寿命であり、電気料も少ないということが掲げられておりますけれども、仮に本村の防犯灯1,400基のうちの1,300基、従来のものをLEDにした場合、例えば電気料とか、そのあたりがどのように変わってくるのか、どのくらい削減できるのか。今の時点で、もしわかれば教えていただきたいんですけども。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 初めに、大きく分けて2つご回答申し上げたいと思います。

1つは、電気料の削減の関係から申し上げたいと思います。実際にこの事業については、吉岡町さんのほうで、かなり先進的な事例ということでLED化を進めております。例を申し上げますと、更新前の電気が350万円、更新後のLED化で165万8,000円ということで約180万円ほど、吉岡町では電気料が年間削減されているという事例がございます。

これを榛東村に振りかえて、計数化して、吉岡町は約940基、うちのほうが1,400基ですから、それを割りますと、1.383倍になるかと思うんです。これをやりますと、約260万円ほど、電気料については削減が見込めるという試算をしております。ただ、あくまでもこれは試算ですので、数値についてはかなり詰めていかないとと思います。

それから、もう一つ、じゃ個別に1基当たりのところで比較するとどうかということをお申し上げますと、従来型の防犯灯をかえることによりまして、申請を含めて1基当たり、現在新規の場合、3万円かかっております。これがリースになりますと、年間2,234円ということで、基本的には10年の債務負担行為ということで、2万2,340円ということがございます。一概に、単独でつけるということ

とリースと比較になりませんが、そういったことで削減が期待できると思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長のほうより、吉岡町を例にしますと、村では年間260万円、電気料のほうで削減できると。また、個別につける場合とリースにした場合の試算等を説明いただいたんですけども、区長さん等に協力いただいて、防犯灯に関しては、切れているところがあれば、すぐに村のほうに連絡して下さって、区長のほうも、朝晩散歩をしたりしながら対応して下さっている方もいて、非常にありがたいなと思っているんですけども、先ほどの話を聞きますと、やはりLEDにかえるということは利点もあって、それで、吉岡町もそのような事業をしたんだと思うんですけども、今後村として、そのように全体を1回に一度でかえるような事業をするのか、それとも、壊れたものを一つ一つLEDに直していくというような地道な施策を行っていくのか。そのあたり、かなりトータルで見ますと、最初の初期投資を含めて、いろいろ費用対効果もありますけれども、その進め方といいますか、今後村としてLED化をどのように進めていくのか。まず村長の考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員おっしゃるとおり、2つの考えがあるかと思いますが、これについては、たしかこの前のときも話が出ましたけれども、2020年ですか、水銀の関係のあれで、もう生産をしなくなるということが、二、三日前の新聞にも出ておりました。それらを含めると、できれば早いうちにLED化を進めていく必要があるかなというように考えています。それには、リースでやるか、単独でやるか、あるいは今、補助制度というのがございまして、LED化にする場合に補助が出るような、これは全部が全部出るわけじゃないんですけども、ありますので、今それを検討させてもらって、それを、リースにすればどのぐらい、あるいは10年後にどうなるかとか、そういうことも今検討させてもらって、それを指示しているところでございます。なるだけ早くこれは、もうやらなきゃならない時期に来ていますので、そういうことでやっています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） なるべく早く進めていきたいということで、よろしく願いいたします。

続きまして、婚活支援について伺いたいと思います。

この質問は、私、何度も一般質問でさせていただきまして、昨年ちょうど12月の定例会においても質問させていただきました。その中で、現在、社会福祉協議会が、であい・夢プロジェクトということで、村の中で唯一、婚活の事業をやってくさっているということなんですけれども、そのとき、

当時青木課長が、「村としましては、婚活支援は短期間で成果は得られるものではございませんが、行政としても可能な限りであい・夢プロジェクト事業を支援しなければならないと考えております。」と答弁いただきました。また、村長も、当時阿久澤村長ですね、「いずれにしましても考えさせていただきます、そのような対策は村の将来も考えた中でのやっぱり予算づけはしなければなどというふうには思っております。」と答弁いただいております。

しかし一向に、今年度予算もそうですし、今回、地方創生事業の中でも、この出会いとか結婚という部分が、榛東村はちょっと見えてこないなというのを感じています。出産とか子育ての部分は非常に、少しずつ充実してきていて、ほかの市町村にはない事業に先進的に取り組んでくださっている姿があるんですけども、ここの部分が非常に、榛東村は弱いといいますか、ないというふうに思っていて、やはりトータルで考えていかなければいけないと、これは国のほうも言っていることですが、なぜそこがなかなか進まないのか、そこに予算がつかないのか、非常に私もいつも、どうしてここにはないんだろうと思っているんですけども、そのあたり、村としてどのような考えがあるのか。また、真塩村長の考えがあれば教えていただきたいんですけども。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 昨年12月に同様の質問で、そういうふうにお答えさせていただきました。その当時、私ももっとよく調べればよかったんですけども、まるっきり予算がゼロというわけではなく、私のところで持っているわけでもないんですが、であい・夢プロジェクト、社協でやっている事業につきましては、年3回ほど、いろいろ募集をかけて、いろんな行動をしていただいているんですが、その際にマイクロバスを村のほうから提供しております。マイクロバスを提供した際は、その燃料費、また運転手代につきましては、総務課のほうでそれを賄うような状態で、直接的ではない、側面的な支援ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに耳が痛かったんですけども、子供の支援も大事だけれども、その以前の問題が、これはまた一つ、もっと大事じゃないかということで、今回のものについても、それが入れればよかったということの内容でしたけれども、確かにそのとおりだと思います。

しかし、今現在、国のほうで策定している28年度の内容についても、はっきり言うと、その点が決まらずに、はっきりしていないというのが現状なんです。これらを踏まえてとちょっと悪いんですけども、踏まえてまで待っているのかということですが、一生懸命考えさせてください。これをやりますというのが、私、ちょっと今出てこないの、その点を、これは本当に南議員おっしゃるとおり、子供の入り口が必要ですので、そういう点は考えていく必要があると思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長のほうで、バスのほうを村として協力しているということなんですけれども、社協が行っている事業であれば、結構そういったバスは貸し出ししていただいている、婚活支援だからということで予算をつけていただいているというわけではありませんので、ちょっと私の中では、去年の12月の課長が答弁いただいた、支援しなければいけない、予算づけしなければいけないという部分とは、また別かなと思っておりますので、考えていただきたいと思っております。

この結婚や出会いの事業の部分で、大きくほかと変わるの、行政は結構、若者に対してかかわる機会が少ないというか、若者向けの事業ってすごく少ないんですよ。中学生までは村のほうで、義務教育ということで、いろんなことかかわっていくんですけども、その後はぶっつり、高校へ行って切れてしまって、大学、就職、初めて榛東村にまた住むなり戻ってくるというときに、また村とかかわるんですけども、その間って、なかなかないなということ以前から考えておりました。婚活支援は、その部分にとっても、一つの事業といいますか、若者支援になると思っております。

本村は、隣に全国でも人口がふえている吉岡町があり、また大洗町との友好都市協定だったり、また先日、大井町と防災協定等を結んでいて、そういった他市町村との行政的なつながりもいいんですけども、人として交流するという部分を考えますと、そういった事業を、ほかの町と連携して婚活事業を行うというのも一つの方法かなと。自分の住んでいる、また榛東村で働いている若い人たちが、そういったほかと交流しながら、婚活という目的といいますか、そういったものだけじゃなくて、交流も含めて行うことができれば、それはそれで目玉になるものかなと思っております。そういったことも踏まえて、やはり予算をしっかりとつけていただきたいと思いますが、そのような交流としての部分も持たせて、村長、考えていただくというのはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど申し上げましたけれども、社会福祉協議会等も、そういうふうに支援をしていると。これをもっと緩和しながら、違うものも追加しながら、やっていく必要もあるというように思います。

また、さらに、先ほど大洗町の問題とか、いろいろお話がありました。大洗町も、やっぱりこの問題が一番問題なんだということで、いろいろ話もされておりました。

しかし、私、島根県ですかね、世界遺産の石見銀山の、その町の取り組みというんですか、これはすごいなど。これは、婚活から、子供を育てるならとか、そういうもので本当に総合的にやっている、私、行ってきて見たんですけども、ちょうど町長には会えなかったんですけども、違う人から話を聞いてみて、その現場へ行ってみて、これに集中すると、これも一つの案だなと、見させてもらいました。こういうことも、もし今後、議員さんもそういうところに行くようなことがあれば、や

っぱりそのノウハウをやる必要があるかなと。

いずれにしても、がちりがちり固めて、これはこういうことで決めたから、これ以外使えないというんじゃなくて、こういうものについてはもっと緩和した考えを持って、緩みのある支援体制を組んでいく必要があるというように思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） もう一点、婚活事業の中でお伺いしたいというか、これは村長のほうに、要望というような形になってしまうとは思うんですけども、県のほうで、群馬県は赤い糸プロジェクトということで、ほかの都道府県に比べても、ここの部分、すごく力を入れていて、先進的な取り組みをしているプロジェクトをやっているんですけども、基本的に企業が登録されて、その企業に属している人が、その赤い糸プロジェクトのいろんな企画に参加できるというような中身になっているんですね。個人登録もできるにはなっているんですけども、結婚支援事業を行っている社会福祉協議会が窓口になってでしか、個人登録はできないんですね。

それも、結婚相談事業自体が余り、今実施しているところも少なくなってきていますし、その以前のお見合いじゃないですけども、そういう、昔の事業と云ったら失礼かもしれないんですけども、そういう部分もあったりして、なかなか個人で参加できるような状況というのが、榛東村はもちろん、相談事業はやっていないので登録できないんですけども、ただ、地方とか町村とかは、農業後継者だったり、そういう自営業者もたくさんいて、そういった方たちが、今後地域を支えていくようになるわけですね。その人たちが個人でそういうところに参加するのが、ちょっと今、県のほうの事業の施策だと、企業に勤めているサラリーマンが対象みたいなような状況が私は見受けられるので、町村としては、やはりそういった、個人で地元をこれからしていく人たちが参加できるような仕組みというか、そういったところを考えていっていただきたいなと思うんですけども、そのあたり、県が総合してやっている事業ですので、ここで決められることではないんですが、その点も踏まえて、ちょっと県のほうに働きかけていただければなと思っているんですけども、村長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それも一つの方法というのか、いい方法じゃないかなというように思います。

私、渋川でしたっけね、前橋でしたか、夜の遊び心を持って、飲み会的なあれでやっているもの、新聞等で見させてもらったんですけども、ああいうことも一つの出会いの場かなと。これは観光と、そういう飲食業とか、そういうものの進展というんですかね。それもコラボした内容でやっているかと思うんですけども、まず、和やかな雰囲気を醸し出すような、官公庁がやって、はい、これは何、これは何というんじゃなくて、そういうことも、やっぱり我々も、もっと柔軟な気持ちを持ってやっ

ていくようなものを考えていく必要があるんじゃないかなど。

去年でしたかね、渋川のJAか何かがあった、家畜とかそういう飼っている人相手のお見合いをさせたものがありました。これも、そういう職業的なもので、こういうことをやることも必要じゃないかなというように思っていて、もっと頭を柔軟性を持ってやっていきたいと思っておりますので、研究させてください。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 全国でも、婚活事業や出会いの事業に関しましては、いろんな自治体が独自の方法で取り組んでいるところもたくさんありますので、いろんな事例を研究しながら、村に合った方法といたしますか、そういったものを見つけていっていただきたいと思っておりますし、現在社協がやっている事業に関しても、しっかりと支援をしていく、または協力して、一緒に何か事業ができればいいのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、職員の美化活動、ボランティア活動についてお伺いいたします。

本村では数年前より、クリーン作戦ということで、村民、各種団体、いろんな方に協力いただいて、いろんな事業が、クリーン作戦という事業が続けられています。ことしはちょっと雨で中止ということではありましたが。また道路愛護など、さまざまな活動に村民が積極的に取り組んでいる村だなど思っているんですけども、村民の方の話をいろいろお伺いしますと、村民は自主的になり、そういったいろんな事業に参加して、この村をよくしようということでも活動してくださっているんですけども、なかなか職員の方が、仕事で村の事業にはかかわっているんでしょうけれども、同じボランティアという、そういう気持ちとか、そういうことで、職員の方も榛東村に住んでいる方は、道路愛護とか参加してくださっている姿は見るんですけども、なかなか職員の方が、どのような活動とか、そういったことをしているのか見えないというような意見をお聞きしまして、職員として、何かそういった美化活動とかボランティア活動とか、現状、清掃活動など行っていることがあれば、まずその点についてお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 職員の美化ということでございますけれども、通常、4月から10月の第1水曜日の朝ですかね、庁舎周辺の除草作業をボランティアで行っています。これについては、朝の出勤前ということで、早目に出勤していただいて、こちらのような形で出てもらうという協力をいただいています。

それから、個人の地域活動でありますけれども、年に1回10月に、個人としては自主申告ということで、さまざまな、職員個々の動き等を把握する申告を聴取しているわけで、その中に地域ボランティアという記載の欄がありまして、こちらで把握しているわけですが、個々のことは申し上げ

られませんけれども、それを見ますと、かなり地域で、表には出ていませんけれども、かなりいろんなことをやって、貢献されている職員が多いなということは把握しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村においても、除草作業ですか、出勤前の時間でしていただいているということで、私、知らなかったんですけども、そういった活動をされているということも、村民も多分わかっていない部分もあるのかなと思っています。

今、信州の木祖村のホームページに載っていたんですけども、職員の方がボランティア作業を行いましたということで、写真等、活動内容が載っていたりして、職員もやっているんだということが、これを見ればわかるというような、そういった村もあります。また、ほかにも、職員の地域ボランティアサポーター制度という制度を創設して、活動の促進を図っているところというのもあるんですけども、新しい庁舎になって、すごくいい環境で皆さん仕事をしている中で、やっぱり村民の方は、税金を払っているというか、納めているほうからして、やはり職員のことを結構厳しくといいますか、いい意味で厳しく見てくださっている部分があると思うんですね。

そういった中で、職員の方も率先して同じように、村民と同じ気持ちで、むらづくりや、そういったボランティア活動に参加しているんだよということを理解してもらうのと、してもらわないのであれば、またちょっとそこも違うと思うので、なるべくそういった理解をしていただけるように、職員側も発信していただきたいですし、今後もそういった活動を、やれというのはなかなか言えないんですけども、そういった活動されている職員、また率先してやっている方を奨励していくといたしますか、そういうことも必要かなとは思いますが、そのあたりの。

要は、住民と職員の間隔が離れているよりは、なるべく近くある感じで、一緒にこのむらづくりを協働でやっていくんだよというような価値観が必要だと思うんですけども、そのあたり、今後どのようにして、職員を村長としてまとめていくのか。その活動について、取り組みをお話してください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 総務課長のほうから話がありましたけれども、クリーン作戦とか、この周辺の清掃作業とか、そういうものについては今後も続けていきたい。それと同時に、私、前から話しているんですけども、みんな職員一人一人が、書面上では、いろいろの中において、ボランティア、ボランティアという話がずっとありました。だけれども、じゃあなた、自分でやったことあるのと聞いても、やったことはないというのがほとんどでした。これらについて、そのボランティアについて、1回体験してみてくださいということでお願いをしております。

これについても、先週ですか、急に国のほうから、これはボランティアとはまた関係ないかもしれ

ませんけれども、インフルエンザの、何だ……ちょっと正式な名前は忘れちゃったんですけども、それが猛威を奮っているという訓練がありました。それについて、その内容を調べる、これは自分たちの行動計画を持っておりますので、その行動計画以外に自分がどうしたか。これが11月のそういうときとか、課長会議に、あと1回見直してくださいということで、このボランティアについては、最近指示というか、ボランティアですから、指示というよりお願いを、住民にある程度わかるようにいいですからという話もして、お願いしたところでございます。

今後について期待をしたいというように思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村長のおっしゃるように、住民にはなるべくボランティアでやってください、予算がないのでというようなお話の中で、やはり職員の方も、しっかりとボランティアをしている方もいるということ、村民のほうに見えるような形で発信していただきたいと思っておりますし、そこは、お互いが村のためにというところでもありますので、一方だけがやっているというような認識にならないように、しっかりとそのあたりも職員に、そういった活動を促進するような対策といたしますか、そういった雰囲気づくりといたしますか、そういったものもしていただければと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（金井佐則君） 以上で、8番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった8名の議員のうち、本日は4名の一般質問を終了いたしました。

◎日程第5 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第5、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。

陳情受理番号8号、第5区区長、青木孝男氏、第5区区長代理、阿部浩二氏、陳情は総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、平成27年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時48分散会

平成 2 7 年第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 2 月 1 日 (火)

平成27年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

平成27年12月1日（火曜日）

議事日程 第2号

平成27年12月1日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水喜代志君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第4回榛東村議会定例会2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職の出席を求めておりますが、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

12番岸昭勝君、13番早坂通君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順位5番松岡好雄君の質問を許可いたします。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君登壇〕

○9番（松岡好雄君） 皆さん、おはようございます。

9月議会に続いて、村長の政治姿勢についてなどの説明責任を果たしていただきます。

なお、9月議会の議会だよりを見直しますと、答弁において、一部事実と異なる発言が、虚偽答弁が行われたと認識しているわけであります。質問が村長の政治姿勢についてですから、管理職の皆様を含めて真摯に、そして、将来に向かっての議論が全くない、明らかに成果を上げている今までの実績について、想像や憶測の発言は厳に慎むべきではないかと思うところです。

実は村民から手紙をもらっています。紹介します。

「人は石垣、人は城」、人材こそ村の宝だと思います。寄ってたかって、それも女性をいじめにかかっている村長以下の人たちの心がわかりません。もっと村のために尽くすべきことがあるのではないのでしょうか。賢明なるご判断を仰ぐ次第でございますとあります。

これを読むと身の引き締まる思いで、自席に戻って村長の政治姿勢についてと榛東村の地域創生事業関連についての2項目で、村の活性化を目指して質問いたします。

○議長（金井佐則君） 9番。

最初にマイクを上げてください。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 最初に、9月議会に続いて、村長の政治姿勢について質問します。

まず、大規模災害協定について。

去る10月23日に村役場において、神奈川県大井町と大規模災害協定を締結したと広報しんとうで読みました。本村では、茨城県の大洗町とは、小谷町長を初め、村民ぐるみの交流を行ってから友好都市協定を結んだわけですが、今回の大井町との協定を、村長はいつどうして考えたか、村民の意見はどこで確認したのか説明してください。村長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今おっしゃったとおり、10月23日に協定を結んだところでございます。

この災害協定については、災害が発生した場合の応援体制を整備する防災協定を締結したところでございます。

ご存じのとおり、大井町、これは大井松田のインターのところまでございまして、村のほうからいうと約180キロぐらい離れております。そして、今現在の災害とか、そういうのを見ますと、想定できないようなゲリラ的な大雨とか、いろいろそういうものがあります。そして、考えたときには、大井町は約180キロ離れているというところで、同じ災害は榛東村と大井町の辺では起きないんじゃないかなということで考えまして、大井町の申し入れ等によって、地理的なこと等を考えて、提携先に選んで締結したということでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 続いて、大井町が提携している他の市町村名の全てと、その協定の内容を簡潔に説明して、大井町と榛東村と結んだ役割は何だと考えますか。総務課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 幾つかちょっと、急に言われちゃったんであれなんですけれども、落ちがあるかもしれませんが、まず最初に、先ほど村長が申し上げましたけれども、災害は突発的に局地的に起きるということで、非常に予測が難しいわけでございますけれども、町村間の応援体制として、大井町と防災協定を締結したことによりまして、資材だとか物資の協定だけでなく職員の派遣も可能となるという、人的対応に一層の厚みがあったのではないかとこのように認識しております。これを契機にして交流を活発化させて、産業、観光、少子化への対応など、地域の活性化につながるということで期待をしているわけでございます。

いずれにしても、そういったことで、先ほど言いましたけれども、地理的環境とか、あるいは、お

互いに助け合うということの第一義的な意味からしますと、非常に重要な防災協定であるというふう
に認識しております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 次に、大井町という、大井川も連想できるわけですが、大井川の上流に行け
ば糸魚川静岡構造線の西側で、ここに中央構造線という1,000キロもの破砕帯が分断されていて、中
央構造線の日本海側と太平洋側の境界線となっているわけです。

ちょっとパネルを見てください。こういうことです。

これが大井町、これはフォッサマグナ、ここを通過して、糸魚川構造線というのはこれです。これが
1,000キロも分断されています。

なぜ自分がこれを——これというのは、実はいところが今、大井町に住んでいます。この活断層が
あることを知らないで、うちを買ってしまって、ああ、懲りちゃったと。そういう話を自分に聞かせ
ました。いとこは定年があと5年なんですけれども、早くそこを売って榛東村に帰ってこいと自分は
言っています。それで、広報で見えて思い出したわけです。

村長が議会に配付した大井町の説明資料には、この糸魚川静岡構造線のことは記載されていなかっ
たわけです。大規模災害協定を結ぶには余りにも無防備、いざというときに協力をいただく村民の意
見を聞くことが必要と考えます。村長は協定に当たり、調査が不十分だということですが、まさか
我々には調印式の通知も出さずに、議員のうち4名しか出席させなかったのは、そういう意図があっ
たと言われても仕方がないと思いますが、村長、大井町との協定前に村民の意見を聞くことや、大井
町の事前調査が不十分であったこと、調印式に議員全員を出席させなかった意図の以上2点について、
簡潔にお答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 大井町については、活断層とかそういうもの、箱根町の問題とか、そういう
ものもございます。しかし、今、松岡議員がおっしゃるとおり、通っているから、あるいは、そうい
う災害がありそうだからということで、逆にそれを除くということも、全然安心な安全な、絶対ない
ところを選ぶべきかということは、ちょっと私にも理解しかねるということがあります。災害がない
ことにこしたことはございませんけれども、いろいろな面で助け合うということで、やるべきじゃな
いかなというように思っております。

さらに、調印式に議員を出さなかったということでございますけれども、これは、松岡議員が今お
っしゃったとおり、議長、副議長、各委員長等に出席をお願いいたしたところでございます。それ
については、相手方の大井町がこちらのほうへ来るときに、6人の出席であるというところで、人員的

なバランスもとらせてもらったところでございます。これについて、特に災害とか、そういうものでございますので、消防団長あるいは防災ボランティアの、そういうトップの人たちもこういう中に入れたらどうかというところで、そういう人たちにも入ってもらったところでございます。

いろいろな面において、今後も、これは調印のところでございますので、今後についてもいろいろな交流が出てくるかというように思います。そのときはまた、議員の皆さんにもお願いしなきゃならないという場面が出てきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 今、村長が答弁したけれども、議員はその日は行事がなくて、村に待機していたと思うので、これからは、向こうが4人来ようが6人来ようが、榛東村としては議員は13人いるんだから、ぜひ残りの人も出席して、連帯責任というんですか、事故がなければ何でもないけれども、ぜひそういうところは忘れずにお願いいたします。

次にいきます。

同じく、何も交流していない大井町と災害協定を結ぶのであれば、自分としては、長く交流している東京都葛飾区との災害協定が先だったのではと思います。東京大震災も危惧されています。世田谷区と川場村のような友好協定も結びつけられればと考えますが、葛飾区を検討しなかった理由を、村長、説明願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 葛飾区については、私も何度か訪問させていただきました。これは、名前を言っていていかどうかわかりませんが、農業委員会がいろいろな場面で、いろいろ交流を深めていると。そういう中において、葛飾区と今現在も交流をしているところでございます。これは協定を結んだ、結ばないじゃなく、葛飾区のいろいろな行事にも参加させてもらい、いろいろな面で親睦を深めているというところでございます。

これ、日にちは忘れたんですけども、7月かそこらだと思うんですけども、私、個人的にも葛飾区のほうへお邪魔させてもらって、区長さんとお会いして、いろんな面で交流の面も話させてもらいました。この親しい仲を、さらに深めながらやっていこうじゃないかと。今、協定を結ぶとか、そういうんじゃなく、農業委員会なり、そういうところから盛り上げて、これからやっていきたいと思います。これを葛飾区を除いてやったわけではございませんので、その点をご理解願いたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 何でそれを言ったかという、葛飾区も、榛東村は何年か農産物も持ってい

っています。ことしも行きました。自分たちも行きました。あそこは、たしか葛飾区は46万人ぐらい人口がいると思います。それと、年間予算が1,200億円ぐらいだと思います。東京はいつ大震災が起きかわからないと、そういうことで村長にお願いしているんです。何とか友好都市、災害協定とか、そういうのはこれから考えて、早目に結んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次にいきます。

村長の政治姿勢の最後です。真塩村政における職員の生かし方について質問いたします。

5月の初登庁以来、前村長の事業の見直し、検証を進めると6月議会で表明されましたが、その結果、この半年で何人ぐらいの職員を投入して、どのような成果が得られたのか。その間、その職員の本来の業務はできたのか、できないのか。支障はなかったか。その2点について、村長、命令し、この半年近くでやってきたことをそのままお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 職員の生かし方というようなことだと思うんですけども、職員に対する基本的な考え方を私自身で述べさせてもらいたいというように思います。

これはどこの市町村でも同じですけども、多様化する住民のニーズに的確に伝えていく、職員一人一人がそのとき持てる能力を最大限に発揮して、ひいては住民サービスの向上を図っていく必要があります。その職員の勤務意欲を向上させるためにも、職員を適正に評価して人材育成に活用するとともに、頑張った職員は人事・給与面で処遇をしていくという考えでございます。考え方はそういうことでございますので、適正に私はやっているというように考えております。

さらに、この半年間の事業についてを公表せよということでございますけれども、これについては、松岡議員が聞きたいのは、ふるさと納税とか、そういうものがどうなったかということであるかと思っておりますけれども、これについても順調に推移していると、昨日の議会の中で申し上げたとおりでございます。たしか今、1億四千何百万円のふるさと納税があるということで、これについても適正に向上させていかなきゃならない、これからの問題も含めてやっていかなきゃならないということを肝に銘じてやっております。

さらに、昨日も……もういいですか。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） そうですか。じゃ、それで成果は上がったんでしょうか。

成果を上げるためには、職員の給料以外にかけた予算は幾らですか。聞くとところによると、顧問弁護士じゃなくて、違う弁護士を雇ったらしいとも聞いていますけれども、本当ですか。米の倉庫の購入とかに係る契約は違法だとか吹聴した担当課長を処分すると、来庁者に話していると聞こえてきました。具体的には誰からとは、ここでは申し上げられません。

いいですか。倉庫の建物金額が高いとか、倉庫内の掃除賃まで払うという話ししているんじゃないですよ。民間が競売で買えば、取得税も登録免許税も500万円近く払うことになる、これは計算していますか。倉庫内の収蔵物が撤去された時点というところが合意された事項になっているんじゃないんですか。

米の法令部分についても、公共事業の1.75倍にも及ぶ経費を削減するため、現在の所有者が村と保冷庫の構造を打ち合わせて、消費者側が発注するから安くできるわけで、民間と力を合わせて知恵を出し合ってやってきた事業、メールがどうの、再見積もりがどうのというよりは、現体制、今の真塩村長がやれば、もっと安く買えるか、もっといいものができるかと、そういう視点で検証すべきではないでしょうか。

議員数名で、また村民の方が独自調査をしています。何より弁護士に聞くのを依頼したり、総務課長を初め担当課長は、前の総務課付課長に一度も聞かないで処分はあり得ないでしょう。村長というより、人としてどうかね。もっと米のブランド化につながるような保冷庫が建築できるのかという議論が、むらづくりじゃないんですか。今村長がやっていることは、人がとってきた予算をこねくり回して、議会に内緒で防犯カメラを発注したかっように見えるのは自分だけじゃないと思いますが、これは人のふんどしで相撲をとって、ふるさと納税は順調だけれども、自分で考えた政策は俵を割った相撲のようだよ。村民の血税を無駄に使って、職員を巻き込んで、村長が村民から託されている大事な職員を、仕事もさせずに、いじめをしているわけじゃないと思いますが、村長は前村長の政策制度を確認して、わからない部分があれば、職員に聞きや足りたように思う。

長い説明になっちゃったけれども、質問は、このいじめに使った貴重な予算の内容、弁護士費用の金額について、村長からお答えください。いかがですか、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） まず、倉庫の問題ですけれども、これにつきましては費用対効果、あるいは、それが村のためになるかどうか、そういうことを検証させてもらい、そして、これからどういう場面で使うかどうか、それも検討させてもらいました。

これについては、松岡議員もご存じだと思うんですけども、村のほうには旧役場庁舎のところ、前の車庫のところですね。その隣に、あんないいものがあります。そういうところが村の施設としてありますので、そういうところを使って十分であるということ判断させてもらったところでございます。これについても、米の買い入れとか、そういうものについて、それを変えているところではございません。そういうことで、村の施設をちゃんと利用する、利活用するということで、その倉庫を買ったときより、それ以上に利活用できるということで判断をさせてもらったところでございます。

それと、弁護士ですか。村の弁護士がやっているものについては、今も継続して、はっきり言うところ吉村弁護士と契約してやっております。そういうものに対して、まだかえたとか、そういうところで

はございませんので、その点は勘違いのないように申し上げたいというように思います。

そして、職員についてのいじめとか、そういうものを行った覚えはございません。事実に基づいて話を聞いているだけで、処分とかそういうのはしておりません。それは間違いないようお願いしたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 今の答えですが、倉庫を買わない、農協の倉庫を使えるというけれども、村長、あれは政府米を入れているので、あの倉庫は使えないよ。あれは無理ですよ。それは、だからだめだと思いますよ。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前9時24分休憩

午前9時25分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） じゃ、政府米を入れているというのは取り消しますけれども、自分が言っていることのほうが、村長、あの倉庫と精米機は、またこれからも言うけれども、そこでまた話します。

じゃ、2項目めに入ります。地域創生事業関連について。

榛東村総合戦略及び人口ビジョンの策定状況についてですが、3月議会等で説明を受けた工期である10月16日に榛東村の総合戦略は完成したのか。しなければ、現状の県内の市町村の完成状況も踏まえて、基地・財政課長、説明願います。

○議長（金井佐則君） 清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、お答えいたします。

総合戦略の策定状況ということでございますけれども、人口ビジョン、それから総合戦略につきましては、4月20日付でコンサルに策定支援を委託し、作業を進めており、現在、人口の推移についてまとめが完了いたしまして、総合戦略の素案を策定したところでございます。

本支援業務につきましては、4月6日付で起工いたしまして、4月17日に入札を行い、4月20日付で契約を行ってございます。今、3月議会で説明のあったというご発言がございましたけれども、起工自体が4月6日でございますので、3月議会で履行期限についてご説明があったとは、ちょっと承知してございません。

履行期限でございますけれども、当初契約におきましては10月16日といたしたところでございます

けれども、村長選等の影響もございまして、10月1日で契約を変更いたしまして、12月28日までを履行期限としたところでございます。また、当初の国への申請時点におきましても、28年3月末までに完成予定ということでご報告してあるため、この契約変更によります国への協議等は不要でございました。

また、今回の業務委託につきましては、あくまでも策定の支援ということでございまして、起草については職員みずからが行うことが義務づけられております。そのため、策定支援業務契約の満了後、平成28年3月末までに職員が完成させることを目標としてございます。

また、県内の他市町村策定状況ということでございますけれども、10月末までに県内の5市町が策定済みとなっております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 次に、2月25日の総務産業建設委員会で、前村長の説明で、10月中には総合戦略や人口ビジョンを仕上げて、仕上がった自治体だけが権利がある交付金をもらう予定と説明を受けています。当然仕上がっていると思うから、担当課長に聞いたわけです。

真塩村長はスピード感を持って進めると言ったのに、なぜこうなっているか。入札したと言っているんだけど、それはそれとして、前村長の事業の検証、見直しに時間がかかったからじゃないんですか。担当職員、地域創生自然エネルギー推進室の仕事を持たせて基地・財政課に異動させ、基地・財政課は職員がふえているので、できないはずがないと思うので、村長の人事異動が失敗とは言えないかもしれないけれども、それとも、その課の能力……今、財政課長、あれだね、3月までにすと言ったよね。

県内の市町村の完成状況について、その3点について、村長、説明お願いできますか。県内のは5市町と言ったんべ。名前挙げなかったよ。じゃ、財政課長、名前を挙げてください。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 策定済みの市町でございますけれども、沼田市、それから館林市、下仁田町、中之条町、みなかみ町でございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） そういうことで、前地域創生自然エネルギー推進室であれば、これまでの実績から推察して、有言実行で国の要求どおり、村内のニーズを把握し、それを生かした総合戦略を完成させ、地方創生先行型、タイプⅠの上限5,000万円は確保したと思うんですが、財政課長、それは3月になったんかい。お願いします。

地方創生先行型事業って、俺、言っておいたんべ。課長いないけれども、係の人に言っておいたわけだよ。上限が5,000万円なんだよね、それを10月16日までに仕上げていけば、この5,000万円がもらえたわけだよ。もう1回答弁をお願いします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 地方創生先行型の先駆的事業のタイプⅠにつきましては、必ずしも総合戦略の策定が終了したものであるということではございません。対象となる事業といたしましては、ちょっと長くなりますけれども、原則として、以下のイに掲げる事業分野のいずれかに該当し、ロに掲げる事業の仕組みを全て備え、他の地方公共団体の参考となるハに示す先駆性を有する事業を実施する場合ということで、いろいろ、イというのが事業分野、ロが事業の仕組み、ハが先駆性というところでございますけれども、こちらについて、必ずしも総合戦略が策定完了後というような縛りはございません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） だから、5,000万円はもらえなかったんかいと、俺は言ったんですよ。損しちゃったんじゃないかい、それは。これからそれをもらえるかい。もう1回答弁してください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 繰り返しになりますけれども、タイプ1の交付を受けるための前提といたしまして、総合戦略が完成しているかどうかというところは要件にございません。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 要件にないから答えられないと、そういう言い逃れしているんじゃない話にならないけれども、次に移ります。

給食センター長として、農林水産省に地場産野菜を給食に取り入れてくれと。100%農水省補助の上限700万円事業も取り下げさせ、10月5日内示、6日から総務課付課長としてセンターから異動させた。センター内でも、そんなにちょいちょい異動させていじめて——いじめるということをお願いしたくないんだけど、いじているのかという声も聞きました。まさかいじめをしているとは、群馬県中の指導している阿佐見教育長は、大人のいじめをしているわけじゃないから、普通の人は、真塩村長が給食をないがしろにしていると思うようです。傍聴席の皆さんもそう思っているんじゃないかと思います。

真塩村長は村の活性化を望まないんですかということはないと思うんだけど、村に損をさせることばかりで、村を活性化できない責任をどうとるんですか。村長、もう一度お答えください。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前9時33分休憩

午前9時34分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） では、時間の関係で次に移ります。

防犯カメラをしたければ、議会の議決したことをきちんと継続して、次の予算をとってやるべきでは。繰越明許費を流用して事前着工して、議会軽視じゃなくて地方自治法違反では、こんなことをして国の交付金を、大丈夫なんですか。不適切な執行では。繰越明許の問題は次の人の質問のようですからここまでで、総体は村が損していますよ。

太田市は総合戦略を仕上げて、追加の先行型タイプI、予算では子育て、女性に対する総合的支援事業で2,500万円もらったし、県外では農業で5,000万円もらった町もあることを紹介して、農業の活性化、ブランド化政策について質問いたします、村長。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、農業の活性化とブランド化、これからの農業についてお答えいたします。

村では、農業者の高齢化や後継者不足が問題となっており、農業経営の停滞、耕作放棄地の増加等が懸念されております。それから、諸問題を解決した安定農業経営を目指していけるように、農地利用集積促進事業や農地中間管理事業、経営体育成支援事業等の国や県の補助の活用を推進しているところでございます。また、村内の農業の担い手である認定農業者に向けては、榛東村認定農業者農業経営改善補助金を新設し、農業機械の購入に対し補助を行い、活性化に向けて取り組んでおります。

ブランド化につきましては、本村の農業は多種多品目の野菜等を生産しておりますが、いずれも産地化が図られていない現状にあります。中でも、推奨品目として下仁田ネギ、長ネギ、チンゲンサイ、ブロッコリー等の生産をJAとともに生産振興を行っており、産地化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

これからの日本の農業は、環太平洋経済連携協定（TPP）が大筋合意となり、それに対する農業対策が徐々に示される中、農業経営は一層厳しい状況が予想されております。本村といたしましても、新たに示される国の農業対策について注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 産業振興課長、また質問だけれども、ただ棒読みに言ってもいいんだけど、それはいいんだけど、もっと農家の人のために思ってさ。農家だって、米つくったり、野菜つくったり、自分ちもしているけれども、みんなやってんべよ。大変なんだよ。だから、村としては、農業の人たちにもっと手助けをして、何ができるか。これをしたら榛東村の農業が発展するんじゃないかと。そういうことを、委員会でも発言するけれども、そういうことを考えて、榛東村の農業を発展していけるようにぜひお願いしたい。頼むよ。

じゃ次に、11月10日ごろ予約者へ通知を出して、11月24日に米の検査と聞いています。自分は基地幹線委員会の視察研修でその会場に行けなかったのも、残念なんだけれども、これまでの間、村は米を買うのか、本当に買うのか、買わないのか。9月議会で買うと回答していたけれども、自然エネルギー推進室はないし、村は信用ならないから自分は売っちゃったと。最近、検査の終わったものも、また自宅へ持ち帰らせたとか苦情を聞いている。だから、ふるさと納税ももらって、寄附金をもって倉庫を買う計画、そのまますればよかったんじゃないか。予算を取り直すみたいだし、防犯カメラの事前着工で交付金がもらえたんですか、もらえないんですか。これで精米機は予定どおり買わなくちゃだめだと。

村長、米の出荷の状況と問題点、課題など、精米機を買うしかないと思うが、考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは何回も申し上げておりますけれども、初めから、榛東村の米はうまい。これについて、ふるさと納税とかそういうもので、お土産としてのお返しとしての、これについては、ずっとというんですか、少なくとも今年度、決めたことについてやっていくということで、たしか11月二十幾日ですか、検査をしてもらったところでございます。

これについては、前から言っているとおり、買い上げをして、村の米のブランド化とか、そういうものに寄与していきたいということは変わっておりません。どこかから、米を買わないんだどうのこうのと何回も聞くんですけども、そんなこと1回も言っておりません。

それと、精米機の問題でございます。精米機についても、これについて、今現在、地方創生とかそういう中において、本当に村民がどういうことを必要としている、どういうことをお願いしたい。これについて、いろいろ検証しながら、米の精米機、これをどうして買う必要があるのかなということを、私は一番初め疑問に思って、それを検証させてもらい、その精米機を買わなくてもちゃんとできるということの確証のもとに、その予算を振りかえたところでございます。これは国のほうとも相談して、これは買わなくてもこういうほうに振り向けるということで、了解をとったところでございます。

どうしてもこれを買わなければそれができない、そんなことはございませんので、これについては前から言っているとおり、買わないということを前から言っているとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） どうもその辺のところ、村長と自分とは話がかみ合わない。

村長も、榛東村の農業は第1次産業だから、しっかり農業を守るんだと、育成するんだと、そういうところはもっとやりたいんだと言っています。それでまた、9月のときも振りかえたと。そんなこと聞いているんじゃないんだよ、俺は。村民が、農家の人が米を、さっき言いましたね。11月24日ですか、ちょうど自分がいなかったときだけれども、米を農協に持って行って検査してもらって、また自宅にあの重たいやつを、70、80歳になる年配の人が、あれ重たいよ、30キロ、何袋も動かせば。

だから、そういうことじゃなくて、9月のときにも言ったけれども、米の倉庫と、精米機だって、それは榛東村の金じゃないんだ。国の金で買えるんだから、ぜひお願いしますよと言ったら、それを、村長の考えじゃないと思うんだよな、誰かがそんな変なことを言っているのかわからないけれども、村長はもっと、俺が言っていることが理解できると思うんだよ。米の倉庫、1カ所へ集めて、精米機も1,500万円近く、1,400万幾らで買えるわけだから、そこへ置いて1カ所に集めれば、そんな無駄なことは要らないんだよ。だから、俺がそれを、村長は嫌だと思うけれども、俺はあえて2回言ったんです、そのことについてね。

だから、これは米農家に対して、前橋市に持って行って精米してくるの何のと、そんな次元じゃないんだよ。そんなの無駄なこと、俺に言わせれば。そんなことより、向こうがだめなら、どこか村長が考えて、農協もだめなら、米の倉庫と精米機を買って1カ所で集めて、それすればいいと思う。これはまた委員会もあることだから、そのところでまたやり直ししようと思うけれども、次にいきます。

あと8分だ。時間がないので最後になります。

いじめという言葉はよくないことなんだけれども、職員にもいじめられ役の、前地域創生自然エネルギー推進課長か、仕事もさせてもらって、真塩村長が村長になって、こんないじめをするなんていうことは考えていなかったと思う。違うでしょうと。1票入れてくれた方が泣いていますよ。ちょうどきのう連絡が入りました。榛東村でやるはずだったと、こういうことです。

「TPPに打ち勝つ日本初土壌微生物革命」、見てください。これを榛東村でやるわけだったんですよ。そうすれば世界の真塩村長になったんだよ。これは何でかという、日にちが書いてありますね……12月11日の金曜日13時から16時まで、会場は東京ビッグサイト、ここでやるんですよ。小泉農林政務次官も石破創生大臣も来ると思います。これを榛東村でやりたかったんですよ。真塩村長の名前を世界中にとどろかせたかったんだ、自分は。こういう残念な結果になっちゃったと、こういうことですよ。

「TPPに打ち勝つ日本初土壌微生物革命」、これですね。土壌オリンピック結果発表会、記念企

画は、小泉進次郎さんが自民党の農林部会長に就任した意味もわかるように、本当なら今、さっき言ったように、榛東村はいじめなんかしている間はないんだよ。世界中から一流の方々が押し寄せてきて、世界の真塩村長と言われる、本当に残念だったよ。村も残念だ。だから、きょうでいじめは終わりにして、群馬県内でもいじめをしている真塩村長なんて、そんなこと言われたくないから、返事をしてください。よろしくお願いしますよ。

それで、あしたから一生懸命、榛東村のためになるように、村長も俺も皆さんも前進するように、一生懸命頑張って、榛東村のために頑張りたいと、そういうことを伝えて一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、松岡好雄君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

開会を10時5分より行います。

午前9時47分休憩

午前10時5分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位6番小野関武利君の質問を許可いたします。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君登壇〕

○6番（小野関武利君） 皆さん、こんにちは。6番小野関であります。

きょうの一般質問であります。繰越明許費についてであります。

村の政権がかわって以降、前村長時代の政策について廃止や見直しが行われております。その多くは議会で議決された事案であります。その議会対応についてであります。真塩村長は議会に対して、変更、見直しに対しての議会に説明もなく、同意を求められても困るんですけども、その同意を求めるための行動もとっておりません。

きょうの一般質問いたします繰越明許費についても、議会議決している事案でありますから、議員だけでなく、村民が納得する説明を期待しているところであります。

具体的には、自席に戻って質問いたします。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 最初に、通告書にありますように、平成27年度第2回榛東村議会定例会議案書による2款総務費、1項総務管理費の3事業の個別内容について説明をしてください。

この3事業の金額については、第1回定例会の個別事案の金額を合算すると一致いたします。第1回定例会の内容が変わっているとは思いますが、くくりが大き過ぎて内容が読み取れないというこ

とでの説明を求めるものであります。担当課長、お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

6月議会で繰越明許費繰越計算書によりまして報告いたしました総務費の事業につきましては、1つが地方創生ふるさと応援事業、2つが地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型事業、3つ目といたしまして、同じ交付金の地域消費喚起・生活支援型事業の3事業でございました。

1つ目の地域創生ふるさと応援事業につきましては、米の保管に使用する倉庫の購入を実施する予定とされていたところでございます。

また、先行型につきましては、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項及び第10条第1項の規定に基づきまして地方版総合戦略を策定し、また、地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって、地方版総合戦略に位置づけられる見込みのある事業を実施する予定とされていたところでございます。

また、地域消費喚起・生活支援型につきましては、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を推進するための事業を実施するものとされていたところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今のお話でありますけれども、ちょっと個別具体的に内容を説明してくれという質問でありますから、例えば、むら・ひと・しごとふるさとまるごとブランド化事業、そういった個別の事業名を挙げていただきたいと思いますので、もう一度お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先行型のほうにつきましては、総合戦略策定事業、それから電動自転車購入券発行事業、それからふるさと旅行券発行事業、ふるさと名物券発行事業。それから……失礼しました、すみません。先行型につきましては、総合戦略策定事業、それから観光・定住促進事業、むら・ひと・しごとふるさとまるごとブランド化事業、海外トップセールス事業。消費喚起型といたしましては、電動自転車購入券発行事業、ふるさと名物券発行事業、ふるさと旅行券発行事業ということが予定されておりました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6月議会で、この内容の部分、事業のところ繰越明許費になったわけがあります。

最初にお聞きしたいのは、地域創生ふるさと応援事業の450万円についてであります。

9月議会で倉庫は購入しないと聞いているところではありますが、倉庫購入の総額が500万円ということで、前年度の議会で承認された事案であります。手付金50万円を除いた450万円が、繰越明許費として計上されていたところでもあります。このことに関して、500万円の金額に疑義があり、契約を解除したと聞いております。契約を解除した経過と、購入予定金額の500万円についてどんな疑念があったのか、担当課長から説明をお願いいたします。

このことについては、先ほど松岡好雄議員のほうからも質問があったところでもありますけれども、具体的に内容をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 当該倉庫の購入に係る契約書につきまして、村の顧問弁護士であります吉村先生にもご確認いただきまして、行政の作成した契約書とは思えないというようなご発言もあったわけでございますけれども、購入価格の積算そのものに疑義があるというところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） その疑義があるという総額500万円ですけれども、どういうところに疑義があるのか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 通告にございませんでしたので、詳しい資料を持ち合わせてございませんが、通常、村が不動産を購入するといったときには、不動産鑑定を行うということが一般的かと思えます。そういった鑑定も行われないうまま、購入価格が決定されているという部分でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 競売物件を直接村が購入したわけじゃございませんので、自分の情報を得ているところであると、全4棟を競売物件で第三者が買ったと。そこから500万円で、倉庫1棟を村が購入ということでの契約をしてきたところでもあります。

競売物件の金額にプラス不動産取得税、登記のための費用等々を加算すると、500万円を加算して、なおかつ、米を保管するための保冷庫使用の工事のための300万円というものがありますので、合計500万円というのは決して高い話ではないというふうに自分は理解しているところではありますが、その辺について、もう一度回答をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 契約条項といたしまして、今ご説明といたしまして、ありましたとおり、倉庫そのものの購入代金、それから、保冷库とするための改修工事費用を合わせて500万円ということでございますけれども、通常であれば、村が購入した後に、村が必要な工事を行うということが一般的であろうかと思えます。まずそこが1点でございます。

また、2点目といたしまして、村の期待する工事が想定されている250万円ではできないというようなことも、見積もりをとった業者さんのほうに確認したところ、村の期待する工事をするためには800万円程度かかるというようなこともございまして、積算価格そのもの、500万円という積算に根拠がないといたしまして、そういったことでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） どうあれ、今の課長からの答弁では、全て仕上げて米の保管庫に利用するには800万円ぐらいかかるという話であります、それが500万円で契約を結んでいたわけですから、安いにこしたことはないというふうに自分は思っているところであります。

それから、契約解除をしたと聞いているわけでありましてけれども、これも議会に説明もなく、議会が議決した案件でありますから、やはり契約を解除するという部分については、事前に議会に説明があつてしかるべきではなかったかというふうに思っております。その議会に説明する部分、なぜそれを省いたのか、村長のお考えをお聞きします。

また、450万円の繰越明許費でありますけれども、契約解除によって執行されないこととなります。この金額の取り扱いについても説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 後段のほうの450万円の問題については、これは9月議会でも、組み替えをしたということで、違うほうに使うことでやっております。

さらに、解除した理由とかそういうものを、議会に説明がなかったということでございますけれども……

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 解除した問題については、先ほど松岡議員のほうにもお話ししたとおり、これについて、村のほうでもその倉庫は十分確保できるということで、それらを含めてやったところでございます。こういうことで、そこを買わなくてもできるということが一つでございます。

先ほど、450万円振りかえたという話をしましたけれども、これについては訂正させていただきます。これについては、倉庫として不要であるから、不用額として残してあるということでございます。

それと、議会説明はそういうことで、我々のほうも考えた上で、問題ないという判断をして、説明をしなかったというところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 説明をする必要がないという判断で、議会に対して説明をしなかったという村長の答弁であります。まさにこれは議会無視、議会軽視の行動であろうというふうに思うところであります。

かといって、議会に同意を求められても、議会議決した案件を、議会がみずからそれを覆すということはあり得ないという解釈をしておりますので、やはり議会としては説明が欲しかったというところでもあります。どうあれ、村長は議会を無視して執行したということであろうというふうに思っているところでもあります。

次に、村の予算にあっては——村だけじゃありませんけれども、地方自治体の予算にあっては、会計年度独立の原則によって執行されているわけでもあります。例外として繰越明許費が認められているわけでもあります。繰越明許費の運用規定についてでありますけれども、運用規定というか、もろもろの制約があると聞いています。繰越明許費の運用に当たっての規定と制約について、担当課長から説明してください。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 繰越明許費につきましては、地方自治法の213条に根拠がございまして、そちらの第1項でございますけれども、「歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。」とされております。これに係る制約というお尋ねですけれども、そういった規定は自治法上ございません。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 制約がないという話でありますけれども、議員必携にもありますし、地方自治法213条ですか、そのところでも、繰越明許費については、たとえ不用額が生じたとしても、そ

の不用額を翌年度の経費の財源として繰り越した目的に係るもの以外に流用して使用することはできないということが明記されているわけでありまして、不用額で計上して翌年使用できるという話でありますから、当年度、26年度の繰越明許でありますから、27年度においてそれが流用できるということはどこにも記載されておられません。それに、款項の変更はまかりならんという話になっているわけでありまして、その辺の見解を、担当課長お願いします。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 流用の関係でございますけれども、繰り越しの予算であるから流用してはいけないというような規定はないものと承知してございます。

すみません、もう1点、何でしたっけ。

〔「だから、款項の」の声あり〕

○基地・財政課長（清村昌一君） もちろんその款項というのは、制約はございます。そのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今、流用してはならないという説明があったわけでありましてけれども、このことに関しては、地方自治法の213条、議員必携の部分についてもそうなんですけれども、26年度の繰り越しでありますから、27年度においては、当初の目的といいますか、事業名の執行であれば構わないわけでありまして、事業名を変えて執行しても構わないというのは、213条にはどこにも書いてございません。それについて、もう一度回答をお願いします。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 冒頭のご質問の中で、繰越計算書のほうの事業はどうだったんだというようなお話がございました。3月議会において議決いただきました繰越明許費、それと6月議会において報告いたしました繰越明許費計算書において事業名が異なっております。6月の段階で報告させていただいた計算書においては、交付金の事業名という類型にさせていただいたところがございます。

これにつきましては、事業を狭義の意味で捉えるか、広義の意味で捉えるかというところがございまして、3月議会においては事業を狭義の意味で捉えていたというところがございますが、村長選もございまして、事業の変更等も想定されていたところから、6月議会において、広義の意味での報告をさせていただいたところがございます。

予算を流用しているというところはおっしゃるとおりでございますけれども、いずれにいたしましても、交付金の交付要綱に基づく適切な事業であるというところがございます、事業変更につきま

しては、狭義の意味での事業の変更と捉えた形で、国への協議と所要の手続を経て、事業を進めているところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 広義、狭義という話の部分で、ちょっと自分も納得はしないわけでありませうけれども、関連いたしますが、村長は9月議会の一般質問の中で、精米機分を子育てとかワクチン投与に変えるべく、総務省と協議をしてきて、8月末に国から回答があったと言っております。電話1本で総務省の承認を得たということにはならないというふうに思うんですけれども、承認された文書の提示をお願いいたします。

また、総務省との協議の中で、繰越明許費の扱いについても指導があったかどうか、村長にお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 一般的に国庫補助金ですとか交付金ですとかは、当然申請行為がございまして、その後、事業変更する場合には、変更の承認申請というのを上げまして、公文書で変更承認をいただくというようなやりとりが一般的なんですけれども、今回の地方創生の交付金に関しましては、軽微な変更という捉え方だったのかわかりませんが、正式な公文書として変更申請というのを発行していませんし、公文書として変更承認というのが来ているわけではございません。特殊な例かと思えますけれども。

今回、事業を変更するに当たりまして、2種類の交付金があるわけですが、それぞれの国の担当者と事前に協議をさせていただきまして、主に電話、それからメールにて事業の変更の事前協議を行いまして、8月13日に両方の事業とも正式な変更を報告いたしまして、先行型につきましては8月20日付、それから、消費喚起型につきましては8月17日に、事業着手して構わないという旨のメールを受理しているところでございます。

〔「一つ足りないよ。繰越明許についての……」の声あり〕

○基地・財政課長（清村昌一君） それから、その予算の関係でございませうけれども、流用にするか補正にするかということも含めて、事前協議をさせていただいております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 8月17日、8月20日という日にちが出たわけでありませうけれども、昨日の松井議員の質問の中でも、9月定例会になぜ提案しなかったかという部分が残ります。なぜ12月まで引っ張ったのかと。内閣府から承認を得たという話でありますけれども、ということになると、繰越明許費については、その事業内容を変えてまで執行してはならないという制約という部分、自分はそ

うに承知しているわけでありますが、昨日の答弁でも、内閣府から承認を得たと、受けたという話の部分でありますから、地方自治法213条の部分に抵触する話であろうと自分は思っております。総務省もその見解ということでよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） すみません、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、事業自体を狭義で捉えるか、広義で捉えるかというところが、ご意見あるかと思っておりますけれども、村といたしましては広義の事業というところで、その中の事業の変更というところで捉えまして、その考えに立ちまして、予算を流用して事業を執行してきているところでございます。

しかしながら、きのう、栢井議員のご質問にもお答えさせていただきましたけれども、11月に実施されました本年度の上半期の定期監査におきまして、これらの流用に関して、予算を整理したほうがいいのではないかというようなご意見を監査委員さんからいただきましたので、今回の議会に上程した補正予算のほうに予算整理をさせていただいて、提案させていただいているところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 8月中に総務省、内閣府の承認を得たという話の部分であって、なぜ9月議会にそれが提案できなかったかと。その辺について、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 繰越明許については、小野関議員も承知しているというようなところじゃないかと思っておりますけれども、いずれにしても一つは、繰越明許をするには、3月31日までに事業をできない、これは時間的な問題とか、そういうものでできない。それを繰り越すするのは、そのままを次の議会に提出してということで、6月にそのまま繰越明許費の報告をさせてもらったところでございますので、これについてはご理解を願いたいというように思います。

さらに、213条に、いろんなものが個別列挙されていないということかと思っておりますけれども、我々のほうとしても、この内容については、なるだけ早くこれを実施したく、これについて総務省の見解を聞いて、それは流用して実施して構わないという報告を総務省のほうから受けておりまして、これを実施しているところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 流用を総務省、内閣府が認めたという発言であります。法治国家・日本の中にあって、国もそう、村もそうという治外法権的な予算執行は、ちょっといかがなものかと。ま

して、議会議決された案件を違う事業内容に変更するという事は、明らかに違法であると自分は思っているところであります。

流用に関する調書があると思うんですけども、繰越明許費に限らず、1件ごとに作成されるはずで、繰越明許費に係る調書の提示はいただけますか。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 流用のということですね。議長名で資料請求していただければ。

○議長（金井佐則君） はっきり答弁しろよ。

○基地・財政課長（清村昌一君） 議長名で資料請求をいただければ……後ほど提供させていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 通告にも書いていなかった部分でありますから、この場でという話にはならないということでもありますので。

どうあれ、流用に関する調書については、款項の名称と事業名について記載されていて、減少した科目、増加した科目ということに分かれるわけでもありますけれども、どうあれ、款項を越えて流用はならないとする繰越明許について、そこにどういう記載がされているのかということでお伺いしたわけであります。

どうあれ、再三申し上げますけれども、事業内容の変更というのは流用であるから、繰越明許費の制約に違反する行為というふうに自分は思っているところであります。その違反行為について、村長は認識があるかどうかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ご指摘されました議会についての繰り越しについて、あくまでもこれについては上限額を示しております。自治法の149条に、予算の執行権等についていろいろありますけれども、これについても、今回の流用については、私は間違いなかったということで執行させてもらったところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ダブるような質問になってしまって申しわけない部分もあるんですけども、款項については流用できないとする部分、款項であっても流用できるとする法的根拠を説明してもらおうと、また、議会議決した事案でありますから、首長の判断だけでそこを変更できるとする法的根拠について説明してください。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 款項で流用できる法的根拠というのは、ちょっとすみません、今すぐ資料を用意できないんですけれども、地方自治法の中に規定がございます。また、今回、地方創生交付金関係で行いました流用につきましては、全て款項内の流用というところでございます。

それから、繰り越した事業の変更ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、広義での地方創生交付金事業という捉え方をいたしまして、流用しているというところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 繰越明許された部分の話のところ、2款総務費、1項総務管理費で、もろもろの部分繰越されているわけでありますから、今課長のほうから説明のあった部分、款項については移動させておりませんという話があったわけでありますけれども、その部分、ちょっと納得ができないので、もう一度、具体的に説明をお願いしたいと。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回、一部事業を振りかえたといいましょうか、変更した事業につきましては、子育て支援関係の事業ということでございまして、そちらにつきましては、2款1項の中での流用を行っているというところでございます。

先ほどの質問なんですけれども、流用の根拠といたしましては、地方自治法第220条第1項に規定がございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） あと、これは先ほどの倉庫とダブる話になりますけれども、どうあれ、繰越明許については議会議決した案件でありますから、村長の判断だけで見直し、変更ができるとする法的根拠についての説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これも先ほど申し上げたとおり、自治法の149条において、予算の調整あるいは執行権については自治体の長の専権事項ということに規定されております。さらに、これについての事務の執行権についても、首長の専権事項とされているところでございます。

本件に限らず、予算編成後にいろいろな問題が起きたり、あるいは、どうしても必要なものが先に

出てきたというような事由によって、執行を一部留保したり、いつとき留保したり、あるいは事業を中止する例というものは、これは本村だけじゃなく、全てのものについて見直しを行って執行していくということが、これはどの市町村でもございますので、これについては、今回の執行が間違いであったということを私も認識もしていないし、正しいものとしやっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 先ほど財政課長のほうから、母子健康支援事業の部分について、款項の変更はございませんという話であります。母子健康支援事業に関しては、これは4款で処理すべき事項というふうに思っております。そういった部分で、款項を越えて流用はできないとされるものに違反しているというふうに思っているところでもありますので、申し上げておきます。

加えて、上毛新聞の記事でありますけれども、「精米機導入せず」というタイトルで、村独自の精米機導入を取りやめたことが20日までにわかったということで、上毛新聞に載っております。その中で村長は、費用対効果を考え、精米機導入の必要性はないと判断したとコメントしているわけがあります。このことに関しても、議会に説明する前にマスコミに情報提供したということでもあります。議会を無視した行為と言わざるを得ませんが、村長のお考えを再度お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは、先日ですか、松井議員にも説明させていただきましたけれども、今回上毛新聞に、21日付ですか、あのような記事が載りました。これは、私のほうにも20日に電話が来まして、こういうことについて、いろいろな話があったという中で、私のほうからこれを新聞社にリークしたことはございません。さらに、これは上毛新聞だけでなく、違うマスコミのほうからも電話がございました。同日です。これについて、私のほうからそれを、議会を無視してとか、そういうものじゃなく、ちゃんとそれについては、違うほうからいったものについて、私は新聞社のほうから聞かれたと。これについても、9月議会とかそういうもので、質問について、精米機は買わずに、費用対効果を考えたりして、これについては買わずに違うほうに回すという説明をしてあったものですから、私のほうからリークしたということではございませんので、ご理解を願いたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 納得はできないんですけども、時間の制約もあります。次へいかせていただきます。

昨日の松井議員の質問にもダブるわけでありましてけれども、防犯カメラ設置事業、もう入札は済ん

で、10月1日に決定したと、28基と。母子健康支援事業についても、85件の対応をしてきていると。通学路見守り事業にあっても16日からということで、異世代についても実施しているというような回答があったところでもあります。これについては、地方自治法232条において、予算がないのに契約等の支出負担行為をすることは、違法な予算執行になると明記されているわけであります。

この議会に、それがための補正予算が組まれているわけでありますけれども、補正予算を議会を通過しない以前に既に内容を実行しているということに関しては、地方自治法232条に違反している話だというふうに思っております。このことに関して説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） ご質問の件につきましては、予算がないわけではなくて、26年度繰越明許費ということで予算はございます。その予算に基づきまして、事務事業を執行したところでございます。

今回提出させていただいております補正予算につきましては、その執行した部分も含めて、新たにといいましょうか、予算を整理した形で、補正予算として上程させていただいているところでございます。補正予算成立後に、既に執行している繰越明許費部分の執行分につきましては、補正予算、現年度の予算のほうに振りかえるというようなことで予定をさせていただいているところでございます。決して予算がないという状況では、今現在ございません。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ちょっと自分もうろくしたのか、よく理解できないんですけども、今回の補正で4事業の部分、執行したいということで補正が組まれているわけでありますけれども、言ってみれば、議会に諮って、こういう事業をやりたいんだということでの議会承認を得た後に予算執行すべきではないかというふうに思いますが、その辺の部分、再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 地方創生交付金の関連事業につきましては、9月議会、9月の定例会におきまして、こういった形で変更させていただきますという説明は申し上げさせていただいたかと思えます。また、その時点で、なぜ補正を組まなかったんだということでございますけれども、これも先ほどお答え申し上げましたとおり、予算を流用して執行するというところで、その時点では決定していたことでございます。

今般、補正予算として改めて計上させていただきましたのは、きのうの松井議員の答弁でもお答えさせていただきましたが、定期監査において、予算を整理したほうがいいのかという監査委員からのご意見がございましたので、再度検討したところ、補正予算として計上したというと

ころでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） なかなか年をとりまして、もうろくしているのか、よく理解できないんですけれども、どうあれ、今回の補正予算の中では、防犯カメラについては総務費、2款でありますから、これはいいのかなと思うんですけれども、母子健康支援事業については4款の内容でありますし、通学路見守り隊事業、これは3款、異世代についても3款だというふうに思っております。

その中で、この予算について、一般財源で対応しております。そうですね。一般財源で対応しているということは、繰越明許の部分で予算が確保されていると財政課長は言っておりますが、であれば、国の支出金というところで区分されるべきはずであって、一般財源というのは村の税金を使ってやるんだよということでもありますから、そこが納得できないということなので、もう一度その辺の部分をわかりやすく説明してください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 議員ご指摘のとおり、今回の補正予算の予算書の事項別明細につきましては、あたかも一般財源が全額というような形の表記になってございます。こちらの財源につきましては、当然、地方創生の交付金を充てるということでございますけれども、26年度からの繰越明許費が、歳入歳出があったわけでございます。今回、歳出の事業を一部組み替えて、26年度の繰り越してきた事業の中で一部行わない事業があるということで、そちらが不用額になるものがございます。そちらの不用額に充当されるべき財源を、今回補正でお願いいたしております事業費に充てるということで、繰り越し予算であろうと現年度予算であろうと、決算、実際に執行するのは平成27年度ということでございますので、そちらで必要な経費について、必要な財源を手当てするというところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） もう時間もなくなっちゃったので、繰越明許については、不用額であれば年度末に不用額を出して、翌年度に剰余金として処理し、それを使うと。28年度でしか使えないという理解を自分にはしているんですけれども、ひとつ適正な予算執行をお願いして、自分の一般質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、6番小野関武利君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分から行います。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位7番早坂通君の一般質問を許可いたします。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 皆さん、こんにちは。

本日、お手元にあるように、幾つかのことについて一般質問通告いたしております。

まず、真塩村長は就任7カ月足らずの期間に、多くの議会軽視、議決権の侵害をし、一方、予算執行に当たり違法行為を行っています。まさに榛東村役場は無法地帯となっています。

村長、あなたはなぜこのようなことを繰り返すのでしょうか。私には理解できません。

自席に戻り、それらを明らかにするために質問を行います。

○議長（金井佐則君） 13番。マイクを上げてください。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 基地・財政課長、私、ネットから、財務省主計局会計課で出している「繰越しガイドブック」というのを見ました。それは見えていますか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 見てございません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、こんな、150ページぐらいにわたってありますけれども、その中の一部について読み上げますので、よく聞いていてください。

繰越明許費については、一般的に次のように考えられている。歳出予算を繰り越す場合には、繰り越しをする事由があつて繰り越しをするのであり、甲年度より乙年度へ繰り越した歳出予算は、乙年度において甲年度の予定していた事務事業に使用する目的を持って繰り越すこととなるのであるから、繰り越した後においては、その目的に反しないように予算の執行をしなければならない。したがって、繰り越した歳出予算を他の経費に流用して使用する場合には、その使用が繰り越した目的に従って行われるかどうかを適切に判断して、いやしくもその目的を逸脱するような予算の執行は避けなければならないというふうに書かれています。

感想は。村が現在やっていることと、このことについての整合性。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今引用された資料といいたいまいしょうか、につきましては、財務省主計局というところがございます、こちらについては、国の会計法の関係の事務というところかと思っております。しかしながら、地方自治体につきましても、国の会計法と同様な規定といいたいまいしょうか、が地方自治法あるいは地方財政法に記載されてございます。

先ほど小野閣議員のご質問にもお答えさせていただいたところがございますが、今早坂議員がおっしゃった目的外という部分でございますけれども、村といたしましては、地方創生交付金事業だといふところの広義の事業と捉えまして、その中での経費のやりくりを流用として行ったものでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） その考え方は、私、内閣府に電話しました。話したと思うんですけども、その考え方というのは、地方創生に関する……ごめんなさい、まず最初から言いますね。内閣府に電話をして、ハセガワという人が出ました。その人に私が、うちの行政は繰越明許したものについて流用していると。私が、款項で流用もしているから、これは問題じゃないかと、議会議決も経ていないのでね。なおかつ、議会議決は要らないと言われたと。内閣府に、どうなんだろうかと聞きました。そうしましたらば、地方創生に関する事ならばよいというふうに言いました。

これは、地方創生事業の変更についての話であるわけですね。今、清村課長が広義の意味でと言ったことは、広義の意味というのは、地方創生事業の変更ということですよ。それで、議会議決については一切触れていませんと。それは当たり前ですよ、地方自治があるんですから。内閣府といえども、簡単に地方の行政に口出しはできませんよ。

なおかつ、最後にこう言っておりました。議会と問題のないようにしてほしいと伝えてあると、そういうふうにも言っておりました。

清村課長が言うのは、地方創生事業の変更のことでしょう。どうなんですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） まず1点、款項を越えての流用は行っておりません。それと、繰り越した事業の変更という部分については、先ほど来お答えさせていただいておりますけれども、地方創生事業、地方創生交付金事業の中というところで捉えているということでございます。

また、議会議決については、補正予算でいくか、流用でいくかということも含めて協議をさせていただいたということも、先ほど申し上げさせていただきましたけれども、当方といたしましては、流用でいくというところがございますので、これに関して議会議決は不要でございますので、こちらから議会議決がというような相談もしてはおりませんでした。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、議会議決が何に対して必要ないと言ったか、もう1回ちょっと言ってください。聞き逃したので。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 予算の流用に関してでございます。予算の流用については、首長の予算執行権でございますので……

〔「款項はどうするの」の声あり〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 先ほど申し上げましたが、款項を越えた流用は行っておりません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず一つ、これ、課長からもらった資料です。9月議会の後でしたかね……1カ月ぐらい前かな。それで、そのとき課長はこう説明したんですよ。ふるさと名物ご愛顧感謝券発行事業、来てねふるさとおいしい旅行券発行事業、これは2款1項ですよ。総務費の総務管理費ですよ。これをプレミアム商品券発行事業に変えたと言ったんですよ。今回の補正予算を見ると、プレミアム商品券の第2弾、7款商工費、1項商工費に記載されていますね。なおかつ、不妊治療なんかについても4款に記載されていますよね。その辺は款項で流用したのと違うんですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 流用につきましては、あくまでも総務費の総務管理費内で行っております。今回補正予算として計上させていただいた科目につきましては、その予算整理に伴うものでございまして、今現在流用している科目につきましては全て、この総務費、総務管理費内での流用となっています。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、これを説明してもらいたいんですが、補正予算書の56ページ、ここに第2弾プレミアムつき商品券発行事業と載っていますよね。確かに財源は一般財源になっていますけれども。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 流用につきましては、あくまでも2款1項の範囲内で行っているわけでございます。11月の定期監査において、監査委員さんからご意見をいただきましたので、今回、補正予算という形で予算を整理した上で、例えば今、プレミアム商品券につきましては、7款のほう

で計上させていただいているというところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そういうふうに言いますけれども、プレミアム商品券の第2弾だって予算執行しちゃったわけでしょう。どう考えるんですか。どう説明するんですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 繰り越しの予算を流用して事業を執行したところでございます。予算がないのに執行したというところではございません。今回の補正予算に上げさせていただいたのは、監査委員さんからのご意見を踏まえてということでございますけれども、予算を整理して、補正予算が成立した後に、繰り越しで実施しておりました分については、補正予算のほうに予算執行の繰り越しのマイナスをして、補正のほうをプラスにしてという処理をいたしまして、執行していくということでございます。

ですので、予算がないのに、例えば執行してしまったというようなことではなく、あくまでも予算としては、26年度からの繰り越し予算ということで、予算づけはなされていたものでございます。そちらにつきまして、2款1項内で流用して、事業を実施してきたところでございますけれども、今回、補正予算という形で予算を整理させていただいて、提案させていただいているものでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 整理すると、繰越明許費については議会で議決して繰り越したよね。でも、その繰り越した金額の中で、款項で流用しているわけだよね。そうでしょう。今言ったでしょう。款項で流用したけれども、監査委員に指摘されて、補正予算で直したと言ったでしょう。だから、流用したわけでしょう。

重要なのは予算を、例えばプレミアム商品券第2弾として、総務管理費2款1項の予算を7款1項に変えたということは、これは款項だから、予算議決が必要なわけでしょう。もしそれがいいとしたとしても、予算議決する前に、予算議決しなければ予算執行はできないわけでしょう。だから、繰越明許した範囲のやつならば、議会で議決したんだから予算執行しちゃっていいんだよ。ところがそれを、款項を変えたわけだから、この時点で予算議決をしなければだめなわけですよ。だから、予算がないのに、プレミアム商品券第2弾は執行したということになるんです。

じゃ、どう違うんですか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 繰り返しになりますけれども、繰り越しをした2款1項の範囲内

で流用を行っておりまして、その時点で当然、予算は措置されているものでございます。予算がないのに執行したということではございません。2款1項の中で流用を行いまして、その予算に基づいて事業を執行したところでございます。

今回、補正予算で、一部執行済みの予算も含まれているわけでございますけれども、そちらについては、予算を整理させていただいて、提案させていただいているというところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 理解してとぼけているのか、理解できていないのかわからないんだけど、いずれにしたって、款項で流用した場合には議決しなくちゃならないわけでしょう。繰越明許費だって。

基本的に、さっき私が財務省のを読んだとおり、繰越明許費はそう簡単に目的以外のものに使えないんだよ。さっき書いてあったでしょう。そこまで言うんだったら、さっき新藤課長も休憩中に言ったけれども、この議会が終わった後、一緒に内閣府へ行って見解を聞きましょうよ。私も細かいところまで、細部にわたっては、議員ですから事務執行していないから。そこまで言うんだったらそうしましょう。もう、ここまで言えば平行線ですから。

ただ、大前提として、それは知っていますよね。款項は議決事項だというのは知っていますよね。教えてください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 自治法で認められております款項内の流用ということで、事業を実施したわけでございます。ですから、款項を越えて事業を執行しているわけではございません。そこをぜひご理解いただきたいと思っておりますけれども。

今回、補正予算として、例えばプレミアム商品券は、7款のほうに予算を整理したというところでございます。

○議長（金井佐則君） 清村課長、知っているか知っていないかと聞いているんだから、知っているなら知っている、知っていないなら知っていないと答えたほうがいいよ。今、そういう質問だったんだべ。

清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 款項は議決事項でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ここまで言っても平行線というか、承知してとぼけているんだろうと私は

思いますけれども、いずれにしろ、これ以上やっても時間の無駄になりますので、私、ほかにもいっぱい通告を出しているの、これが終わった後、やっぱりきちっと、この議会のてんまつを内閣府へ行って説明して、内閣府にちゃんと見解を聞く必要があると思うんですね。私はそうしたいと思っています。

それでは、次の質問に移ります。

まず、ごめんなさい、最初1番通告していたもの、つい力が入っちゃいまして、抜かして質問しちゃったので、これ簡単に答弁をお願いしたいんですが、たまたま8区に2カ所、見づらいカーブミラーがあったんですね。それで、総務課に電話したところ……電話じゃないや。一般質問の打ち合わせのときに、どことどこだと具体的に言ったところ、すぐ対応してもらったら、見やすくなったわけですね。

ですから、ほかにもこういう箇所、いっぱいあると思うんですよ。カーブミラーが見づらいということは、事故を起こす要因にもなるわけですから、そこに書いてありますように、行政で全村を点検して、しかるべき部署に対策を要請することが必要だと思っておりますが、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） カーブミラーということでございますけれども、現状を申し上げますと、カーブミラーにつきましては、区や地元の住民から設置あるいは修理の要望を受けますと、道路管理者あるいは地権者との協議を行いまして、適切な箇所を見きわめ、あるいは修理等を行っているわけなんですけれども、それ以外に、交通安全会の方々にも協議いただきながら、ご協力いただきながら、破損だとか、あるいはふぐあいがあった場合については、役場のほうに連絡いただくという形で、職員ができるものについては即座に対応すると。それ以外に、業者等、専門の業者が修理する部分については、そういった形の対応をとっているということでございますので、いずれにしても、できるだけ早くということで、事故等があると困りますので、可能な限り早く、一番早くできる方法ということで、現在対応している次第でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の話だと、私が言った全村対象に一度やってみるということではないようなんですが、全村対象に一度やってみるということについては、なぜできないんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 全村というか、ご存じのように、各地区に交通安全会の方々、役員さんの方々が各地区に配置されています。そういった中で、ふぐあい等あった場合については連絡をいただくと。あるいは区長さんについても、新設の場合については、区長を通して、あるいは駐在等

と相談しながらということでもありますので、現状の中で、全村のことで、例えば欠けたとか、何らかのふぐあいが出た場合については、即こちらに連絡が入るような形になっていますので、現時点において、安全会あるいは住民の区長さん等の対応にお任せしている形で、十分対応できているのかなと思っております。

そして、全てのものを見るということでございますけれども、形で調査できればいいわけですが、実際のところを言いますと、相当、何千基という数がございますので、逐次この辺については、安全会との調整、区長さんとも調整しながら、可能な限り協力を得ながら、できるものから手をつけていきたいというような感じで考えております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、今言った安全会、区長さんに、もう一度徹底をしてもらいたいと思うんですね。なぜかといえば、あの8区の2カ所なんて、かなり前からそういう状態だったんですよ。

運転している側になると、見づらいなと思っても、そこを通り過ぎちゃえば、もういいやということになっちゃうんですよ。だから、やっぱりそういう意味では、事故の起こらないうちに、それなりの方法をとって、カーブミラーの点検をしてもらいたいと思います。それはよろしいですね。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これは、機会あるごとに、安全会あるいは区長会等をお願いしていきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、次の質問に移ります。

学校給食費の誤徴収の件なんですが、調査をしていくという話でしたので、調査の結果についてお聞きします。

○議長（金井佐則君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、第3子の給食費の誤徴収の調査結果について説明させていただきます。

平成25年度、26年度の第3子給食費について、現在もなお調査中でございますが、現在把握しているもので、村負担対象者で一般会計から繰り入れを行っていない者、また、誤って繰り入れを行っている者、対象者で給食費を徴収している者、対象者ではないのに村負担をしている者がございました。徴収誤りがあったものにつきましては、還付や徴収の手続を早急に行い、適切に対応したいと考えて

いるところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何度も言うけれども、私も議員という立場だから、事務の奥深くまでは正直言ってわからない部分があるんですよ。一般質問の打ち合わせのときに学校課長から、問題のあるのは、今はあと1件になりましたというふうに言われたんですよ。でも、今話を聞くと、かなりまだあるみたいなんですけれども、その辺の経緯というのはどうなっているんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 一般質問のときに議員さんにお話しした件については、第3子の関係でなく、財務会計と給食管理システムの調査の関係については、まだ一部、25年度についてはなお継続調査中であって、今継続しているということのお話をしたいと思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、先日私が要求して資料としていただいた、これがありますよね。これについて、ちょっと改めて説明をしてもらえますか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、早坂議員さんのほうから、平成26年度の決算額による第3子給食費の村負担額は727万6,565円となっているということの中で、その内訳について知りたいというものでございました。説明をさせていただきます。

平成26年度の第3子以降、村負担分の一般会計繰入額につきましては、26年度決算書のとおりでございます。内訳につきましては、幼稚園が延べ対象者数318名、繰入額につきましては101万165円、小学校が延べ対象者数1,236名、繰入額につきましては486万2,400円、中学校で延べ対象者数300人、繰入額につきましては140万4,000円で、合計総額727万6,565円となっております。

〔「下にある内訳」の声あり〕

○学校教育課長（清水誠治君） その内訳について、数字をとということでございまして、このうち、生活保護の受給対象者につきましては延べ24名、就学援助費の支給対象者につきましては、小学校で延べ144人、中学校で延べ36人となっております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私がいろいろ資料を調べてみた結果、これ、平成26年の決算書のコピーなんですけれども、学校給食特別会計ですか、そこの371ページに一般会計繰入金で、私のメモで第3

子無料化に伴うというふうになっていまして、今課長が読み上げました727万6,565円、一般会計から繰り入れているわけですよね。ところが、生活保護世帯については全額国から来るわけですよね。さらに、就学援助費については、国から2分の1、交付税として来るわけなんですけど、いずれにしても、生活保護費の分まで一般会計から繰り入れているということは、どういうことなんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 生活保護費の受給者の方についても、一般会計から繰り入れをしております。生活保護費は国の基準がございまして、市町村でそういった負担とか補助がある場合については、生活保護費から給食費を除外するというので、生活保護受給者については、給食費は生活保護費には支給されておられません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それは間違いでしょう。前橋市の申請書類なんかありますよね、あそこにはちゃんと、生活保護世帯だって申請するようになっていましてよね。だから、要するに、第3子が無料化になっているから、国から来ないということはないわけでしょう。それは国から来るわけでしょう。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） また再度説明をさせていただきますけれども、生活保護制度におきます優先事項としまして、他法活用の優先というものがございまして。生活保護につきましては最後のセーフティーネットでございまして、市町村で行っています、本村でも行っておりますけれども、第3子の村負担がございまして、生活保護からはその給食費分は除外して支給されるということで、これについては確認しております、本村以外でも生活保護については、そういった支給でございまして。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、生活保護世帯についてはちょっと置いておいて、就学援助のほうなんですけど、これについては、ちゃんと国から基準財政需要額に算入されるというふうになっているけれども、それについてはどのようにしているんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 就学援助費の支給対象者の方につきましても、第3子目以降の給食費につきましては村負担としております。したがって、就学援助費から給食費分は除外して就学

援助費の支払いをしております。また、基準財政需要額につきましては、早坂議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これ、前橋市の要綱なんですね。それにはこう書いてあるんですね。無料化の対象ということで、次の全てに該当する者としますと、対象児童及び生徒並びに云々と書いてありまして、その後、ただし、次のいずれかに該当する場合は、第3子の無料化の対象としませんと書いてあって、まずその第1が、生活保護及び就学援助の認定により、既に学校給食費相当額の給付を受けている者ですね。それで、国等から就学援助費により学校給食費相当額の給付を受けている者と。前橋市の場合は、要するに生活保護、就学援助費を優先しているわけですよ。そういう人には第3子の無料化は適用しませんと。言っていることが逆じゃないですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それは、市町村の条例あるいは規則で、どうするかというふうなことで決まるわけですし、本村の給食費につきましては、生活保護世帯あるいは準要保護世帯につきましても、軽減措置はございません。給食費につきましては全部いただくということでございますが、本村では第3子目以降の村負担につきましては、生活保護であっても村が負担すると。前橋市がそれは独自に決めていることで、いいか悪いかはございますけれども、私も前橋市の関係は見てございませんけれども、今後の参考にして、どちらがよいのか、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 学校課長の言うように、生活保護をしている人たちは、そっちのほうが優先だと言いましたよね。だから無料化はできないんだと。そうでしたよね。もう1回言ってください。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 本村では、生活保護世帯並びに就学援助費の支給該当者につきまして、全て第3子以降については村負担としているところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） なぜ前橋市のようにしなかったんですか。そうすれば、村の支出は少なくなるわけですよね。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 今、生活保護の案件で、ちょっとお聞きされている関係で、参考になるかもしれませんが、ならないかもしれないんですが、榛東村の生活保護については、県のほうの福祉事務所のほうでつかさどって対処しております。前橋市、高崎市のほうでは、市の福祉事務所ほうで独自に動いておりますので、そこら辺で、ちょっと制度が異なるという可能性はあると思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番（早坂 通君） いずれにしたって、条例で定めるといったって、生活保護は国から補助金が出るわけですよ。それで条例で定めて、勝手につくったといたら、もしあれだったら、前橋市は生活保護を国から受けられないのに、もらっているということになるんじゃないですか。国からの補助金なんですから、幾ら条例とといったって、自治体でそんな、生活保護を受けている人を無料化から排除する、無料化を適用しない自治体があったり、無料化を優先して生活保護を申請していない自治体があったりなんていうことはおかしいでしょう。

じゃ、前橋市が間違えているんですかね。どうなんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 間違っているというふうなことではなくて、本村では、先ほどもご説明しておりますけれども、生活保護の世帯も含めて村で負担しております、生活保護の支給の中からは給食費は除外されて支給されていると。ただ、生活保護のほうは国の制度でございます、市町村でそういった負担あるいは補助制度がありますと、そちらが優先されるということでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番（早坂 通君） 時間もなくなったので、じゃ、まず一つ聞きたいんですけれども、その条例を私、見ていないんだけど、条例があるんなら、その条例が何条に書いてあるか、まず説明してほしいのと、何度も言いますが、生活保護というのは国から来るお金ですよ。国の制度ですよ。それなのに、市町村によって対応が違うなんていうことはおかしいわけでしょう。だから、前橋市が間違えているか、榛東村が間違えているかということでしょう。その2点。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 条例につきましては、榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の第7条第2項でございます。第7条第2項でございますけれども、前項の規定による生徒等の保護者に係る学校給食費のうち、本村に住所を有する扶養義務者が18歳に達する日以降の最初の

3月31日までの間にある者を3人以上扶養している場合の第3子以降の学校給食費は村が負担する。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） だから、早い話が、その条例を誰がつくったのか知らないけれども、結局はそういう、第3子の無料化をしても、国から生活保護の給食費の教育扶助は受けられるわけですよ。それを知らなかっただけの話でしょう。違いますか。そのことによって、村はもらえるお金を大分もらわなかったんじゃないんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 先ほど子育て・長寿支援課長から説明がございましたとおり、生活保護の支給につきましては県が実施しておりまして、この関係については村の予算等にはございませんけれども、生活保護の基準といいますか適用の中に、そうやって各市町村で実施されているものがあれば、そこからは除外すると。市町村のほうが優先されるというものでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） やっぱりおかしいよ、よく調べてください。これ、前橋市、ネットで拾ったんだから、そんなでたらめなこと書いてあるはずないんですよね。だから、多分、榛東村の解釈が違うんだと思いますよ。よく調べてください。

それで、時間がなくなっちゃったので、どうするかな……それで、こういう給食費の誤徴収というのがわかって、いざ調査をしなくちゃいけないというときになって、それを発見した給食センターの所長をなぜ総務課に戻したのか、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私のほうも、その内容を考慮しながらも、またもとへ戻したほうがいいのかという判断をしてやったところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 全然答弁になっていないですよ。

給食センターの所長になって、いろいろ電算の中を調べて、そういうことを発見して、ならば、その中島課長に引き続き調査をさせるというのが常套なわけでしょう。普通なわけですよ。なおかつ効率がいいわけですよ。それをわざわざ、そのことがわかってから、中島課長を今度また総務課に戻して、いまだに何かごちゃごちゃ、調査結果がわからない状態ですよ。それ、普通に考えたっておか

しな話ですよ。

そこには2つ、私は目的があると思うんですよ。1つは、この誤徴収の問題を隠蔽しようとしているわけでしょう。笑っているけれども、課長、そうでしょう。後で本当にそうなったら、責任どうとる。それと、もう一つは、何だからわからないけれども、中島課長に対する個人的な感情を優先して、それをトップたる者が行政に持ち込んで、総務課に戻して仕事も与えないで、あげくの果てに、何を探しているんだかわからないけれども、顧問弁護士じゃなくて、個人的な知り合いの弁護士を呼んで、丸一日、いろいろ何か質問したという話じゃないですか。

さっき松岡好雄議員が、いじめという言葉はよくないと言ったけれども、これは明らかにいじめですよ。村長、どうなんですか。どう思っているんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） いじめとも考えておりません。この中において、誤徴収の問題とか個人的感情、これについてもございません。

一つだけ申し上げれば、私のほうから、先ほど来課長のほうから回答しておりますけれども、第3子以降の繰り入れとか、そういう手続をやってくださいと何回かお願いをしました。これは給食センターの、はっきり言うと仕事ですよということで、私も注意をしました。しかし、それにも従ってくれず、それをやっていなかったということは、給食会計にこれが影響してきますので、これについても従わなかったということは、私にとっては残念なことでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それはあれでしょう、いろんな問題がちゃんと整理できていないからということで、そういうことになったということじゃないんですか。

じゃ、聞きますけれども、村長、総務課に移しておいて、何も仕事を与えないというのはどういうことなんですか。職員に賃金を払っておいて、村民のために仕事をさせないというのは、お答えください。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましては、10月6日ですか、これは少し、まだ控えさせてもらお

うと思ったんですけれども、今追及のところでございます。私としては、個人名がもう出ておりますので、名前が出たら、ちょっとすみません、それは考慮してもらいたいというように思います。

これについて、まだ学校給食センター所長であったN課長について、職務の円滑な遂行に支障が生じていたと、それは先ほど言ったとおりでございます。このことが今後も継続されるおそれがあるということで、私のほうからもNさんのほうにも話して、10月7日ですかね、いろいろなものをさせてもらいました。そして、それらについても、そのほかいろいろ、はっきり言うतございまして、これについて、今まで行ってきた業務について話を聞きたいということで、異動をさせてもらったということで、話をさせてもらっております。

具体的な業務を持たないということございましてけれども、これについても、総務課長のほうからNさんにいろいろ指示をしたところでございます。いろんな内容について総合的に判断して、これを異動をさせたところでございますので、これについてもご理解を願いたいと。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 要は今、仕事を何で与えないのかということには答えていない。いろいろ何か今、わけのわからないことを言っていましたけれども、給食センターの職務遂行に障害があるので、総務課に戻したと言いましたよね、それ、逆でしょう。調査をちゃんとするには、中島課長をセンターに置いておいたほうがよかったわけでしょう。普通考えたら、みんなそう考えますよ。だから私は、誤徴収の問題を隠蔽するんじゃないかというふうに言っているわけですよ。はい、そうすとは言えないでしょうけれどもね。だから、答えはいいですよ。

あと4分か。そうしましたら、あと4分なんですけど、学校課長、その調査というのは、いつをめどにできる予定。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） ほとんど調査につきましては終わっておりますけれども、万全を期するために、なおかつ調査を継続して、間違いのないように実施しているところございまして、内容が判明しているものにつきましては、還付あるいは徴収のお願い等、早急に対応したいというふうと考えております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 9月議会でこの問題を取り上げたとき、学校課長は、調査については逐一報告をしますと言っているんですよ。9月議会から今まで、議会に何ら説明がない。それで、何をやっているのかわからない。ちゃんと、どういう誤徴収があって、どういうことかあってというのは、我々事務屋じゃないから、わからない部分もあるけれども、そういうことまで含めて、何がどうした

のか。監査委員からの指摘もあるわけでしょう。それは第3子の問題じゃないけれども。そういうことも含めて、逐一議会へ説明すると言ったのに。今回の議会で逐次、丁寧に説明してもらえますね。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 早坂議員さんからの一般質問につきまして、質問があることということで、答弁のほうは用意させていただいておりましたけれども、また議会のほうには、早目に報告をさせていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） どうしてそうやって……だって、一般質問通告出したのは何日前、今から20日ぐらい前でしょう。その間、何も説明なかったじゃないですか。そんないいかげんな、ごまかすような答弁するんじゃないよ。おかしいですよ。

あと、だから、監査委員から指摘のあった、このことについてもちゃんと説明をしてくださいね。決算審査意見書の中に、収入未済額については、事前に提出された調書では決算書の収入未済額と整合性を確認することができなかったと。今後は財務会計システムと給食費管理システムとの間で整合性がとれないといったことがないように両システムの突き合わせを図り、事務の適正化に努められたいと。このことについてもやっているわけですね。このことについても、ちゃんと議会に説明をお願いしますよ。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 監査委員から指摘されました内容につきましては、財務会計システム、それと給食センターにございます給食管理システムの内容が不一致で、整合性がとれていないということでございました。この関係につきまして、今まで調査を継続して行っておりますが、ほぼ、間違い等につきましても、ある程度は確定しているということでございます。村長の指示がございまして、今後につきましては、財務会計とそういったそごが生じないように、徹底管理を行って進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） いいですか。

以上で、13番早坂通君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。

再開を13時15分といたします。

午後0時2分休憩

午後1時15分再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き会議を再開します。

質問順位8番松岡稔君の質問を許可いたします。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君登壇〕

○7番（松岡 稔君） 7番松岡稔です、こんにちは。

ことしも余すところ、あと1カ月となりました。寒さが増す季節となりました。先月9日からの1週間は秋の火災予防運動、11月11日からは税を考える週間でした。今回の一般質問は、未納対策や消防団の充実と団員確保、また12月に閉鎖になる直売所の利活用について、自席に戻り一般質問いたします。

○議長（金井佐則君） 7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 9月の定例会において平成26年度の決算が認定され、出納検査からはや6カ月が過ぎようとしています。繰り越しされた未収金額、村税では1億4,000万円近くあります。また、学校給食や住宅、水道など3,300万円の未収金があります。今回の質問は、公債と私債とについての質問です。主に私債のことについて質問申します。

未収金の未済額があります。現在どのようになっているのか。収納対策とその改善策を、各課から順に知らせてください。

○議長（金井佐則君） 清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） 水道料金の未納の状況であります。10月末現在で1,744万1,612円となっております。年度当初と比較しますと、2,000円弱増加しております。

滞納整理につきましては、課内で3班の班編成によりまして毎月実施しております。また、これとは別に、停水による滞納整理も行っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 平成26年度末の決算時の滞納の状況でございますけれども、全体で315万2,356円となっております。収納対策等につきましては、戸別訪問を行って徴収を行っているところでございます。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 総務課所管の住宅使用料の未納の状況でございますけれども、平成27年

10月末時点の未収金額は1,484万7,900円でございます。件数にして1,131件でございます。そのうち1,244万900円、994件が過年度分ということでございます。240万7,000円、137件が現年未済ということでございますけれども、滞納整理につきましては、4月から9月につきましては督促状あるいは電話催告等を中心に行いまして、それ以後につきましては、過年度分については、この時点で30万円ほどの回収ができたということでございます。

この現状を受けまして、10月からは2人1組の体制をとりまして現地訪問を行い、1カ月で65万円以上の徴収実績を上げることができましたということです。そういったことが現時点の使用料の未納ということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 学校給食、住宅、水道と、毎月毎月村民から徴収するお金です。これがちょっとつまずくと、先ほどの住宅使用料の1,131件、大分かさんで、後でこんなに大きな額になったのかなと私も思いました。また、各課において未収対策を行っていただけています。職員の皆さん、本当に高額な金額にならないうちに手当てをしていただきたいと思います。

そして、今回、私債権のことについてお聞きしたいんですけれども、去年の夏ごろでしたか、給食費の徴収のことで、玉村町の私債権の徴収に当たり、学校教育課長と教育長が先進地を視察したという話を聞きました。それで、その成果はまだ聞いていないんですけれども、成果は後とします。

それと、債権管理簿、これをちょっと、私も興味があったので調べてみました。公債と私債ということで2種類に分かれるということもわかりました。そして、ネットで見たら、市川市には立派な私債権管理の手続という手引までありました。その中において、調べていった結果、債権管理簿や債権の現在額をそろえなくてはならないというものがありました。

村では、債権管理簿や報告書を作成していますか。していなければ、その理由をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 所管が広範囲にわたりますので、こちらのほうでまとめて。

まず、その債権管理簿というものがどういうものかというのを、私もやっている中で、ちょっと見たことがないんですけれども、いずれにしても、行政の内部でいきますと、例えば税だとかといいますと、未収一覧だとか、あるいは、税の関係は日々動いていますから、そういう形の中で、その管理をしていくということが、一括でなく個々で行っているという形ですから、出納室、会計等で全体のものの動きを押さえて、管理簿として現状を、行政としますと、整備はしておらないと。また、それをして、日々の動きがあるものですから、全体の動きを捉え切れないということです。債権については、例えば私債権でも公債権にしても、税については税と、それから、住宅については総務課

と。そういう形で、個々の担当課で全部管理をしていくと。

ただ、会計で行うものは、歳入だとかそういった、実際の徴収したものの金額の動きについては動いていきますけれども、全体の各税目、あるいはそういったものについては、そういった台帳は設けずに、現在管理をしているというような状況でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） じゃ、市町村において、この管理というものは各市町村任せで、たまたま私が見た市川市の場合はきちんと管理簿がある。榛東村の場合は、いろんな課において徴収の動きがあるのでできないと、そういう捉え方でいいんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 市川市の関係について、その中はちょっと見ておりませんが、いずれにしても、行政のシステム上でいきますと、それを一括管理をしていることが、どういうメリットがあるかということになるかと思うんですけれども、一番コンパクトに、例えば税の毎日の動きを一括、一元化して捉えたとしても、それが意味がどうあるかということよりは、むしろ決算を見て、全体に8億円ほどありますけれども、そういう管理をしていくほうがより効果的であって、その意味合いが、何か必要性があれば、そういったものも必要だと思うんですけれども、現段階の榛東村のシステムでいきますと、各課ごとに税は税、あるいは給食というところは、担当ごとに管理をして、債権管理簿というんですかね、未納一覧者ですかね。そういうのを管理していくというのが、一番有効で効率的であるということで、そういったシステムになっているのかと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ちょっとすみません。

村のほうでも、この滞納については危惧しております。こういうものについて、一元管理の問題も含めて、今後どうしたらいいかということで、たしか11月20日に、榛東村のそういう債権管理の検討委員会を立ち上げさせてもらいました。これらを踏まえて、条例をつくったりなんかしなきゃならないものが相当ございます。それについて今、検討をしているところでございます。

2つ目については、まだこれは仮称なんですけれども、私とすれば、そういう給食費の問題とか住宅の問題とか、いろいろございますので、早期にそういう改善を図りたいという思いから、今のところ、来年から、徴収業務とかそういうものについて、まだ仮称でございますけれども、徴収対策室的なものを一つ、一元的に設けたいということを考えております。そのときになって、またその検討結果によって、榛東村の課の設置条例とか、そういうのがございますので、そういうことを含めて、今検討しているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 公債、私債で、公債の場合は預金や不動産を差し押さえることが法的にできる、私債の場合はできないとありました。

それと、新聞に、高崎市における学校給食費の未納者に対し、法的措置がなされたという新聞が掲載されました。玉村町では、効率的に債権回収を図る目的で、債権条例を制定し運用していると、ネットで議会だよりを見ました。滞納処分や裁判の手続を経て、強制執行ができるようになった話を聞きました。

また、榛東村でも、先ほど言った先進地視察をしたんですけれども、その結果どういうことに取り組んでいるのか、担当課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 各課長みんな同じ考えだと思うので、一つにまとめて、私のほうから答えさせていただきます。

松岡議員おっしゃるとおり、民法の問題とか、あるいは税の問題については、地方税法とかそういうもので、個々が、いろいろな処分とかそういうのができる、最終的にはそういうのができるあれになっています。しかし、民法上の住宅の問題とか、そういう問題については、強制執行は各自治体にはございません。

そういうことを踏まえて、やるときには、民法上に係る問題については、裁判所のほうへ訴えなければできませんので、それらを高崎市等はまとめて、今提訴をしているんですかね、提訴をするということですかね、をやっているところがございます。我々のほうも、そういうものを一元化して、一つの対策室的なものでできれば、そういうものを今検討しておりますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 村長が今後に向けての話は今わかりました。

それと、玉村町ではこれを条例化しました。榛東村でも、こういう条例化に向けた取り組みをするのか。条例をつくる総務課長さんはどのようにお考えですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これは、基地・財政のほうで今進めているものなんですけれども、榛東村の債権に関する検討委員会、先ほど村長もおっしゃいましたけれども、設置と運営ということで要綱を整備しまして、つい最近ですかね、第1回の会合を行いました。その中では、どういう形をやっ

たかといいますと、吉村弁護士さんをお願いしまして、債権処理の方法とか意味とか、基礎的な勉強をして、条例制定に向けて第一歩を踏み出したという状況であります。

いずれにしても、早い機会に村長といたしましても、条例を制定して、債権処理に向けた一歩を踏み出したいというふうな動きでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 債権条例に向けて前向きの話がありました。

村長に聞きたいんですけども、この条例、総務課長が今言いましたけれども、次の年度には条例にこぎつけるような体制になりますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 次の3月議会のときにはそれが出せればというように、その条例が必要であれば条例をつくるべく、今、急いでやるようにということで、指示を出しているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 学校課長にちょっとお聞きしたいんですけども、玉村町へ行ってどんな成果を得てきたか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 先ほど来、村長のほうからも答弁ございましたように、平成26年11月7日に教育長と給食センターの所長と玉村町教育委員会を訪問し、研修をしてまいりました。議員さんからも話ございましたように、玉村町では平成25年に債権管理条例を定めております。

この条例の主な内容としましては、税以外の学校給食費、保育料、水道料等ほとんどの債権が網羅されておりまして、最終的には差し押さえ等、強制執行できるものでございます。

11月20日には、第1回の榛東村債権管理に関する検討委員会が立ち上げとなりまして、会議が開催されておりまして、今後、条例等が制定されますと、学校給食費の徴収に向けても努力してまいりたいというふうな考えでおります。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 村にも税の徴収の臨時職員がいると思います。その臨時職員が、徴収係ですか、各滞納している方を各戸訪問しています。そのときに私債権も徴収をしているのか。その辺を担当課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） お答えします。

今、税務課内、徴収の嘱託員2名おります。徴収の嘱託員2名いるんですけども、村を2つに分けて回っているわけですが、税のほうはもとより、上下水道課、また住民生活課の住宅支援資金の償還と、事業課のほうから要請があれば嘱託員が回っている、そういう状況でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今まで要請がありましたか。

○議長（金井佐則君） 税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） 隣の上下水道課、それから住民生活課、この2課でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 上下水道課って今ありましたけれども、ちょっとこれ通告になかったんですけども、下水道課長にお聞きしたいんですけども、水道は私債権で、下水道が公なんですけれども、その違いについて、ちょっと私も理解ができないので、通告になかったんですけども、答えられる範囲内でお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） まず、水道料金なんですけれども、これは給水の契約ですか、いわゆる村と個人の契約に基づいて行っているということで、私債権という形でございます。ほかに、下水の料金と受益者負担金等については、そういうものに基づかないものですから、いわゆる地方自治法上のものということで、公債権という分け方になってございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 先ほど言いましたけれども、毎月払うお金が雪だるまになって大きくなるように、各課を挙げて、この条例に向けて努力していただきたいと思います。

それと、次に移ります。

消防施設の充実と消防団員の確保なんですけれども、消防施設についてお聞きします。

村の消防施設について、26年度末に消火栓が何基、防火水槽が何基設置されているか。また、今年度において防火水槽が何基できるのか、担当課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） よろしければ、最新の情報ということで、10月1日現在でもよろしいでしょうか。決算よりは新しい数字を用意しています。

松岡議員さんの消防施設の充実ということで、10月1日現在の施設の状況をご報告申します。

まず、消火栓でございますけれども、村内174基、それから、防火水槽が209基、そのうち40立方級、40トン級が126基でございます。なお、今年度、民生安定事業によりまして、長岡に1基、山子田に1基、新井に1基、広馬場に2基ということで、計5基の防火水槽を新規に建設中でございます。

以上が直近の施設の整備状況であります。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今、課長のほうから、消火栓と防火水槽の設置の数がわかりました。その中において、今、充足率があります。防火水槽40トンに対し何メートル、充足率はどのようになっているのか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） ちょっと手元に資料がないので、たしか計算上によりますと、5割、44%ぐらいだったかなと思っています。また後で、この数字につきましてはご報告させていただきたいと思うんですけれども、たしかその辺の数字だったと思いますので、また後ほど正確な数字をお知らせします。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 課長のほうから充足率44%という回答がありました。この44について、総務課長、消防担当の課として、今現在、充足率がどの程度まで上がれば、榛東村の消火栓40トンが、ほぼ完璧だというパーセントは、どの辺までを追求していますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 非常に難しいところで、なぜかといいますと、住宅の密集度によっても違いますし、それから、離れた遠距離のところもありますので、一概に何%かということよりは、むしろ住宅密集地を中心に充足率を上げていくということが、一番最良かと思うんですけれども。ですから、全体にならして何%ということよりは、むしろ、今、松岡議員も消防団長をされてご存じのように、やはり必要なところに集中的に整備していくということで、そういった方向で現在検討しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 充足率については、私もこの道に何年かいたので、よくわかりますけれども、人口密集のほうを優先する、ことしだけ、桃泉で12区で火事があったときに、水が足りない、そういうのを聞いたときに、やっぱり充足率で追っていくのがいいか、この地域には40トン、それとも消火栓、そういうのも、これから頭に入れておいていただきたいと思います。40トンがあったおかげでぼやで済んだ、なかったから大火になった、そういうふうに、人口も結構ですけれども、そのような対策をしていってもらいたいと思います。

それともう一つ、消火栓を設置したいんだけど、榛東村はいろんな電話線だとか、軍用だとかあります。そうした場合に、ここは40トンが無理だから消火栓をつけたいといった場合は、どのような対策を講じますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 消防業務というか防火ですから、第一義的には、消防団の意向を酌んでやる形にしてあります。それは、できる限りエリアが重ならないような形で、有効にやれるということを考えていますので、消防団員と相談しながら現在設置している状況です。それが現状です。

計画的にできればいいんですけども、予算も限りがありますけれども、最も有効に使える部分を消防団員の意向に沿った形で整備を進めているという形です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今、消防団の話が出ましたけれども、広域消防あり、我々身近な消防団あり、今度、消防団員の確保についてお聞きします。

消防団員の確保は、榛東村の設置条例の中に総員145名とあります。今現在、点検だとかに、我々議員として、各消防団の詰所だとかに呼ばれて行きます。あれっ、こんなにきょうは点検があった、出初めがあったというのに、ちょっと人数が寂しいなと思うんです。3分団、4分団、定数35人に対し、集まってくれる人が10人ぐらい。そうした場合、点検や出初めときにはどんな状況で、どのぐらいの人数が集まってくれたか。本部班については全員出てくれていると思います。そうしたときに、現在、今回行われた周期点検に何人ぐらい参加してくれたのか。それと、今定員割れを起こしているなら、どのぐらい定員が不足しているのか。担当課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 周期点検の数につきましては、後ほどこちらについても報告をさせてい

ただきたいと思うんですけども、現在の条例上の定数は145名ですね。そして、10月1日現在の届けが144名ということで、数字上は充足率99%ということでございますけれども、ご存じのように、実際には、それが何割になるかあれですけども、相当下回った状況で、出勤あるいは出席をしていただいているという状況でございますので、そういったところが非常に課題なんですけれども、今のところ、どのくらい的人数がどういうふうに出ているかということまでは、はっきりと、またわかり次第、後ほどご報告したいと思うんですけども、いずれにしても、人数は充足はしているんですけども、実際の数とは少し乖離があるというふうな状況です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） その辺については私も十分わかっています。時代の流れによって、自営の方がいない、外へみんな勤めに行って夜に帰ってくる。そして、夜に帰ってきて、有事の際には活動ができると思います。前橋市などを見ると、最近、企業に協力を得て、お願いして消防団員になってもらっている、そういう面も見ました。

それと、最近では、女性消防団員が入団してくれている、そういうニュースも見ました。榛東村でも、消防団員の中に女性消防団員という、そういう形を検討する考えはありますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 幸いにして榛東村については、消防のOBの方が防災ボランティアという形で、実際の火事の時にも出動して、連携をして、バックアップしていただいているという状況がございますので、渋川市、吉岡町には何かあるという、そういった状況らしいんですけども、榛東村については、個々の防災ボランティア、あるいは今現実ある消防団のOBですかね、一番連携がとれて、気心が知れている方々をより一層強化して充実を図っていくと。これが第一義的にはやることかなと思っていますので、理想的に女性が入ればいいんですけども、まだ榛東村にとっては、ボランティアの方々、率先していただく方を大切にして、中の強化に努めてまいりたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 課長から今、消防のOBを防災ボランティアという話を聞きました。ただ、私は防災ボランティアについては、もし有事があった場合、消防団の場合は公務災害というので身分が守られます、けがをしても。防災ボランティアについては、どこまでの災害のときの支援ができるのか。もし事故があった場合、その辺を明確にさせていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 消防団員につきましては、非常勤特別職ということで、これは共済組合の共済のほうで保険を守られるということですが、防災ボランティアについても、それ以外の保険の中でカバーできるような形に、たしかなっていると思いますので、はっきりどういう形の保障というのは申し上げられませんけれども、いずれにしても出て、何らかのことがあった場合については、当然、そうじゃないと出られるというような状況じゃありませんので、そういった形で保険等を掛けている形をお願いしているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 消防団員の方も防災ボランティアの方も、一生懸命、村を愛する気持ちで、村の防災に携わってくれていると思います。その中に、先ほども女性消防団員の話をしましたけれども、榛東村、女性消防団員、入ってくれる人がいれば、受け入れてもらいたいと思います。

それのほかに、渋川広域消防管内では、渋川市、吉岡町では婦人防火クラブが設置してあります。私も渋川市の事例を、二十何年前に発足した当時から知っています。防火の啓蒙や啓発活動をしております。

この間、火災予防運動で団員がビラを配って、ちょっと声をかけたら、まだ初めて団員の人数がなくて、大分遠くまで配りに行くんだ、1人で大変なんだという話を聞きました。そこで、吉岡町だとか渋川市の婦人防火クラブですか、そういう人たちにお手伝いをしてもらって、そういう啓蒙や啓発活動をしてもらったらいいんじゃないか。榛東村でもそういう、防火に対する婦人の力をかりたい、そういう考えはありますか。村長でも総務課長でも結構です。お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 女性の活用については、本当に初期消防というんですかね、そういうことを含めて、また防火についての意識高揚、こういうもので、本当に必要だというように思っております。

残念ながら今、村のほうでも、前にも聞いたことがあるんですけども、消防に、女性消防団として発足したときに、私がというようなことは難しいというような話も聞いております。これは各自治体の、我々の責任も一つあるんじゃないかなというように思っておりますので、松岡議員のおっしゃるとおり、そういう人たちの意識高揚のためにも、これは必要だ、検討していきたいというようなこともやっていきたいと思っております。

それと、先ほど来、ちょっと申し上げなかったんですけども、企業等の、いろいろな消防団員に対する、そういう企業が一生懸命、こういうことを村のためにやってくださいという職員を、従業員を出してくれているのが相当あります。そういうところについては、各企業の社長さん宛てに、こういうことで従業員がなってもらってありがたいとございますというものを一報を、お礼の手紙だけでも

ということで、今やらせてもらっているのが現状でございます。そういう協力がなければ本当にできませんので、そういうことをやらせてもらっているということを披露させてもらいたいと思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 夜、消防団員に任命された方は帰ってくる、昼間がちょっと手薄。最近の統計をとると、本当に予防消防が発達しているので、余り大火というのはここないので、我々もほっとしております。村長が先ほど言った、各企業に声をかけて、希望があれば受け入れていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

この12月に、もう今月ですか、榛東村の直売所が閉鎖になります。この直売所が撤退した後の利活用について、どのように考えているのか、担当課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、農産物直売所J A撤退に伴う利用についてということでございます。

農産物直売所J A撤退の概要でございますけれども、本年10月15日に実施されました直売所の臨時総会において決定されたものでございます。本年12月いっぱい直売所は閉鎖となりますが、原形復旧の期間等を勘案し、本村とJ Aとの契約につきましては、今年度いっぱいということになります。

撤退後の直売所の活用につきましては、撤退後も直売所としての機能を継続していけるよう事業を展開し、あいている期間を極力つくらないよう努めたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 課長の今の答弁の中に、続けていきたいというあれですか。それでいいんですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 機能はそのまま残して、なるべく続けていくような形で、事業を展開していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） どういう経営体制になるか、ちょっと私も今、課長に鋭くは聞きませんが、12年間にわたりJ Aが委託されて、9月末で約1,900万円の赤字を出した。最終的に、12月末には2,000万円にいくだろうというような、この間の組合長からの説明がありました。

それと、そこが今年度ですか、3月31日、前回、ちょっと民間の人が、あの直売所が撤退したんなら借りたいという声があった。そのときに、じゃ、直売所が継続してもちょっとだめだと。そういった場合、貸し出す意向がありますか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 先ほど申し上げましたように、契約につきましては今年度いっぱいということで、3月までということになっております。今後、その施設を利用して何か事業を行っていくというようなお話は、今のところ、正式には受けていないものですから、その後、また事業を行っていただく事業者さん、選定も含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今質問した内容なんですけれども、じゃ、今度もし募集をかけて、私が使いたいといった場合、前、これみんな、国の補助金で建てたという記憶があります。そうした場合、使用変更だとか、そういうものについて、直売所だったが違う、農産物じゃなくて、農産物絡みでうまくいけばいいけれども、違ったほうにいった場合、国から借り受けたお金は返すのか、返さなくてもいいのか。そういうのもちょっとお願いします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど課長のほうから話が出ましたけれども、これから募集するような話がありましたけれども、私が就任する前からそういうような話があって、一つのところが手を挙げています。そして、その地区の人たちも、そういうことで、お願いできればというような話も聞いております。これは、ここで募集をかけるというような話になると、またいろいろありますので、そういうことがあるということだけをご承知おき願いたいと。

そして、2つ目の補助金の返還の問題でございますけれども、通常の場合ですと、同じような形態で、例えば今、農産物の直売ということでやっておりますけれども、そこが農産物を活用した直売所とか、そういうもので、完全な前のそのままを引き継ぐんじゃなくて、そのところが何かの会社になるとか、そういうのは別ですけれども、それでない限り、我々が考えているのは、そういうことを同じように含めて、農家がこれから出すところがなくなるようなことのないように、そういうことをや

れば、補助金の返還はないものということで考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 農家の人たち、これから高齢化を迎えて、いろんな、どういう時代が来るかも私もわかりません。ただ、農業の楽しみというのは、種をまく、播種をする、収穫、食べる楽しみ、ここまでが普通なんですけれども、やっぱり農業というものを、もう一つの楽しみを、2つふやしてもらいたいと私はよく言っています。生産物をお金にする楽しみ、それと、そういうところへ、直売所だとかへ来て、いろんな情報交換。そういうのを、これからの直売所、農家の元気が出るような施設にしていきたいと思います。

それと、次の質問なんですけれども、これちょっと、村長も課長もたまげるようなあれなんですけれども、構想で結構ですから答えていただきたいんですけれども、最近TPPだとか、いろんなあれで、この間の上毛新聞にも、農業者が5万人割れ、平均年齢が66歳という記事がありました。この中で、農業の先が何となく暗いような気がします。

6次産業でどういうふうに村を活性化するか、村長の公約の中にもありました。ちょっと漠然としたんですけれども、これから榛東村にどんな施策をしたら農家が元気が出るか。ちょっとお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは昨日ですか、私のほうも、当初の説明のときにちょっと申し上げたんですけれども、TPP問題については、本当に今から——もう今からじゃ遅いぐらいですけれども、考えていかなきゃならない。そして、農家の人たちがそれを生産する、あるいはつくる意欲をやらなきゃならない。そのためには、逆に6次産業化というものも考えていかなきゃならないということで、私自身も6月ごろですか、あるところで行き会った人から、そういう6次産業化の、本当に精通したような人があるところにおりましたので、できれば、これは榛東村だけじゃなく、吉岡町と一緒に、その人をちょっと呼んで勉強会を開きたいということで、今、吉岡町とも協議しております。一緒に、同じような場所にあるので、それらを含めて、それに向かった勉強会を開くことを今念頭に置いて、頑張ってもらって、それで、なるだけ早くみんなと合意に持っていきたいというように考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） ちょっと漠然とした質問で申しわけありませんでした。榛東村でも新規就農がなく、本当に寂しいところです。前の一般質問の中にも、定年帰農者や女性農業者が元気が出るようにお願いいたします。

それともう一つ、この間の11月22日の日経新聞の中に、スズキ自動車の鈴木会長が、商いはじっとしていたんじゃないかと、そういう講演を愛知県でしました。そのときに、大分スズキの社長が、この記事を見ると、トラック市で売ちなさいと。そういうトラック市だとか、そういうふうないろんなアイデアを出したんですけれども、榛東村でもそういうようなアイデアを出してやってくれますか。課長さん、お願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 農家が元気が出る対策ということでございますけれども、トラック市ではございませんけれども、先ほどからありますように、村内における直売所の閉鎖やTPPの問題等、農家を取り巻く環境は年々厳しいものになっているということでございます。

ただし、当課におきまして、葛飾区の産業フェアや大洗のあんこう祭りに出店する中で気づかされた点がございまして、出店参加者が気づいた点につきましては、いいものを売れば売れるということでございます。

現在、本村においては、大型店舗が出店するなど、生活に変化が生じているところでございます。また、当該生活の変化は農業にも関連しており、特に大型店舗の出店は、農産物の販路の拡大とも見ることができます。高い品質の生産物をつくれれば、その分、農家に利益として還元されるということが如実にあらわれる本村農業の一つの転換期とも考えられます。直売所が閉鎖してしまうということで、出荷していました農家の方が一時的に意欲を失ってしまうかもしれませんけれども、先ほど申し上げたとおり、高い品質の農産物をつくることができれば、新たな販路に乗ることができるという意識の改革により、今よりいいものをつくっていかうという意欲が、農家を元気にする一因となるとも考えられます。

当然、行政も、農家の高齢化、後継者不足等、さまざまな問題を抱えており、当該問題を解決する施策、農家が元気が出る施策を施していく必要があると考えております。今後、そのような施策につきまして、十分精査・検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） よくわかりました。

課長さん、若いんですから、いろいろ頭を使って、若い発想でお願いいたします。

それと、最後になりましたけれども、子供安全協力の家なんですけれども、この制度ができて、約10年が経過しようとしています。子供たちがどのようなことで駆け込んできたのか、ここ何年かのデータで結構ですけれども、担当課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、ご質問の小・中学校におきます利用の状況でございますけれども、アンケート調査を行わせていただきました。

まず、北小学校では、利用者が59名でございます。内容につきましては、トイレを借りたが24名、雨宿りをさせてもらった1名、水を飲ませてもらった17名、ばんそうこうをもらった8名、電話を借りたが11名でございます。南小学校でも17件ございまして、内容は、トイレを借りたが2件、友達がけがをし付き添いで中に入らせてもらったが2件、下校途中で転んでしまい、消毒をしてばんそうこうを張ってもらったが1件、不審者のような人がいたので助けを求めたが1件、電話を借りたが1件でございます。

なお、中学校では利用者はございませんでしたが、安全の家を知っているという回答が多くございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

[7番 松岡 稔君発言]

○7番（松岡 稔君） 小学校の、小学生は立派なあれだと思います。中学生は、それなりの年齢になって使わない。

それと、これができて10年、我々、安全の家に委嘱されたうちも大分形態が変わりました。私の近くのうちでも、10年ぐらい前まではうちに誰かいたけれども、そういう対応ができた。今は、私はデイサービスに行ってしまう、近所のお店は閉店してしまったので、うちはシャッターが閉まっている、そんな意見がこの間言われました。そういうふうに委嘱されたうち、今度いろいろ見直しが必要かと思われまます。時代に合った、10年前に委嘱したじゃなくて、今後のあれを見て、課長、検討するあれはありますか。

○議長（金井佐則君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） まず、委嘱の状況でございますけれども、平成10年には村全体で231件、平成18年では218件、平成27年の現在では190件の委嘱ございまして、議員さんがおっしゃいましたように減少傾向でございます。今後、高齢化に伴いまして減少しており、また、新興住宅地など住宅がふえている地域もございます。今後、通学路の沿線で、子供安全協力の家としてご協力いただくようお願いいたしまして、子供たちの安全確保に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

[7番 松岡 稔君発言]

○7番（松岡 稔君） 時代に合ったような対応をお願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 7番松岡稔君の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった8名の一般質問を終了いたします。



◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、平成27年第4回定例会2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時5分散会

平成 2 7 年第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

1 2 月 9 日 (水)

平成27年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

平成27年12月9日（水曜日）

議事日程 第3号

平成27年12月9日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第65号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について
- 日程第 3 議案第66号 榛東村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第67号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第68号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第69号 指定管理者の指定について（ふれあい館）
- 日程第 7 議案第70号 指定管理者の指定について（福祉センター）
- 日程第 8 議案第71号 指定管理者の指定について（学童保育所）
- 日程第 9 議案第72号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第73号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第74号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第75号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第76号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第77号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第78号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第79号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 陳情・請願について
- 日程第18 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水喜代志君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程表に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

12番岸昭勝君、13番早坂通君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 議案第65号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第2、議案第65号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定により、地方公共団体において個人番号の利用に関して必要な事項を定めるため制定するものというものでございます。

議案書2ページをお開き願いたいと思います。

本条例につきましては、新たに制定するというものでございます。よって、朗読をもって説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

定義でございます。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、個人番号、法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

第2号、特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第3号、個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

第4号、情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

責務でございます。

第3条、村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

個人番号の利用範囲。

第4条、法第9条第2項の条例で定める事務は、村長又は榛東村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

第2項、村長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

委任でございますけれども、第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日（平成28年1月1日）から施行するということでございます。

以上で提案理由の説明、制定の説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） やっぱり個人情報に今度は一括するという事なので、当然、国のほうでも情報漏えいにはいろいろな対策を講じていると思うんですけども、村のほうとしても何か個人情報の漏えいを防ぐために講じていこうというような考えはあるんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これは、これまで議会の中でもいろいろお話しさしあげていたわけなんですけれども、まず基本的なところは、まず皆様方にカードが配られるということになります。そこに12桁の番号がふられて、そこにチップということで情報が埋め込まれるわけなんですけれども、実はそのカードの中には全ての住民情報にかかわるものは入っておりません。それが要するに部屋に入る鍵として使われるだけでありまして、その部屋の鍵が使い方を間違わなければ情報を出せないと。仮になくなったとしても、それを使って情報が外に出ていくということはありません。

そういったことで、これから運用してどういう形になるかわかりませんが、現段階ではそういった国の運用規定等に基づきまして、セキュリティーというんですか、情報管理には徹底を図っていきたいという状況であります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も余りこういう関係のことは詳しくないので、詳しいところまではわかりませんが、当然のことながら、先ほども申しましたように、国のほうではそれなりのセキュリティーの対策はとっていると思うんですね。でも、結局は日本年金機構みたいなことも起きてしまうわけですから、そういったことでやっぱりただただ国の指導に従って、それはそれで国の指導に従うということは重要なことなんですけれども、やっぱり村としてこういうようなところはきちっと気をつけていかなければならないなっていうようなことはあると思うんです。そういうことは全く検討はされていないわけですか。

○議長（金井佐則君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 個人番号、マイナンバーに限らず、榛東村では個人情報、住基情報なんですけれども、それに関しては外部からの侵入を、サイバー攻撃とかまでいかどうかわかりませんが、それが起こらないように、インターネットにつながっているコンピューターでは、その住基情報というのは一切載せていませんので、一応は普通には入り込めないようなシステムにはなっています。

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第65号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第66号 榛東村税条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第66号 榛東村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

[税務課長 岩田健一君発言]

○税務課長（岩田健一君） それでは、議案第66号 榛東村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴い、榛東村税条例の一部を改正するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、1ページから17ページ、また例規集につきましては633ページから770ページを参照ください。

4ページをお開きください。議案書でございます。4ページをお願いいたします。

榛東村税条例の一部を次のように改正するものでございますが、4ページからずっと行って10ページにかけては、今の村の税条例を改正する手順が明記されており、10ページの下段から19ページにかけては附則でございます。改正された条例の施行期日などの附則が明記されております。

次に、今回の税条例の改正のもととなる国の税制改正の趣旨についてご説明いたします。

今現在、地方創生一億総活躍社会が国の最重要課題として掲げられておりますが、自らの発想で特色ある地域づくりが実践できるよう地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系のより強固な構築が今回の税制改正の趣旨でございます。

なお、今回の村の税条例の一部改正については、4つのポイント、柱がございます。

まず1点目、来年1月から施行されるマイナンバー、社会保障・税番号制度に伴う村税納付書等への法人のナンバー記載の義務化、2点目は現行では税金を納めなければならない期限は条例で決まっておりますが、経済的負担を考慮し、納税者の申請に基づく徴収の猶予、つまり申請に基づいて納期限が延長できると。それから、3番目にたばこ税の関係でございますが、たばこ税の中に3級品に係る特例減税の段階的縮減。4番目に地方税法など上位法の一部改正に伴う村税条例適用条文の整備、また字句等の訂正でございます。

以上4項目が大きな柱となっております。

それでは、4ページから順を追って概要を説明いたします。

まず、上段の第2条第3号につきましてですが、納税者が法人並びに事業所の場合、村が作成する納付書等に法人番号、いわゆるマイナンバー、法人の場合は13桁でございます。それを記載する義務がうたっております。

次に、4ページからずっと行って8ページまでの関係でございますが、この適用条文は村の税条例の第8条から第13条にかけては、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づいて税金の徴収猶予、つまり納期限の延長に関する条文がうたっております。

また、8ページ下段の第18条から10ページの附則第22条にかけては、地方税法の改正に伴う条文の整備、またマイナンバー関連並びに字句の訂正等でございます。

次に、今回の村税条例の一部改正の条例に関する附則でございますが、10ページの下の方をごらんください。10ページの下の方附則がございます。

第1条については今回一部改正する条例の施行期日について述べております。施行期日につきましては、来年、平成28年1月1日でございます。申告書などへのマイナンバー記載の義務化が主となっております。

また、納期限の延長に係る延滞金の特例、固定資産税の課税標準の特例、またたばこ税の税率の特例等につきましては、平成28年4月1日が施行期日となっております。

次に、11ページから19ページにかけては、各村税の経過措置でございます。この中で第6条に係る3級品のたばこなんですけれども、これにつきましては、具体的にはわかば、エコーなどの6銘柄でございます。この3級品につきましては、税率が通常のたばこより約半分でございます。3年間で

段階的に税率が上がるものでございます。

それから、3級品のたばこにつきましては、在庫品が5,000本以上ある場合、基準日を4月1日とし、平成28年から3カ年に限り課税されることになりました。

また、次の19ページの真ん中辺です。特別土地保有税及び入湯税の経過措置について、本村は該当ございません。

以上、甚だ雑駁でございますが、榛東村税条例の一部を改正する条例について説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第66号 榛東村税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第67号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第67号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律、マイナンバー法でございます、の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案書の21ページをお願いいたします。

榛東村介護保険条例の一部を改正する条例。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表の18ページをお開きください。

左が改正案、右が現行でございます。

保険料の徴収猶予。

第8条第2項第1号中、下線部分、現行では「氏名及び住所」を改正案で「氏名、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

保険料の減免。

第9条第2項第1号中、下線部分、現行では「氏名及び住所」を改正案で「氏名、住所及び個人番号」に改めます。

議案書の21ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

例規集につきましては、第2款の1,093の3ページでございます。参考にしてください。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第67号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第68号 榛東村小口金融資産促進条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第68号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、中小企業信用保険法の一部が改正されたため、条例において所要の改正を行うものでございます。

なお、例規集でございますけれども、3款の1, 181ページに掲載しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

議案書23ページをお願いいたします。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の19ページをお願いいたします。

左が改正案で右が現行でございます。

現行でございますが、定義、第2条第1項第1号中、下線部「第4号の2まで」を改正案では下線部「第5号、第7号及び第8号」に改め、また次の括弧内、現行下線部「第2号」を改正案では下線部「第3号」に改めるものでございます。

また、第2条第1項第2号中、保険法第2条第3項の次に、下線部「第1号から第6号まで」を追加する改正でございます。

説明をさせていただきますと、中小企業信用保険法の改正によりまして、同法第2条第1項の中小企業の定義及び第3条第3項の小規模企業者の定義にNPO法人が追加されました。群馬県制度融資では既存のNPO活動支援整備資金が今回の改正を反映いたしまして、信用保証つき融資の導入を予定しております。小口資金融資制度においては、従来どおりNPO法人は対象にしないということで、群馬県と県内市町村におきまして統一するということとしております。そのため、本条例におきまして第2条第1項第1号及び同項第2号について法改正に伴う号のずれを修正するものでございます。

なお、この条例におきまして現行条例の内容と何ら変わりがないということでございます。

議案書23ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第68号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第69号 指定管理者の指定について（ふれあい館）

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第69号、70号 指定管理者の指定について、本議案を審議するに当たり、地方自治法第117条の規定により、山口宗一君、南千晴さんが除斥の対象となりますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前9時26分休憩

午前9時27分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

議案第69号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について、別紙のとおり指定を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものでございます。議案書の25ページをお開き願いたいと思います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について。

榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成6年榛東村条例第25号）に基づき設置されている榛東村ふれあい館の指定管理者について、下記のとおり指定する。

記。

- 1、施設の名称及び所在地、榛東村ふれあい館、榛東村大字新井507番地3。
- 2、指定管理者の名称、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会。
- 3、主たる事務所の所在地、群馬県北群馬郡榛東村大字新井507番地3。
- 4、代表者名、会長、高橋正。
- 5、指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間というものでございます。

これにつきまして、若干補足説明をさせていただきます。

平成27年9月18日金曜日、午後1時半から役場の203会議室におきまして、榛東村指定管理者選定委員会が開催されました。審議の結果を申し上げます。

榛東村ふれあい館は公募によらず、次の理由により社会福祉法人榛東村社会福祉協議会を指定管理候補者に決定いたしました。

選定理由でございますけれども、指定管理者候補者について、榛東村ふれあい館は榛東村の高齢者福祉施設の拠点であり、福祉施設としての特性（営利を目的とする施設でないこと）、これまでの運営状況、現在の施設の利用状況等を考慮し、公募によらない選定とし、引き続き現在の指定管理者である社会福祉法人榛東村社会福祉協議会とするというものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、前回と同様に28年4月1日から31年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第69号 指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第70号 指定管理者の指定について（福祉センター）

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第70号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 新藤 彰君発言]

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

榛東村福祉センターに係る指定管理者の指定について、別紙のとおり指定を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものでございます。

議案書の27ページをごらんいただきたいと思います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

榛東村福祉センターの指定管理者の指定について。

榛東村福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成13年榛東村条例第14号）に基づき設置されている榛東村福祉センターの指定管理者について、下記のとおり指定する。

記。

- 1、施設の名称及び所在地、榛東村福祉センター、榛東村大字新井789番地3。
- 2、指定管理者の名称、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会。
- 3、主たる事務所の所在地、群馬県北群馬郡榛東村大字新井507番地3。
- 4、代表者名、会長、高橋正。
- 5、指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

次に、補足説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたけれども、平成27年9月18日に指定管理者の選定委員会が開催されました。

審議の結果、内容について若干補足をさせていただきます。

審議の結果、榛東村福祉センターは公募によらず、次の理由により社会福祉法人榛東村社会福祉協議会を指定管理候補者に選定いたしました。

選定の理由、榛東村福祉センターは榛東村の障害福祉サービスの拠点であり、福祉施設としての特性（営利を目的とする施設でないこと）、これまでの運営状況、現在の施設の利用状況等を考慮し、公募によらない選定とし、引き続き現在の指定管理者である社会福祉法人榛東村社会福祉協議会とすると。

また、指定管理期間については、前回と同様に適当であると思われるので、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするというものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第70号 指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前9時34分休憩

午前9時36分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

◇

◎日程第8 議案第71号 指定管理者の指定について（学童保育所）

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第71号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

榛東村学童保育所の指定管理の指定について、別紙のとおり指定を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものでございます。

議案書の29ページをごらんいただきたいと思います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

榛東村学童保育所の指定管理者の指定について。

榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成22年榛東村条例第4号）に基づき設置されている榛東村学童保育所の指定管理者について、下記のとおり指定する。

記。

1、施設の名称及び所在地。

（1）北部第一学童保育所、榛東村大字山子田1261番地1。

（2）北部第二学童保育所、榛東村大字山子田1258番地1。

（3）北部第三学童保育所、榛東村大字山子田1258番地1。

（4）南部第一学童保育所、榛東村大字広馬場1156番地1。

（5）南部第二学童保育所、榛東村大字広馬場1156番地1。

2として、指定管理者の名称でございます。有限会社高崎火工湯浅花火店でございます。

3の主たる事務所の所在地、群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1128番地。

4の代表者名でございますけれども、代表取締役、湯浅裕でございます。

5、指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

これにつきまして、若干説明を加えさせていただきます。

平成27年9月18日に選定委員会がございまして、審議の経過についてご説明申し上げます。

審議の結果、榛東村学童保育所は公募によらず、次の理由により有限会社高崎火工湯浅花火店を指定管理候補者に選定いたしました。

理由でございますけれども、榛東村学童保育所はこれまでの運営状況や施設を利用する児童、大半が小学校の低学年であり、なれ親しんだ保育士の突然の交代等が子どもたちの情緒の安定に与える影響を考慮し、公募によらない選定として、引き続き前回の公募を経て選定された有限会社高崎火工湯浅花火店を指定するものでございます。

また、指定管理期間でございますけれども、前回と同様とすることが適当であると思われしますので、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第71号 指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

9時55分から再開いたします。

午前9時41分休憩

午前9時55分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第9 議案第72号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第72号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、平成27年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書は30ページになります。

歳入歳出予算の総額に1億2,601万6,000円を加え、総額を59億4,084万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳入におきましては事務事業の進捗に応じた国庫支出金、県支出金の増減のほか、地方譲与税、地方消費税及び一般寄附金の増額などがございます。

歳出におきましては、事業費の確定、または確定見込みに伴う減額のほか、いわゆるふるさと納税に対する返礼に係る経費の増額などをお願いするものでございます。

議案書の31ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。

なお、款の合計額については省略をさせていただきます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、補正額150万円、計5,550万円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、補正額9,000万円、計2億6,500万円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、補正額1,992万5,000円、計3億9,533万円。2項国庫補助金、205万6,000円の減、計3億2,552万4,000円。

16款県支出金、1項県負担金、補正額1,310万6,000円、計2億3,235万8,000円。2項県補助金、補正額26万5,000円、計2億947万円。3項県委託金、391万円の減、計3,249万4,000円。

17款財産収入、1項財産運用収入、補正額29万9,000円、計5,060万4,000円。2項財産売払収入、補正額238万2,000円、計238万5,000円。

18款寄付金、1項寄付金、補正額8,130万円、計2億8,130万円。

19款繰入金、1項基金繰入金、7,699万4,000円の減、計6億409万4,000円。

21款諸収入、4項雑入、補正額19万9,000円、計5,894万5,000円。

歳入の合計でございます。補正前の額58億1,482万8,000円、補正額1億2,601万6,000円、計59億4,084万4,000円でございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から、款、項、補正額、計の順位読み上げをいたします。

2款総務費、1項総務管理費、補正額6,736万6,000円、計1億9,271万4,000円。2項徴税费、補正

額12万9,000円、計9,053万3,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額20万2,000円の減、計3,894万3,000円。4項選挙費、補正額551万1,000円の減、計1,446万4,000円。5項統計調査費、補正額4,000円の減、計1,819万円。

3款民生費、1項社会福祉費でございます。補正額4,598万6,000円、計12億5,718万7,000円。2項児童福祉費、補正額41万1,000円、計6億2,882万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正額827万7,000円、計2億293万円。2項清掃費、補正額700万円の減、計1億1,047万8,000円。

5款労働費、1項労働諸費、補正額7,000円の減、計521万1,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正額171万2,000円、計3億7,060万4,000円。2項林業費、補正額150万円、計3,962万7,000円。

7款商工費、1項商工費、補正額933万9,000円、計2,232万円。

続きまして33ページでございます。

8款土木費、1項土木管理費、補正額1万8,000円、計1,874万1,000円。2項道路橋りょう費、補正額81万1,000円の減、計2億9,205万円。4項住宅費、補正額10万8,000円、計412万4,000円。

9款消防費、1項消防費、補正額315万8,000円、計2億9,273万円。

10款教育費、1項教育総務費、補正額283万円、計6,329万4,000円。2項小学校費、補正額25万8,000円の減、計2億4,917万8,000円。5項社会教育費、補正額141万2,000円の減、計1億8,580万2,000円。6項保健体育費、補正額38万7,000円、計1億4,328万9,000円。

歳出の合計でございます。補正前の額58億1,482万8,000円、補正額1億2,601万6,000円、計59億4,084万4,000円でございます。

議案書の34ページから36ページまでにつきましては、歳入歳出事項別明細書の総括でございます。説明につきましては、37ページ以降の事項別明細書で行わせていただきます。

38ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。主立ったものを説明させていただきます。

2款地方譲与税及びその下の6款地方消費税交付金につきましては、昨年度の決算状況等から増額を見込んだものでございます。

15款の国庫支出金及び16款の県支出金につきましては、事務事業の進捗に応じた増減となっております。

次に、41ページでございますけれども、18款寄付金につきましては、いわゆるふるさと納税の増額をお願いするものでございます。

続きまして、主な歳出についてご説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費のうち、13節の委託料につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る経費を増

額するものでございます。

14目総務諸費、防犯カメラ設置事業につきましては、地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金事業として実施するものでございます。

51ページになりますけれども、3款1項3目障害者福祉費につきましては、利用者の増加に伴う増額となっております。

続きまして53ページ、4款1項3目母子保健費、それから56ページの7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、それから59ページ中ほどになりますけれども、10款1項3目教育防犯費等につきましては、地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金事業として予算整理を行わせていただいたものでございます。

以上、榛東村一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

なお、質問される議員は、議案書のページを明示して、正確な数字のもとでの質問をお願いいたします。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、今、議長から議案書の箇所を指定してということがありましたので、まず最初に議案書の箇所を指定したいと思います。

45ページ、2款1項14目防犯カメラ事業ですね。まずここが1つです。あと、質問内容はあとでまとめますので。

それと、53ページ、4款1項3目19節不妊治療費助成金、不育治療費助成金。

その次が57ページ、7款1項2目13の委託料ですね。

それで、次が59ページ、10款1項5目11節、13節ですね。

その次が10款5項1目8節、それから11、12となるんですかね、異世代交流教室推進事業についてです。

以上の項目について質問をこれからしたいと思うんですが、まず最初に、さんざんこの繰越明許のことは執行とも議論してきたんですけども、どうも執行のほうも承知してか知らずか、なかなか話が平行線なので、これは地方財務実務提要という本の抜粋です。執行のほうにも渡してあると思いますので、ちょっと読み上げるので、一緒に追ってもらえればと思います。とりわけ、答えのところを読みますからね。

まず、最初の繰越明許費における不用額の措置ということで、本問は予算で定められたところに従って、翌年度に当該経費を執行したところ、残額が出た場合の処理についてのものですが、これは翌

年度の決算において剰余金として整理されるもので、この剰余金は翌々年度以降に繰り越され、一般財源として使用されることとなります。つまり、繰越明許費に係る経費は設定された年度の翌年度に繰り越され、これは翌年度の予算には計上されずに当該経費が使用されるということになるわけですが、翌年度の決算ではこれを翌年度予算に係る経費と合わせて決算を行うこととされており、したがってその不用額は当該翌年度における剰余金として整理されることとなるわけです。したがって、いずれにしても繰越経費にかかわる不用額は最終的には翌々年度以降、一般財源として使用されることとなります。

ちょっと翌々年度とか、翌年度出てくるので、でも担当課長なら理解できると思いますので、その説明は省きます。

次のページなんですが、予算措置なしで行った支出負担行為と流用による追認。地方公共団体が物品購入または請負契約等、支出の原因となる行為をするには、法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされています。予算がないのに契約等の支出負担行為をすることは違法な予算執行となります。予算に基づかない支出負担行為をし、後で補正予算措置が講じられた場合については、当該契約は無効であるが、補正予算の措置がとられた場合は契約時にさかのぼって有効となると解されています。

しかし、法令または予算に基づかないで支出負担行為をした、その違法行為が補正予算によって行為のときにさかのぼって適法な行為になるのではなく、違法性が実質的には治癒されるに過ぎないと解されます。このような違法行為によって地方公共団体に損害を与えた場合は、当該予算執行職員に損害賠償責任が生じることとなります。

次のページに行きます。

繰越明許費の不用額の流用の可否。繰越明許費の制度は歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算の成立後の事由により、当該年度内にその支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができるものです。

また、繰越明許費は予算の内容とされており、款、項、事業名、金額を明記し、議会の議決を受けることとなります。ここ大事ですね。議決された繰越額は繰り越して使用することのできる限度額を示すものであり、実際に繰越手続をとる額は議決額の範囲内で、当該経費の執行状況等により必要が額を繰り越せばよいこととなります。

しかし、それでも残額を生じる場合が考えられますが、繰越明許された予算は、あくまでも前年度の予算であり、繰り越しの目的、事業名も特定して議会の議決を受けていることですので、仮に不用額が生じたとしても、その不用額を翌年度の経費の財源として繰り越した目的にかかわるもの以外に流用して使用することはできません。

課長、よろしいですね。

以上、繰越明許に係る、私が調べた重要なこととなります。

皆さん、もうご存じかと思いますが、昨日、内閣府に行ってきました。そのついでで、ついでと言ったら総務省、財務省に申しわけないんですけども、その足で総務省、財務省にも寄ってまいりました。

そこで1つわかったことがありますので、またちょっと読み上げますので、よく聞いてください。

内閣府は広い意味で地方創生事業に関することならば変更はよいと言ったようですが、繰越明許費の定義は款、項、事業名、金額を明記し、議会の議決を受ける、先ほど読み上げましたね、受けるとなっております。このことから考えて、原則、事業名の変更はできないと考えております。さらに、財務省も同じ見解だということをおっしゃっていました。

確かに、内閣府は広い意味の解釈をしたかもしれませんが、地方自治の視点から考えれば、最終的に判断するのは村の責任です。

そこで、具体的な質問に入ります。

先ほど申し上げた議案書の中のことに、まず1つ、予算がないのになぜ支出負担行為をしたのか。

2つ目、財源内訳をなぜ一般財源にしたのか。

3つ目、地方財務実務提要に明記してあることは、財務省の見解に照らせば予算流用となります。そのことについてどう判断しているか。

4番目、村長初め、基地・財政課長、担当関連課長は、この地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の交付要綱をご存じかと思いますが、とりわけ17条はどのようなになっているのかお答えを願いたいというふうに思います。

それと、最後の質問になりますが、小谷野電気との随意契約を行ったということですが、落札率は何%かお答え願います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、まず1点目でございますけれども、予算がないのになぜ支出負担行為を行ったかという点でございますが、予算がございましたので、支出負担行為を行っているということでございます。

〔発言する声あり〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 予算措置がなされていて、会計システム上といたしまして、村の事務手続き上、予算がないものについて支出負担項はできようはございませんので、予算措置がなされていたということでございます。

また、2点目のなぜ一般財源なのかというところでございますが、当初、繰越明許の財源とされて

いました地方創生交付金につきまして、その一部を今回補正をお願いしております事業費に充てるということで考えておりました。県、それから国と協議を行った結果、今回はちょっと間に合いませんでしたが、今回、歳出予算で計上させていただいている経費に見合う交付金につきましては、次回の議会で、補正予算として歳入のほうに計上させていただく予定とさせていただきます。

それと、予算流用についてでございますけれども、今、財務省ですか。総務省ですかの見解ということでございましたけれども、これは一般質問の答弁でも申し上げましたが、村といたしましては広義の地方創生事業ということで捉えた形で予算流用を行ったものでございます。

また、交付金の交付要綱17条につきましては、ちょっと今手元にございませぬけれども、変更、それから中止に関する規定だったかと思えます。交付要綱の第17条にそういう規定はあるんですけれども、今回、その規定に基づいた形で事業計画の変更を行うということで村のほうも予定をしていたわけですけれども、軽微変更というようなことだったんだと思えますけれども、正式な申請行為、あるいは承認の決定通知というような公文はなく、担当者レベルでのメールないしは電話でのやりとりと、最終的な決定についてはメールで事業着手して構わないというメールをいただいているところでございます。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、1番の予算がないのになぜ支出負担行為をしたのかということで、予算はあるということで、その内容をよく説明してほしいということだったんですけれども、予算があるんだからということなんですけれども、私が以前、課長から聞いたのは、こういう話を聞きました。まず、中止をした事業がある。そして、中止をした事業については歳出の面ではそれは当然不用額と処理されると。そして、交付決定が受けられた国・県支出金については、生きていると、だから財源があるんだと、そういうことでよろしいですね。私が今言ったことですね、財源があるというのは。

もう一回言いますよ。財源があるという根拠は、今回の簡単に楽させて言わせていただきますが、正式名長いんだもんね。いや、正式名で言いましょ。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業で、中止にした分、取りやめにした分、これについて歳出の面では不用額ということになるが、交付金については来るはずであるから、そこをもって財源があるということでもよろしいわけですね。

いや、これは質問の回数に数えられてしまうといけぬから、イエスカノーかだけでいいです。

では、議長、さっき詳しく説明してくれと言ったのに説明しなかったんだから、これは質問の回数に数えないで説明させて。

○議長（金井佐則君） 詳しく説明を財政課長はしているよな。どうだ、わからないの。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） さっきはシステム上ちゃんとあるということだけ、言ったのは。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 2の質問については今出ましたね。見合う交付金、次回やるということですね。

それで、3番の質問については、広義の意味で解釈していると。確かに冒頭も言いましたように、内閣府はそうに言ったようです。広い意味で創生事業に関することならばよいと。しかし、先ほど私読み上げましたね、これ。その中に明らかに内閣府が言っている広い意味というのが通用しないということが書かれているわけでしょう。

例えば、繰越明許費の予算内容とされており、款、項、事業名、金額を明記し議会の議決を受けることになると。それでさらに、そこのページの最後のほう、繰り越しの目的、事業名も特定して議会の議決を受けていることですので、仮に不用額が生じたとしても云々と書いてありますね。だから、内閣府が言うような広義の意味というのは間違いなんですよ。この条文に照らして。

いいですか。繰越明許補正の中には、款、項、事業名がちゃんと入っているんですよ。金額、これを議会にかけ、議会の議決をつけることとなっているわけでしょう。だから、基本的にこの事業名だっただけで変えることはできないんですよ。私に言わせれば、失礼だけれども、内閣府の担当の方が間違えていたんだと思うんですよ。財務省のほうも直には言いませんけれども、首をかしげていましたよ。そういう扱いについては、広い意味ということについては、こんなのは財政担当していれば常識のことでしょう。

さっきも言いましたけれども、幾ら内閣府が言ったからといって、今は地方自治が重んじられている時代ですよ。責任は地方の責任によって行政は行わなくてはならないんです。だから、必要以上に国・県だって地方の行政に介入をしたがらないわけでしょう。それを内閣府が言ったからというのを錦の御旗にして我々議員に対して言うということはおかしなことですよ。それを申し上げておきます。

それでは、今のことについてと同時に、私が先ほど読み上げました、この地方財務実務提要、このことに対して、これは違うんじゃないかということがあったら、さっきの私の内閣府の問題も含めて、

この中のことで違うんじゃないかということがあったら、簡単に言えばこの条文に反論があるなら言ってください。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） こちら、実務提要につきましては、地方公共団体の財政担当者の必携書というようなことで位置づけられるかと思えますけれども、先ほど一番最初に議員が1ページ目にありますものについては、今回の件には必ずしも当てはまらないといいたいまいしょうか、こちらで書かれていますのは、問が翌年度に繰り越した明許費について不用額が生じた場合、これを次年度に繰り越してということですので、例えば26年度から27年度に繰り越してきた、その結果、不用額が生じて、それを28年度で使えますかという例でありますので、こちらについては今回該当しないかと思えます。

○議長（金井佐則君） 13番。3問目。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 3問目になるわけね。

これ、問はそういうふうになっているけれども、答えのほうを読んでもくださいよ。答えのほうを。ちゃんと最終的にいずれにしても繰越経費に係る不用額は最終的には翌々年度、例えば26年度に繰り越したやつは28年度に繰り越すということでしょう。だから、27年度中には使えないということでしょう。そうでしょう、基本的にはそう書いてあるわけでしょう、これ。これが違うって、そうでしょう。これは違うと言ったって、繰越明許の性格はそうでしょう。国が出している繰り越しガイドブック、そこにもそう書いてありますよ。

この設問はここにもうはっきり書いてあるけれども、質問の要旨は必ずしも明確ではありませんと書いてあるけれども、でも繰越明許の性格はそういうことでしょう。もし、そういうことを否定して、後でそうだとわかったらどうするのかということがあります。

いずれにしたって、今言ったようなのと、あとの条文については反論がないということなんですから。だから、例えば款、項、事業名、金額を明記し、これは議会議決を受けると。繰り越しの目的、事業名も特定して議会の議決を受けていることなので、仮にも不用額が生じたとしても、その不用額は翌年度の経費の財源として繰り越した目的に係るもの以外に流用して使用することはできないということは認めたわけですよ。

それで、ではさっき財源があるというふうに豪語しましたよね。その財源の仕組みについて、清村課長は先ほど私が言ったように説明したはずですよ。清村課長はこの間、このことに関しては説明が二転三転しているんですよ。初めて私が聞いたときには、流用は問題ないと。議会議決もいらないと、そういうふうに内閣府から指導を受けていると、そう聞きました。それでまた変わりました。きっと初めの予算措置は、今回の先ほど申し上げた項目も、一般財源として財源内訳を上げるつもりじゃな

かったんだと思うんです。それが何かあって途中で一般財源に変えたと思うんですね。

そして、課長、まず1つは事業を中止したとなれば、そうすれば基本的には、その事業をしたものについては歳出については不用額になるわけですよね。でも、交付決定を受けた国・県の支出金は生きている。だから、財源はある。だから、今回は財源内訳を一般財源で補正を組んでいるけれども、議会がだまされて承認したあげくには、財源内訳をさっき言った事業を中止した国・県支出金を充てるといふ、それが執行の論法でしょう。これは明らかにおかしいわけですよ。

ちょっと村の課長の皆さんだって財政に絡んでいる人ならば、正當に考えておかしいと思うはずですよ。もし、これがおかしいと思わなければ、今まで何をやっていたのかということになります。そうでしょう。

それと、資料がいっぱいあるのでごめんなさいね。しょうがないやね。私は議員なのに課長以上のことを勉強してきているわけだから。

あと、先ほどの交付要綱については、ここに私持っています。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型交付要綱、17条、このように書かれています。

大臣は次に掲げる場合は適正化法第17条1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部、もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

1として、交付金事業者が適正化法施行令、または本要綱に基づく大臣の処分、もしくは指示に違反した場合。

2として、交付金事業者が交付対象事業に関して不正、怠慢、またはその他の不適当な行為をした場合。

3として、交付金事業者が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。

4、交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部、または一部を継続する必要がなくなった場合というふうに書かれています。

私は、今、村がやっていることはこの交付決定の不適当、場合によっては不正、さらに交付金を交付対象事業以外に使用、これらに当たるといふふうに考えております。

以上の質問について答えてください。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 1点目でよろしいかわかりませんが、私の説明が二転三転するというお話ございました。その時々で説明をさせていただいているわけですが、その時点での考えといいましようか、そういったことを申し上げております。その後、国・県等と協議を重ねて、私がお話した説明と異なる結果になる場合もございます。その点が二転三転というお言葉でございますけれども、時々、の最新情報といいましようか、そういった形で説明をさせていただいているところでございます。

それから、2点目でよろしいかわかりませんが、交付要綱の大臣が中止させられるというようなところのご質問でございますけれども、そちらにつきましては、村といたしましては事業承認も含めて適切な処理を行っているというふうに考えておりますので、不適正、不適切、不正というようなことには当たらないと認識しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 村として当然責任はあるわけでございまして、内閣府に責任を転嫁するというようなつもりは毛頭ございません。村として適切なことを行ってきたというふうに認識をしております。

○議長（金井佐則君） ほかに。

6番、小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番、小野関であります。

先ほど早坂議員のほうからあった部分、大分ダブるわけでありまして、自分の考えを述べさせていただいて回答をお願いしたいなというふうに思っているところであります。

まず、繰越明許費にかかわる4事業についてご質問をします。

過日の一般質問で説明を求めましたが、明確な回答が得られないために、自分の中では混乱した状態にあるということでありまして、村民の目から見れば、自分以上に理解できないと思っております。村民の目線に合わせた回答をお願いしたいと思っております。

質問の部分のページでありますけれども、45ページ、2款1項14目の防犯カメラ設置事業1,080万円について、それから53ページ、4款1項3目の母子保健事業817万2,000円、それから59ページ、10款1項5目の通学路見守り事業248万4,000円、61ページの10款5項1目の異世代交流教室推進事業127万5,000円についてであります。

この4事業については、繰越明許費の事業変更した事案でありますから、当然のこととして流用に関する調書が作成されているはずですが、そこで、調書を見てもらって、減少した科目の款項目名と事務事業名を説明願いたいことと、同じく増加した課目についても款項目名、事務事業名、そのところの説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前10時44分休憩

午前10時49分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） すみません、お時間いただきまして申しわけございませんでした。

流用した科目につきましては、流用前、流用後につきましては同一款項目でございます。2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費の中で流用を行ってございます。流用した事業、減少した事業といたしましては、むら・ひと・しごと・ふるさとまるごとブランド化事業、それから海外トップセールス事業でございます。増加した科目につきましては、防犯カメラ設置事業、母子保健支援事業、通学路見守り事業でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今、流用した款項目、全て4事業ともに総務費、総務管理費、6目の企画費ということであります。この議案書を見ると、防犯は目の変更で14目に変更ということでありまして、母子健康については4款であります。それから通学路と異世代交流は10款に変更されております。流用の調書と異なる予算執行というのはちょっと納得できないと、款項を変更してよいとする法的な根拠について説明をお願いしたいと。

また、地方創生の交付金をこれ充てていますよということなので、4事業ともに村の一般財源に計上されております。交付金を一般財源で使ってよいとする法的な根拠についても説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 1点目でございます。

款項目を超えて執行しているのかというご質問でございますけれども、先ほどご説明をさせていただきましたけれども、流用につきましては同一款項目内で実施といいたいまいしょうか、流用を行ったわけでございます。これにつきましても一般質問のほうで答弁させていただきましたけれども、11月の定期監査において、予算を整理したほうがいいのかという監査委員のほうからご意見をいただきましたので、今回補正予算として改めて計上させていただいているところでございます。

そもそも款項目の区分というものにつきましては、地方自治法のほうで定めがございまして、その説に従って款に大別し、各款中においてはこれを項に区分しという規定がございまして、施行令のほうで歳入歳出予算の款項の区分は総務省令で定める区分を基準として、これを定めなければならないとされているところでございます。

しかしながら、例えば議会費といいたいまいしょうか、各款項について、名称については地方自治法の施

行規則で規定があるわけでございますけれども、どの費用がどういったものだというようなものについては法令には書き込まれてございません。したがって、総務費で何を執行するかと、例えば民生費で何を執行するかという部分の明確な定義といえましょうか、根拠については法令上はないといったところでございます。

それから、2点目でございますけれども、今回の補正予算で財源が一般財源ということで補正予算のほうは計上させていただいているわけでございますけれども、これも先ほど早坂議員への答弁と一部重なる部分もございますけれども、今回の補正に関しては一般財源という形になっていたわけでございますけれども、次回の補正予算で今回の交付金事業関係の財源につきましては、歳入のほうで変更した部分についての交付金を27年度現年度予算で補正予算計上させていただくということで予定をしているところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） わからないところがあるので、いいですか、質問じゃなくて。

今回の部分、一般財源でという部分を、次回の議会で交付金にまた振りかえるという話でありますけれども、何でそんなことができるのかという話の部分、そこが言ってみれば、そのとき、そのときのご都合でころころ動かしてしまうと、そんなことがあっていいのかというのは法的な根拠があるのかという説明がちょっと欠けているので、もう一度その辺の解釈をお願いしたいと。

○議長（金井佐則君） それを含めて3問目やったらどうですか。

6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ただいま議長のほうからありましたので、一般財源で今回、議案書で承認を求めるものが提出されているわけであります。本来的には地方創生の交付金を充てる話でありますから、一般財源などはあり得ないと、村の税金を使ってやるんだよということで、今回これ承認を求めているわけで、そのことに関しては言ってみれば、ではこの議案書を訂正して出し直すべきが本来の話だと思っております。その部分、次回の議会でという話、そんなに交付金を使うのに余裕はないというふうに思いますので、それはいかがなものかなというふうに思っております。

また、再度この部分についても、これこれの法に基づいて、こういう執行をして、この4号議案、言ってみれば補正予算については、間違いはなかったという説明をもう一度お願いしたいのと、次に、質問を進めるわけでありまして、3問目ということでありますから、またこれも早坂議員の部分と重複はいたしますけれども、さきの一般質問で4事業ともに支出負担行為は行っておりますと、支払いも発生していると回答がありました。予算の裏づけのない予算執行は違法と地方自治法232条にあります。

この4事業については、きょうの補正予算審議を経て、採択されて初めて予算の裏づけがなされた

ということであろうと思いますが、言ってみれば先ほど早坂議員のところにも説明があったように、予算はありましたと。地方創生の交付金を充ててきましたという話であります。であれば、先ほどのまた繰り返しの戻ってしまうので申しわけないけれども、村の一般財源でなぜ計上したのかという思いが強く残るところであります。

過日の文教厚生常任委員会の中で、健康・保険課長のほうから説明があったわけでありましてけれども、補正予算に計上されている4事業の額は、地方創生の交付金と同額であると説明を受けました。言ってみれば、もう執行済みの予算についても、この議会で承認を求めるということになるわけで、これはまさに違法と言わざるを得ません。この行為自体が違法でないとする説明をお願いしたいと。

それから、地方自治法213条に違反する繰越明許費の流用に始まって、同232条に抵触する予算運用、これはまさに違法な対応というふうに思っておりますが、あつてはならないとは思いますが、法に則らない対応であるということで、地方創生の交付金の返還を求められる可能性もあるわけでありまして、そういうことも想定されます。この場合、誰が責任をとるのかと。村長なのか、総務課長なのか、基地・財政課長なのか。または各課を所掌する担当課長なのか。

以上、3点になろうかと思っておりますけれども、説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 1点目でございますけれども、予算もないのに執行しているというご質問ですが、予算措置はなされておりまして、26年度の繰り越し予算で措置をされているというところで、予算がないのに執行しているという部分は、予算があった上で執行しているということでございます。

それから、今回の補正予算につきましては、26年度の明許繰越部分について、それがもし繰り越しでないとなれば、全体を入れかえる補正ということができましてございますけれども、26年度の繰り越し予算でございますので、そちらについては補正することができないということで、現年度の追加のみの補正という形になってございます。そちらについて、違法であるかどうかというところにつきましては、法令に則ってやっていることでございますので、これは適法であるということでございます。

また、その財源につきましては、本当に今回一緒に補正予算のほうに計上することができなくて大変申しわけないのでございますけれども、当初、村といたしましては繰り越しの財源として見ていました国のほうの繰り越し予算としての交付金を充てるということで考えておりましたので、繰り越し予算につきましては、今回の補正予算に国庫支出金ということで計上はできませんので、一般財源というような形で処理をさせていただいたところがございますけれども、国、あるいは県と協議を重ね、現年度予算でその変更分については改めて補正予算に計上するというところで、そういう結論になりましたので、大変今回に間に合わなくて申しわけないんですけれども、次回の補正予算のほうで歳入の

増額補正をさせていただいて、一般財源との振りかえというんでしょうか、そういったことを行わせていただきたいというふうに考えてございます。

また、返還を求められたときに誰が責任をとるんだというご質問でございますけれども、そういった事態にならないように、今後につきましても適法に事務を執行してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

9番、松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番、松岡好雄です。

補正予算（第4号）について質問させていただきます。

1日の一般質問に続いて、執行からの回答についてはあらかじめお願いしておきます。それは、村長、職員においても現行の法律に抵触することなく、真摯に法に則って回答していただきたいと思っております。9月議会の議会だより等を見直しますと、答弁においても一部事実と異なる発言がありました。このようなことはないように、再度申し上げます。

それでは、1問目の質問に入ります。

本年度のもとになる地方創生事業の繰越明許費繰越計算書の様式についてお尋ねいたします。

まず、繰越明許費予算については地方自治法施行令第146条にて報告すると定めると決められています。また、地方自治法施行規則第15条で様式が定められています。

この6月の議会で報告した繰越計算書については、この法令に基づいてしていません。ページ数については、これを言うてから示します。

まず、1問目の中で3つ質問させていただきます。

12月1日の小野関議員の一般質問の説明も広義、狭義とはぐらかせて説明をしましたね。

2番目として、この法令を基地・財政課長は知っていましたか。

3つ目、もし知っていたとしたら、なぜこのような法に載らない説明をしたのか。誰の命令か、基地・財政課長の意思か。

その3つについて1問目の答えをお願いします。

○議長（金井佐則君） 松岡議員、申し上げます。

一般会計の補正予算の審議をしておりますので、その辺は重々ご承知の上、ご質問をお願いいたします。

もちろんページ数と正確な金額を。

今の質問、基地・財政課長いいですか。

暫時休憩。

午前11時06分休憩

午前11時07分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。
財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 違法行為をしているという認識ございませんので、それ以上の答えがちょっとございません。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前11時08分休憩

午前11時11分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。
松岡議員にお伝えいたします。

1問目の今の質問を1問目としてもう一回質問してください。
9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 1問目ね。

要は、言った言葉は繰越明許費ですか、ページ数で言えば、ページ数言えと議長先ほど命令したから、31ページ、15款、16款、それから45ページ、防犯カメラ、53ページ、母子健康、それから見守り隊、いろいろあるんだけど、それをなぜ基地・財政課長はそれに変えるということに対して、法令を知っていたのかと、変えてもいいのかと、流用していいかということをお尋ねしたと思うんだけど、これ間違っていますかね。ちゃんとはっきり法に則って答えてくれと言ってあるわけだから、わかったか。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回の地方創生交付金事業関係の事業変更につきましては、本年6月から7月の間に課長級で構成されます榛東村まち・ひと・しごと創生推進本部について事業内容を検討し、変更する事業を村として決定をし、その後、国との事前協議を開始し、変更の承認をいただいたところでございます。それに基づきまして流用を行って事業を執行してきたところでございます。

○議長（金井佐則君） 2問目だよ。
9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） よくわからないんだけど、では次に移りますよ。

このような事業を見直して、農家を見捨て、国に迷惑をかけたと思うが、その責任は誰にあるのか。基地・財政課長の責任か、村長の責任か、農家に迷惑をかけた認識があるのか、その責任は誰についての、その2点についてお答えください。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今回の地方創生交付金事業の見直した結果、農家を見捨てるというようなことにはつながらないと承知しております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） では、そういうことを言うのであれば、もう一度繰り返しますけれども、3問目かな……

○議長（金井佐則君） 3問目です。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 言い足りないかもしれないけれども、農家に迷惑かけていないというのであれば、先ほど言った防犯カメラとか、もろもろのやつは補正予算組めばよかったんじゃないですか、新しく、別に。幾らでもできたと思うんだよ。前から一般質問したり、いろいろ言っているように、当初予算で決定したものをいじくり回すんじゃないで、別の補正組んだって反対するものでもないし、物によっては。だから、そういうことをして農家に迷惑をかけないように、先ほど言ったでしょう。精米機買ったり、倉庫を買ったり、あちらへ米持っていけ、こちらへ持っていけなんて言っていないで、きちっとネズミに食われない、14度に設定できる米の倉庫、それから村で精米機、それだつて国の補助金で買えるわけなんだ。それを私はぜひ財政課長買ってくれと、村長にもお願いしているわけなんだ。

だから、3問目の質問だけれども、なぜ精米機を買わない。何で予算流用してしまったのか。これは違法ではないかと。先ほども言ったんだけど、それについてもう一度、村長、お答えください。しっかり村長も農業は榛東村の第1次産業だと言っているんだから、農家に迷惑かけないように、ぜひ国の費用でそれを流用することなく、流用は違法なんだから実際に、だからそれを使わないで、防犯カメラとか、そういうのを買うんだつたら、繰り返しますけれども、補正予算を組んで、別個にしてくれれば何の問題も起きずに、何で言ったっていい村長でいられたと思うんだけど、よろしくお願ひします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 精米機、倉庫等の話が出ましたけれども、それも検討させてもらった中で、

特に倉庫については実際村の倉庫的なものがある。それを活用するためにもうこれは必要ないんじゃないかということで、これについては売ってくれるほうと相談もして、了解の上で変更したというところでございます。

それと、精米機、精米機と言いますけれども、精米機について、実際のところ、違うところから調べたり何かしても、この分量とか、そういうものについては、これはもう10日ぐらいでできる。そして、民間でも十分それができるという中で、それはやっぱり買わなくても、そういう違うところに委託すれば、これはできるという判断の中で、これを買わないことにしたというところでございます。

もう少々待ってください。

そういう中において、そのほかにも中止した内容については、ご存じのとおり台湾へ視察をすることか、それについてもどれぐらい効果があるのか、それで果たして榛東と台湾との今までのコンタクトがあったり何かして、それをやっているのかどうか、これについて私は今のところ、これは言い方は悪いんですけども、無駄じゃないかということで、これをやめさせてもらったというところでやっております。

それのときには、総務省とか、そういう人たちと相談した結果において、今までも指導を受けて、県とかそういうところに指導を受けてこういうことをやらせてもらったところでございます。それがありますので、精米機とか、倉庫とか、そういうものについては費用対効果、あるいはそのほか農家に迷惑は一切かけていないということで、私どものほうは考えております。米を買い上げるについても、予定どおり、金額とかそういうものについてもちゃんとお支払いをして、これをやるということとは変わっておりませんので、そのほか何かあったら教えてもらいたいというように思います。

〔「暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

7番、松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番、松岡稔です。

45ページの13節委託料についてお聞きいたします。

ふるさと納税の商品代金ですけれども、ふるさと納税、現在どのくらいの金額になっているのか。それと、第3回定例会のときに専決処分で1億5,000万円の専決処分がなされました。それで、今回商品代ということで三千八百何十万の予算がついています。この今回買う商品は何に使われるのか。

その2問お願いします。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

委託料ということでふるさと納税の返礼品ということで手数料、商品代、それから送料ということで今回補正予算を組ませていただきました。当然、ふるさと納税の原資というか、ふるさと納税の寄附をいただいている返礼品に係るものということで、ふるさと納税の寄附額でございます。本日、納付金額というものを確認させていただいたところ、4月から本日、概ねでございますけれども、1億9,000万円を超える寄附額がございます。こちらで寄附額はトータルで1億9,000万円ということでございます。返礼品につきましては、商品代ということで概ね50%の予算ということで、寄附の申し込みをいただいた方の指定した品物というものでお返しをするということで、商品代につきましてはそのような形で希望商品を返ささせていただくということでございます。

手数料につきましては、前からお話ししているように、さとふるという業者に事業のほうをお願いしているわけですが、寄附額の12%プラス消費税、それから送料につきましては実質平均でございますけれども、1件につき約1,000円程度というようなことで、年度末までの金額を見込みまして、今回補正予算を組ませていただいております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 課長の中で納税してくれた人にお返しと言いましたけれども、今、お返しの人気ですよ。納税してくれた人が、こういうお返しをいただきたい、そういうふうになっていますよね。要するに上位から何が1番、2番、3番、4番か5番くらいまでお願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） 申しわけございませんが、大変好評はいただいております、順調にふるさと納税伸びております。返礼品につきまして上位幾つということなんですが、大変人気があるのが牛肉の関係とか、それから加工品でございますけれども、ソーセージとか、そういうものが人気でございます。5番目くらいまでということなんですが、先ほど申したものにつきましては、業者さんのほうで扱える商品、1日幾つということで扱える商品が決まってきてしましまして、それ以上は手が回らないということで、数の限定までさせていただいているところです。上位5つまでのランキングということですが、申しわけございません。ただいま把握してございません。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 先月の11月の中旬ごろから、お米の出荷が始まりました。それで、いろいろ先ほどからいろいろな生産者の意見がありました。もっと早く米がとれたんだから、お礼品にしてもらいたいという話もありました。

それと、我々もさとふるのサイトを見て、お米がまだ出てこなかったんですけども、いつごろから、どんな銘柄で出るのか。八州高原米で出るのか、榛東のおいしいお米で出るのか、ちょっと私まだわかりませんが、どんな形で出るのか。

それと、新米というのは課長はいつまでのお米を新米と捉えていますか。お願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） お米の件でございますけれども、もっと早くさとふるのサイトに載らなかったのかというようなお話でございますけれども、さとふるのサイトに載ったのが10月中旬で、もう既に募集のほうは始まっております。

あと、米の銘柄等でございますけれども、去年までは金芽米というような形で提供しておりましたけれども、ことしにつきましては榛東村のおいしいコシヒカリという形で提供させてもらっております。

それから、新米の定義ということなんですが、村のほうでも、寄附をいただいて、米の申し込みをいただいた順に順次提供してございますけれども、なるべく早く、在庫を持たないような形であればということも思っているんですが、こちらにつきましてもお米の希望があって、初めて出るというような形がございまして、なるべく早目に提供できるような形で考えております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。反対討論から行います。

反対討論ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 反対討論を行います。

本補正予算の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、消費喚起・支援型、同じく地方創生先行型の事業変更は以下の違法行為があります。

繰越明許費は繰り越した後においては繰り越した目的に反しないように予算執行しなければなりません。

2つ目として、予算議決をする以前に予算を執行いたしました。これは違法な予算執行であります。

3つ目、事業を中止したことによる不用額をこれらの新規事業の財源にすることも違法であります。

さらに、真塩村長が罪深いことは、たび重なる議会軽視をしたあげくに、このような違法行為をしたことでもあります。

私たち議員有志が再三にわたり議会議決をした事業を変更するのであれば、議会にどのような理由によって変更するのか説明するように要請したにもかかわらず、県と国と協議中であるので、結論が出るまで説明できないの一点張りでありました。

私たちは協議の結果の説明を求めているのではなく、なぜ議決をした事業を見直すかの説明をしてほしいと要請していたにもかかわらず、一切説明しようとする姿勢はなく、不誠実極まりない対応に終始をいたしました。その結果、右のようなたび重なる違法行為を行ったわけでもあります。

私は変更した事業自体を否定するものではございません。住民から選挙で選ばれた議員として、このような違法行為に加担することはできないことは当然であります。

また、たび重なる議会軽視、議決権の侵害を認めれば、議会の存在意義はなくなり、地方議会のあり方の根幹である二元代表制をみずから否定することになり、ひいては村の発展、住民福祉の向上にとって大打撃となることは確実であります。

議員の皆さんの賢明な判断を期待し、議案第72号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第4号）に対する反対討論といたします。

○議長（金井佐則君） ほかに反対討論。

ちょっと待って。失礼しました。

ここで賛成討論を行います。賛成討論ございますか。

3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 今回の72号 平成27年度榛東村一般会計補正予算、これについては賛成をいたします。

理由につきましては、今問題になっているのが地方創生絡みの話で、繰越明許、そして村長がなぜ事業変更したか。こういうところが問題になっておりますけれども、事業変更については、やはり阿久澤村政で4年間来て、繰越明許分、これもありましたけれども、真塩村長になって、これを一番私はやりたいんだと、村民のためにやりたいんだと精査をずっとしてきて、それで事業変更してきました。

そういう中で、母子支援事業、それと防犯カメラ、異世代、こういう事業を含みまして、非常に村民にとってはいいのかなと、こう思っていることと、それとこの精米機云々については、私は農家のため、これは必要だと思います。しかしながら、先ほど来、ふるさと納税で8,130万、これの補正があるということは、基本的にはふるさと納税も順調に行っているんだと、こういう感じがいたします。担当課長が精米については前橋と先日も言っておられましたけれども、そういう中で試行錯誤して、できれば今、村長言われている事業についてはよろしいんじゃないかと、今回この補正を組んで

きた事業についてはよろしいんじゃないかと、これが1点です。

繰越明許については、若干言わせていただくと、不用額については基本的には、今回交付金ですので、28年度予算ではこれは返納か使えない。28年度予算に不用額として、これは使えないんです、基本的には。交付金ですので、事業をやらなければ返納なんです。これを議員の皆さんについては認識をしていただきたい。

そういう中で、担当課長、これについては内閣府まで行って、今までの先行型の精米機については、この母子支援事業と、それと異世代事業、防犯カメラ、これで変更よろしいんですねと、こういう確認をとってきて、何回も何回も、これやったというふうに課長から聞いています。そういう中で内閣府がオーケー出していますので、この事業については基本的には問題ない、こういうふうに私は判断をいたします。

それと、繰越明許の議会議決、これについては要は不用額じゃなくて、流用の場合については款項一緒ならばよろしいという判断を会計検査上はしています。そういう意味で、違法違法といわれますけれども、私はこの今回の補正については違法性はないと確信をしております。

議員皆様のご判断にゆだねたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに反対討論ございますか。

小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番、小野関であります。

反対する立場で討論に加わります。

地方自治法213条及び同232条に違反する、この補正予算を承認することは、不正に加担する行為であり、村の自治に汚点を残すこととなります。昨日、財務省にも行ってまいりました。流用について、これは明らかに不正であるという指導も受けたところであります。

それと、また承認することは議会をないがしろにする村長の政治姿勢を認めることであります。断じて容認できません。

よって、反対討論といたします。

○議長（金井佐則君） 次に、賛成討論ございますか。

8番、南千晴さん。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 8番、南千晴です。

平成27年度一般会計補正予算（第4号）の賛成討論を行います。

今、議論になっております地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業等の変更に関しましては、地方創生先行型が8月20日に、地方消費喚起・生活支援型は8月17日に、内閣府が変更承認した

ということで説明を受けました。交付金の目的に沿った内容だから認められたというふうに理解しています。

その後、8月24日に繰越明許費となっていました2款1項総務管理費の中で、その中で流用し、現在もそこで執行しているということで理解しています。款と項を越えての流用ではないため、ここでの議会議決は必要がないと、これも理解しております。

交付金の変更しました事業内容を見てみますと、防犯カメラ設置事業、母子健康保健事業が多くを占めており、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることにつながる大切な事業であると考えます。また、防犯カメラの設置は村長の選挙時の公約でもあります。

町村長によって政策の重点の置き方はさまざまと考えますが、村長の掲げました「こどもに夢を、みんなに福祉と安心を」というスローガンのとおり、そこを大切にしたものとなっていると思います。

この補正予算は村民全体の福祉と安全につながり、必要なものと考え、以上の理由から賛成いたします。

○議長（金井佐則君） 次に、反対討論ございますか。

9番、松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番、松岡です。

この補正予算（第4号）、これは補正予算の採決に当たり反対討論を行います。

前村長の事業の検証、見直し、時間をかけて本来の業務で地方自治法違反をしたことを認めるわけにはいきません。議会法を無視して、損害賠償が発生した場合、この責任は村長、基地・財政課長、責任をとってもらいます。明らかにいろいろ検証してみたけれども、これは黒です、間違いなく。そここのところをよく議員の皆さんも考えて、採決に賛成、反対、どちらでも自分の好きですから、やってくださいよ。自分は反対いたします。よろしく。

○議長（金井佐則君） 次に、賛成討論を行います。

4番、小山久利君。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論をさせていただきます。

今回の補正の歳入においては、国・県、それぞれの制度改正及び金額の改定や改定見込み等による増額で、それに伴う村財政調整基金繰入金の減額、歳出においては、それぞれ上半期の終了時点での予算の執行状況による過不足、あるいは事業執行状況等による歳出額の増減であり、必要最低限の補正であると認められます。

先ほど、議論の中にありました地方創生交付金事業の地域消費喚起・生活支援型の7款商工費、第2弾プレミアム商品券発行事業、地方創生先行型の子育て支援事業に関連する2款総務費、防犯カメ

ラ設置事業、4款母子健康支援事業、10款教育費、通学路見守り事業、同じく異世代交流教室推進事業について、財政上は款項目の変更もなく、事業名称の変更により流用されてきた何の違法性もない予算であります。

基地・財政課長も何度も説明しておりましたが、11月開催の27年度上期監査により、監査委員さんから予算執行等の観点からわかりにくい場合も考えられるから、補正予算を上程し、わかりやすい予算にしたらという提案がなされたとのことでした。その内容についても十分理解でき、本補正予算に賛成といたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第72号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 賛成9名、反対3名。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第73号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第73号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の歳入の主なものは、支払基金からの前期高齢者交付金の減額、制度改正による繰入金
の増額でございます。

歳出の主なものは、療養給付費等の増額見込みに伴うものでございます。

議案書の68ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

6款前期高齢者交付金、補正額5,502万8,000円の減、計2億6,437万9,000円。1項前期高齢者交付金、補正額、計とも同額でございます。

10款繰入金、補正額2,446万8,000円、計1億5,404万7,000円。1項他会計繰入金、補正額2,446万8,000円、計1億3,204万7,000円。

歳入合計でございます。補正前の額20億6,561万9,000円、補正額3,056万円の減、計20億3,505万9,000円でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費、補正額7,750万円、計11億7,022万1,000円。1項療養諸費、補正額6,250万円、計10億2,355万4,000円。2項高額療養費、補正額1,500万円、計1億3,451万7,000円。

3款後期高齢者支援金等、補正額2,732万7,000円の減、計2億377万8,000円。1項後期高齢者支援金等、補正額、計とも同額でございます。

6款介護納付金、補正額1,443万8,000円の減、計8,330万4,000円。1項介護納付金、補正額、計とも同額でございます。

9款基金積立金、補正額6,659万5,000円の減、計1億1,009万9,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額でございます。

11款諸支出金、補正額30万円、計999万円。1項償還金及び還付加算金、補正額30万円、計969万円。歳出合計、補正前の額20億6,561万9,000円、補正額3,056万円の減、計20億3,505万9,000円でございます。

70ページからの歳入歳出予算事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

74ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

6款1項1目前期高齢者交付金、1節の前期高齢者交付金5,502万8,000円の減は、本年の支払基金からの交付額確定通知による減額でございます。

10款1項1目一般会計繰入金、一般会計の歳入にもございましたが、補正額2,446万8,000円は、国の制度改正によります軽減対象が拡大されたことによりまして、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分223万3,000円と、保険者支援分2,223万5,000円の増額でございます。

続きまして、76ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、3目の一般被保険者療養費、2項1目一般被保険者高額療

養費、それぞれ上半期の給付状況から、給付費の不足が予測されることから増額補正をお願いするものでございます。

次に、77ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金、補助及び交付金2,732万7,000円の減は、納付額確定による減額でございます。

6款1項1目介護納付金、19節負担金、補助及び交付金の1,443万8,000円の減も、納付額の確定による減額でございます。

9款1項1目国民健康保険基金積立金、25節の基金積立金6,659万5,000円の減は、本会計内の歳入歳出額の資金調整による減額でございます。

78ページ、11款1項1目一般被保険者保険税還付金30万円につきましては、さかのぼっての社保加入の事実等がございまして、国保税を還付するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第73号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第74号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第74号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入は後期高齢者医療保険基盤安定負担金額の確定による一般会計の繰入金が増額、歳出につきましては、保険基盤安定負担金額確定による後期広域連合への納付金が増額となっております。

議案書の80ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款繰入金、補正額195万9,000円、計3,486万円。1項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。歳入合計補正前の額1億726万7,000円、補正額195万9,000円、計1億922万6,000円でございます。続きまして、81ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額195万9,000円、計1億727万7,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額1億726万7,000円、補正額195万9,000円、計1億922万6,000円でございます。

82ページからの歳入歳出事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

86ページからお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金、補正額195万9,000円でございます。説明欄の県負担分147万円と、市町村の一般会計分48万9,000円でございます。

次に、88ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金195万9,000円、これは保険基盤安定負担金の額の決定によりまして、広域連合への負担金額が増額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第74号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで昼食休憩といたします。
午後の再開を1時といたします。
午前11時53分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き、会議を再開いたします。

◇

◎日程第12 議案第75号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第12、議案第75号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入は特別調整保険料の歳入増額見込み、給付費の増額見込みによる国、支払基金、県等の負担金の増額でございます。

歳出は保険給付費の増額見込みによるものでございます。

90ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款保険料、補正額295万2,000円、計2億4,054万1,000円。1項介護保険料、補正額、計とも同額です。

3款国庫支出金、補正額502万7,000円、計2億5,319万2,000円。1項国庫負担金、補正額412万3,000円、計1億9,041万4,000円。2項国庫補助金、補正額90万4,000円、計6,277万8,000円。

4款支払基金交付金、補正額480万6,000円、計3億273万2,000円。1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額233万7,000円、計1億6,077万7,000円。1項県負担金、補正額231万4,000円、計1億5,590万2,000円。2項県補助金、補正額2万3,000円、計487万5,000円。

7款繰入金、補正額126万9,000円、計1億5,988万2,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

すみません、計1億5,988万1,000円でございます。

歳入合計、補正前の額11億837万3,000円、補正額1,729万1,000円、計11億2,566万4,000円でございます。

91ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費、補正額1,713万円、計10億6,422万3,000円。1項介護サービス等諸費、補正額255万2,000円、計9億6,188万1,000円。2項介護予防サービス等諸費、補正額973万2,000円、計4,605万円。3項高額介護サービス等費、補正額147万7,000円、計1,926万3,000円。5項特定入所者介護サービス等費、補正額340万9,000円、計3,377万3,000円。6項その他諸費、補正額4万円の減、計107万4,000円。

3款地域支援事業費、補正額16万1,000円、計2,806万5,000円。1項介護予防事業費、補正額1,000円、計105万9,000円。2項包括的支援事業・任意事業、補正額12万円、計1,934万8,000円。3項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額17万4,000円、計758万8,000円。4項一般介護予防事業、補正額17万4,000円の減、計3万円。5項その他諸費、補正額4万円、計4万円。

歳出合計、補正前の額11億837万3,000円、補正額1,729万1,000円、計11億2,566万4,000円でございます。

92ページからの歳入歳出事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして説明をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、1節の特別徴収保険料295万2,000円は、徴収実績による増額補正でございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額412万3,000円。

3款2項1目調整交付金、補正額85万8,000円、3目地域支援交付金（包括的支援事業・任意事業）補正額4万6,000円。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額480万6,000円。

次に97ページ5款1項1目介護給付費負担金、補正額231万4,000円、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）補正額2万3,000円。

7款1項1目介護給付費一般会計繰入金、補正額214万6,000円、4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）補正額2万3,000円につきましては、それぞれ歳出額増額に伴います負担金、交付金等の歳入増でございます。

99ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

2款1項9目居宅介護サービス計画給付費、補正額255万2,000円は、上半期の給付実績によりまして今後の給付を予測しまして、不足が見込まれるため増額補正を行うものでございます。

2款2項1目介護予防サービス費、補正額698万8,000円から100ページの2款5項3目特定入所者介護予防サービス費、補正額3万5,000円までも同様でございまして、上半期の給付実績によりまして、今後の給付を予測し、不足が見込まれるための増額補正でございます。

101ページをお願いいたします。

2款6項1目審査支払手数料4万円の減は、28年1月から総合支援事業を実施可能にすることから、2款保険給付費から3款の地域支援事業費に見込み額を振りかえるものでございます。

3款1項3目、総合事業精算金、総合事業サービス実施市からの請求を予定し、増目をするものでございます。具体的には、高崎市が本年の4月から総合事業を実施しておりまして、高崎市の関係する施設から本村に請求の可能性もあるということで増目をさせていただくものでございます。

102ページをお願いします。

3款2項1目包括的支援事業費2万円の減は、3目生活支援体制整備事業費に振りかえをするものでございます。

2目の任意事業費12万円の増額は、給付実績による増額でございます。

3款3項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額17万4,000円は、総合事業実施によりまして、一般介護予防事業費から振りかえをするものでございます。

3款5項1目審査支払手数料4万円は、2款1項6目からの振りかえによる増額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第75号 平成27年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第76号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第13、議案第76号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） それでは、平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では歳出の増によります繰入金金の増額、歳出では処理場の管理費の増額でございます。

議案書106ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、初めに歳入になります。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

3款繰入金、補正額47万7,000円、計1億2,799万2,000円。1項繰入金、同額でございます。
歳入合計、補正前の額1億5,886万7,000円、補正額47万7,000円、計1億5,934万4,000円。
次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額5,000円、計1,154万4,000円。1項総務費、同額でございます。

2款管理費、補正額47万2,000円、計4,425万6,000円。1項管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億5,886万7,000円。補正額47万7,000円、計1億5,934万4,000円。

108ページから110ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては説明を省略させていただきます。

112ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款1項1目繰入金、補正額47万7,000円は、一般会計からの繰入金となります。

114ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務費、補正額5,000円は、4節共済費で共済組合への負担金となります。

2款1項1目管理費、補正額47万2,000円は、11節需用費で両処理場の施設稼働増等によります水道料となります。

115ページは給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第76号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第77号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第3号) について

○議長(金井佐則君) 日程第14、議案第77号 平成27年度榛東村後学校給食事業特別会計補正予算
(第3号) についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長(清水誠治君) それでは、議案第77号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補
正予算(第3号) について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書117ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額21万8,000円、計7,886万円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,995万4,000円、補正額21万8,000円、計1億5,017万2,000円。

続きまして、118ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額21万8,000円、計7,221万6,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,995万4,000円、補正額21万8,000円、計1億5,017万2,000円。

119ページから121ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書、総括でございます。説明は
省略をさせていただきます。

123ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額21万8,000円は、歳出の増額に伴いまして、一般会計から繰
り入れるものでございます。

125ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

1款1項1目総務管理費、18節備品購入費21万8,000円につきましては、洗濯機2台を購入するものがございます。文部科学省の学校給食衛生管理基準に2次汚染の防止としまして、作業着は作業区分ごとに洗浄及び消毒し、翌日までに乾燥させ、区分して保管するなど、衛生管理に配慮することとございます。現在、給食センターには15名の調理員等がおりまして、洗濯機1台では間に合わないために、2台を購入して対応するものがございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第77号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第78号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第15、議案第78号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、議案第78号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事

業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、臨時的任用職員の退職に係る共済費及び賃金の減額を行うもの、またそれに伴いまして太陽光発電所維持管理基金の積立金を増額するものでございます。

歳出のみの変更で、歳入補正はございません。よって、歳入歳出の予算総額に変更はございません。議案書127ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳出でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款総務費、補正額159万円、計1億8,539万8,000円。1項総務管理費、補正額、計とも同額です。

2款管理費、補正額159万円の減、計810万8,000円。1項管理費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額1億9,420万6,000円、補正額ゼロ円、計1億9,420万6,000円でございます。

128ページからの歳入歳出予算事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

131ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

1款1項1目一般管理費、25節積立金、補正額159万円は、臨時的任用職員の退職に係る人件費の減額分を太陽光発電所維持管理基金に積み立てるものでございます。

2款1項1目管理費、4節共済費、補正額21万7,000円の減は、臨時的任用職員の退職に係る社会保険料を減ずるものでございます。

2款1項1目管理費、7節賃金、補正額137万3,000円の減は、臨時的任用職員の退職に係る賃金を減ずるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第78号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第79号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第16、議案第79号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

○上下水道課長（清水喜代志君） それでは、平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は3条予算の収益的収入及び支出につきまして、臨時的任用職員の退職によります雑収益の減額と、総係費の減額でございます。

議案書133ページをお願いします。

補正予算（第2号）実施計画。

収益的収入及び支出の収入でございます。

左から款、項、目、補正予定額、計の順に朗読させていただきます。

なお、既決予定額につきましては省略させていただきます。

1款水道事業収益、補正予定額4,000円の減、計3億1,217万6,000円。2項営業外収益、補正予定額4,000円の減、計6,550万8,000円。4目雑収益、補正予定額4,000円の減、計728万円。

次のページをお願いします。

支出でございます。

1款水道事業費用、補正予定額125万円の減、計2億8,199万9,000円。1項営業費用、補正予定額125万円の減、計2億6,586万7,000円。3目総係費、補正予定額125万円の減、計2,176万6,000円。

内訳につきましては、次のページ、補正予算（第2号）説明書、収入で3節その他雑収益4,000円の減は、臨時的任用職員の雇用保険個人負担分の減でございます。

次のページをお願いします。

支出につきましては、4節賃金105万円の減、15節保険料20万円の減は、臨時的任用職員の退職に

よるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第79号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第17、請願・陳情についてを議題といたします。

過日、付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

5番、山口宗一総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 5番、山口でございます。

総務産業建設常任委員会の請願・陳情の審査報告をいたします。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成27年第4回第8号。付託年月日、平成27年11月30日。件名、村道1065号線乙倉海戸9号線道路拡幅工事。

委員会の意見。本路線は、5区地区内道路で、延長88.47メートル、幅員2.4メートルから3メートルの道路です。図面では通り抜けできることになっておりますが、現地は行きどまりの道路です。

委員会の意見。1軒のために多額な用地買収、工事費をかけるのは、費用対効果を考慮すると無理があります。代案として北の縦道は圃場整備により拡幅されて出入り口として利用できます。この道路を整備することが、多くの地権者に理解が得られる利便性が図られるのではないかと。

よって、本陳情は不採択とします。

審査結果。不採択。

○議長（金井佐則君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。

平成27年第4回陳情受理番号第8号は、審査の結果、不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成27年第4回陳情受理番号第8号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり不採択に決定いたしました。

以上をもちまして、日程第14、請願・陳情についてを終わります。



◎日程第18 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

日程第18、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第18から日程第20までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

◇

◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月30日の開会以来、本日までの10日間、8名の議員からの一般質問、平成27年度の補正予算、条例制定、一部改正や陳情などについて熱心なご審議、活発な質疑・討論がなされ議決いただき、本議会が閉会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今、政府が遊休農地への課税強化を検討していることに対し、各方面からの反対の声が上がっています。現場の現状を知らない霞が関の論理だとの意見が相次いでおります。農地所有者の貸し渋りによる農地の遊休化は、都市近郊部の開発が盛んに行われている地域の話で、榛東村のような中山間地域では、逆に農地の借り手が見つからないようなのが現状であります。使ってもらえないなら賃料などはいらないという農家が本村でも多いくらいで、やむなく遊休化しているケースがほとんどです。このような現状からかけ離れた施策では、遊休化、休耕地問題は全く解決しないことを政府には早く気づいてもらいたいと思います。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、議員各位におかれましては、健康管理に十分留意され、村の発展にご尽力いただけますよう、心よりお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で、平成27年榛東村議会第4回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 岸 昭 勝

榛東村議会議員 早 坂 通